目 次

○第1号(9月3日)

議事日程 第1号······1							
本日の会議に付した事件							
出席議員							
欠席議員							
説明のため出席した者							
事務局職員出席者							
開会・開議							
日程第 1 会議録署名議員の指名について····································							
日程第 2 会期決定について4							
村長提出議案の概要説明······5							
日程第 3 一般質問について							
◇小山久利君····································							
◇清水健一君·······1 4							
◇早坂 通君							
◇柗井保夫君······34							
◇南 千晴君····································							
◇栁田キミ子君							
◇松岡 稔君·······6 9							
日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認について(平成26年度榛東村一般							
会計補正予算(第4号))80							
日程第 5 認定第 1号 平成25年度榛東村一般会計決算の認定について82							
日程第 6 請願・陳情について87							
散 会							
○第2号(9月11日)							
議事日程 第2号 89							
本日の会議に付した事件・・・・・・・・89							
出席議員							
欠席議員							
説明のため出席した者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							

事務局職	哉員出	席者			9 0			
開調	養				9 1			
日程第	1	会議録署	名議員	の指名について	9 1			
日程第	2	認定第	1号	平成25年度榛東村一般会計決算の認定について	9 1			
日程第	3	議案第4	9号	榛東村税条例の一部を改正する条例について1	0 5			
日程第	4	議案第5	0号	榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基				
				準を定める条例について1	1 1			
日程第	5	議案第5	1号	榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関				
				する基準を定める条例について1	1 9			
日程第	6	議案第5	2号	榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業				
				の運営に関する基準を定める条例について1	2 1			
日程第	7	議案第5	3号	榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正				
				する条例について1	3 1			
日程第	8	議案第5	4号	平成26年度榛東村一般会計補正予算(第5号)に				
				ついて	3 2			
日程第	9	議案第5	5号	平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算				
				(第1号) について	4 4			
日程第二	1 0	議案第5	6号	平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予				
				算 (第1号) について1	4 7			
日程第二	1 1	議案第5	7号	平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第				
				1号) について	4 8			
日程第二	1 2	議案第5	8号	平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算				
				(第2号) について	5 0			
日程第二	1 3	議案第5	9号	平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会				
				計補正予算 (第1号) について1	5 2			
日程第二	1 4	報告第	4号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告書について1	5 3			
散 会	슻			1	5 5			
○第3号(9月18日)								
議事日和	呈 第	· 3号······		1	5 7			
本日の会	会議に	付した事	件	1	5 7			
出席議員								
欠席議員								

説明のた	.め出	席した者	• • • • • • • •	158			
事務局職	員出	ぱ席者⋯⋯		1 5 8			
開議				159			
日程第	1	会議録署	名議員	員の指名について			
日程第	2	委員会議	案審查	『報告(予算・決算特別委員長報告)			
日程第	3	認定第	1号	平成25年度榛東村一般会計決算の認定について160			
日程第	4	認定第	2号	平成25年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認			
				定について161			
日程第	5	認定第	3号	平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の			
				認定について167			
日程第	6	認定第	4号	平成25年度榛東村介護保険特別会計決算の認定に			
				ついて			
日程第	7	認定第	5号	平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決			
				算の認定について173			
日程第	8	認定第	6号	平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の			
				認定について176			
日程第	9	認定第	7号	平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算			
				の認定について			
日程第1	0	認定第	8号	平成25年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認			
				定について187			
日程第1	1	認定第	9号	平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会			
				計決算の認定について190			
日程第1	2	認定第1	0号	平成25年度榛東村上水道事業会計決算の認定につ			
				いて193			
日程第1	3	議案第6	0号	動産の取得について			
日程第1	4	請願・陳	情につ	oいて			
日程第1	5	総務産業	建設常	常任委員会の閉会中の継続調査について206			
日程第1	6	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について					
日程第1	7	議会運営	委員会	☆の閉会中の継続調査について206			
日程第1	8	議員派遣	につい	77206			
議長挨拶				207			
閉 会				207			

平成26年第3回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

9月3日 (水)

平成26年第3回榛東村議会定例会会議録第1号

平成26年9月3日(水曜日)

議事日程 第1号

平成26年9月3日(水曜日)午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 一般質問について

日程第 4 承認第4号 専決処分の承認について

平成26年度榛東村一般会計補正予算(第4号)について

日程第 5 認定第1号 平成25年度榛東村一般会計決算の認定について(提案)

日程第 6 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番 清 水 健 一 君 3番 小 山 久 利 君 小野関 武 利 君 5番 7番 南 千 晴 君 9番 柳 田 キミ子 君 11番 岸 昭 勝 君 13番 金井佐則君

2番 柗 井 保 夫 君 山口宗一君 4番 6番 松岡 稔 君 8番 松岡好雄君 10番 岩 田 好 雄 君 早 坂 通 君 12番

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

村 阿久澤 成 實 君 副 村 長 萩原貞夫君 長 総務課長 村 上 和 好 君 基地・財政課長 山 本 比佐志 君 税務課長 岩 田 健 一 君 住民生活課長 早川雅彦君 子育て・長寿 青 木 繁 君 健康・保険課長 小野関 均 君 支 援 課 長 彰君 建設課長 清 水 喜代志 君 産業振興課長 新藤 上下水道課長 会 計 課 長 小山美子君 久保田 勘 作 君 教 育 長 阿佐見 純 君 学校教育課長 清水誠治君 生涯学習課長 清 水 義 美 君 代表監查委員 岩崎唯雄君

事務局職員出席者

事務局長倉持直美 書 記 富 澤 美由紀

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長(金井佐則君) 皆さん、おはようございます。

定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成26年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご 参集をいただき開会できますことを、心から御礼申し上げます。

さて、広島市の住宅地を襲った土砂災害の惨状には言葉を失うばかりです。この災害では、地域の 防災を担う自治体による危険の事前周知、避難情報の伝達のおくれなどの問題点が指摘されておりま す。一方で、現実には緊急時の判断の難しさもあります。予想しにくい局地的豪雨、崩れやすい土壌、 就寝中の時間帯など悪条件がそろっておりましたが、地形や土壌の弱点はわかっていたはずです。土 砂災害の可能性は想定できたのではないでしょうか。土砂災害防止法は、危険箇所を警戒区域や特別 警戒区域に指定し、災害予想図の配布や避難態勢づくり、宅地開発の制限などを求め、本村でも実施 しております。

しかし、今回の被災地の大半は警戒区域に指定されておらず、住民の多くは災害の恐れを認識していなかったようです。避難勧告を出す場合でも厳しい決断を迫られます。今回、未明に気象台などが土砂災害警戒情報を出し、市が勧告の目安となる基準雨量にも達しました。だが、様子を見る形となり、勧告が出たのは被害が発生してからです。各地で避難勧告のおくれが問題になっております。「対象地域が絞れない」「深夜の避難は事故が心配」「空振りすれば勧告が信用を失う」とためらう理由を上げます。とはいえ、迅速な避難行動が水際で生死を分ける鍵にもなります。「空振りを恐れずに」というだけでなく、判断に迷わないよう勧告基準を明確にし、安全な避難路や安全な場所の確保も必須条件だと思います。災害はいつ、どこで起きてもおかしくはありません。住民にも身の回りではどんな災害が起き得るのか、いざというときにどう情報を把握し、どういった行動をとるのか、常日ごろから意識してもらいたいと思っております。

さて、国政に目を向けますと、安倍首相は「安全保障や地方創生など、戦いの第2章が始まるので、 人心を一新して臨みたい」と述べ、第2次安倍内閣発足後初めてとする内閣改造を党の役員人事とあ わせて、本日3日に断行する方針を表明しております。

この中で安倍首相は、これまでの政権運営に関連し「今の体制で政権を支えてもらい、1年8カ月 さまざまな成果を出してもらった」と述べました。その上で安倍首相は、「日本を取り戻す戦いはまだ道半ばであり、人心を一新して臨みたい」と述べています。

素直に受け取るなら、政権としての大いなる意気込みとなりますが、裏には女性議員重視の姿勢と、約60人もいる入閣待機組の処遇という自民党内の事情もあるようです。当選回数なら衆議院でも5回、参議院でも3回以上が目安と、肩書きがつけば次の選挙にも有利となります。

次期内閣にも、地方を元気にする役割を担う地方創生担当大臣も新設されます。より重要性を増す

改造内閣だからこそ、能力より党内事情を優先する人材であってはなりません。用いられる人はどん な適材か、見守りたいと思っております。

さて、本日から始まる本定例会には、7名の議員による一般質問や平成25年度決算の認定、条例の制定、一部改正、補正予算など、多くの重要議案等が提案されております。議員各位におかれましては、十分なご審議をお願いするところであります。

また、本日は、大変お忙しい中、代表監査委員の岩崎唯雄さんにご出席をいただいております。岩崎代表監査委員におかれましては、お暑い中、連日決算の審査に当たられ、大変お疲れさまでございました。決算等審査意見書につきましては、後ほどご報告をいただくことになっておりますが、予算が適正かつ有効に使われるよう、議会として監視機能を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

初秋とはいえ、まだ残暑厳しい日が続いておりますが、議員各位におかれましては、十分お体ご自愛の上、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げて、開会の挨拶といたします。

なお、本日は区長さんを初め、大勢の皆さんの傍聴、大変ご苦労さまでございます。傍聴されます 皆様方に申し上げますが、「傍聴人心得」をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いを申し上げ る次第であります。

それでは、ただいまから平成26年第3回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席と岩崎代表監査委員の出席を求めて おりますが、全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した日程に従い、会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(金井佐則君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

7番南千晴さん、8番松岡好雄君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長(金井佐則君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

第3回定例会の会期は、本日3日から9月18日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3日より18日までの16日間と決定いたしました。

◎村長提出議案の概要説明

○議長(金井佐則君) ここで村長より、本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長(阿久澤成實君) 改めまして、おはようございます。

第3回定例会が本日から18日までの16日間開催させていただけますことに、まずもって御礼申し上げます。

また、傍聴の皆さん方にはいつも村の行政にご心配をいただき、そしてまた側面からご協力をいただいておりますことに御礼を申し上げたいと思います。

さて、先ほども議長からもお話がございましたように、広島における集中豪雨により土砂災害で罹災された方、または亡くなられた方には心から哀悼の誠をささげたいと思っております。また、一日も早い復興を祈念するものであります。新聞等で被災地の写真を見ると、勾配のある土地にびっしりと家屋が建ち、そこに河川が幾筋も見え、そこから土砂が雪崩を起こしてきたというような状況でございます。家屋等地域の状況は違えども、本村も上位部に幾つかの河川を有し、最近ではゲリラ豪雨や竜巻の被害等も増大しております。自然の猛威の恐ろしさを再認識し、防災への対応も今まで以上に取り組まなければならないと認識を新たにしたところであります。

また、8月26日に東京の「ぐんまちゃん家」で開催しました本村の観光の魅力をPRするサロン・ド・Gにおきましては、都内の旅行関係者と歓談ができ、また盛況のうちに終えました。議員皆様のお力添えのたまものと、これも感謝を申し上げるところであります。体験で得たものを本村観光、経済振興のために事業推進を図っていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今まで以上のお力添えをお願い申し上げるところであります。

また、きょうは代表監査委員の岩崎様におかれましては、村の財政の的確な運営の監視を1年間され、その結果の審議をやられるわけでございますけれども、今までお世話になった、そしてまたご協力をいただいたことに御礼を申し上げるところであります。

それでは、本定例会に上程させていただく主な議案等について説明させていただきます。

まず、専決処分でございますが、一般会計補正予算について承認を求めるものであります。

次に、条例関係でございますが、一部改正では、榛東村税条例の一部を改正する条例、榛東村福祉 医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、新条例では、榛東村家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例、榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例並びに榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例な ど、5条例を提案するものであります。

次に、補正予算でございますが、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、住宅新築資金等貸付特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、学校給食事業特別会計、自然エネルギー発電事業特別会計並びに上水道事業会計となっております。

次に、平成25年度の決算認定でございますが、一般会計におきましては、歳入決算額が51億8,155万8,344円、歳出決算額が49億8,221万8,428円、差し引き額1億9,933万9,916円となりました。また、一般会計と特別会計を合わせた額につきましては、歳入決算額においては89億5,781万1,353円、歳出決算額が85億4,739万6,632円で、差し引き額4億1,041万4,721円となりました。

このほかに上水道事業会計の決算としましては、収益的収入決算額が2億5,765万6,154円、収益的 支出の決算額が2億5,571万7,138円、差し引き193万9,016円となりました。また、資本的収入決算額 が500万円、資本的支出決算額が7,943万4,556円、差し引き7,443万4,556円の減となりました。

これらの決算に対しまして、議会予算決算特別委員会でご議論をいただいております。それらを踏まえ、今後の執行あるいは次年度以降の予算編成に役立てていきたいと考えております。

最後に、動産の取得でございますが、本年度消防第2分団のポンプ車の購入契約をいたします。これが動産の取得に当たるため、提出するものであります。

以上が、本会議に上程させていただく主な内容となっております。よろしくご審議の上、議決をお 願い申し上げまして、説明並びに挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 阿久澤村長より提案理由の説明が終わりました。

◎日程第3 一般質問について

- ○議長(金井佐則君) 日程第3、一般質問を行います。
 - 一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順位は届け順といたし、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者にお願いいたします。時間に制約がございますので、質問に対し、簡潔明瞭なご答弁 をお願いいたします。

質問順位1番小山久利君の質問を許可いたします。

3番小山久利君。

〔3番 小山久利君登壇〕

○3番(小山久利君) 皆様、おはようございます。ご苦労さまでございます。

質問に入る前に、議長、村長からもお話しございましたが、8月19、20日に広島県で発生しました 豪雨による土砂災害で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお 見舞い申し上げます。

今回質問いたしますのは、八州高原と白子の海両発電所の建設資材についてですが、具体的には有害物質を含む建設資材が使われた心配はないか、訪れた方々はもちろん、近隣住民の健康を害するおそれのある物質が含まれた鉄鋼スラグの混入された砕石が使用されていないか、確認させていただきたいと思います。議長に許可をいただきましたので、貴重なお時間をいただきまして質問させていただきます。

以降、自席に戻りまして質問を続けさせていただきます。

○議長(金井佐則君) 3番小山久利君。

[3番 小山久利君発言]

○3番(小山久利君) ことし3月、第1回定例会中の全員協議会で水資源機構群馬用水管理所より 調査の結果、村内の群馬用水管理道路の一部から環境基準を超える六価クロムやフッ素などの有害物 質が検出されたので、路盤材を入れかえるという報告がございました。これは、舗装材料として使用 された大同特殊鋼渋川工場の鉄鋼スラグから有害物質が検出されたことにより、急遽検査したことに よる結果だと思います。

これに関連して、毎日新聞の8月5日付のインターネット配信、また8月6日付の上毛新聞によりますと、鉄鋼メーカー大同特殊鋼の渋川工場の有害物質を含む鉄鋼スラグが混入した砕石が八ッ場ダムの代替地整備や、生活道路の工事に使われたと報道されました。

毎日新聞によれば、有害物質は環境基準の5から23倍に達し、専門家は撤去が望ましいと指摘しているそうです。ダム関連工事の関係者によると、有害物質を含む建設資材が許可なく使われたのは代替地住宅の盛り土や周辺の生活道路などで、毎日新聞では、地権者の同意を得て建設資材の砕石を採取し、環境省指定の第三者機関に鑑定を依頼しました。

結果、有害物質フッ素が環境基準の5から23倍検出され、また環境基準の対象ではないが、植物に 影響を及ぼす強アルカリ性を示したと書いてあります。

スラグをめぐっては、大同特殊鋼の渋川工場から出た有害物質を含むスラグが、渋川市内の建設会社に販売されたときに、販売額より高額な引き取り料と見られる逆有償取引だったことが問題化しました。今回の代替地をめぐる工事にも同じ建設会社が関与しており、同社はこれまでダム関連工事十数件に参加し、大同から引き取ったスラグを天然砕石にまぜて使っていた。国交省も同様の情報から現場の砕石を採取し、スラグと見られる砕石を確認し、業者から事情を聞いていると報道されました。本村でもゴルフ場跡地に太陽光発電所をつくるに当たり、格安で造成工事をしていただけるということで、渋川市内の業者により平成24年1月12日から2月29日までの工事で4万9,300平方メートルの造成を終了しました。その後、平成24年4月5日から7月31日にかけて自然エネルギー施設関連安全修景整備工事として同事業者に外構工事も契約しております。そして、大雨による災害復旧工事でもこの同一業者の砕石が使われていると思います。この業者が、毎日新聞で報道された渋川市内の建

設会社と同一会社であることがわかり、非常に心配しているところです。

そこで総務課長にお尋ねいたします。

このような報道がされたことはご存じでしょうか。

○議長(金井佐則君) 村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 大同特殊鋼のスラグの関係については、前の課のときに群馬用水の関係 についてはうちのほうもかかわりがありましたので、その関係については承知しているところです。

大同特殊鋼の関係の県の工事の関係ですが、平成21年度以降、27工事で鉄鋼スラグを含む砕石を使用したことが確認されております。内訳では、県の森林部の工事が2工事、農政部が4工事、県土整備部は21工事でした。なお、施行に当たっては、県では品質規格証明書により安全性を確認しておりまして、現場で安全性を確認するため、環境安全品質基準の分析試験を実施しているところです。

その結果、抽出されました6工事につきましては、全てこの基準値に適合していることが確認されております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

- ○3番(小山久利君) そこでこの一連の発電所建設に当たる工事の中で、どのくらいの量の砕石が使われたのか教えてください。
- ○議長(金井佐則君) 暫時休憩します。

午前9時22分休憩

午前9時23分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開します。村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) 私のほうからお答えさせていただきます。

過日、議長名で設計書の情報提供の請求があり、写しを提供してある2件についてのお尋ねだと思っております。

しかしながら、造成の過程においては施工土、必要となった砕石については、無償で入れていただいたものもありますので、また外周道路についても全国議長会の視察が予定されておりまして、5月3日の集中豪雨災害箇所視察のときに、私が当業者に現地でここへ入れたらどのくらいお金がかかるんですかということで見積もりをお願いした経緯がございます。

しかし、そのときに金額で約250万円ほどかかりますよねという見積もりをいただきまして、いろ

いろ精査したところ予算化できないということで、依頼をとめた経緯がございます。

そして、6月末の完成時にそれを当該社長が覚えておりまして、全国の議長さん方が訪れるのに恥をかかせないという思いで、村長の意を酌んで無償で実施してくれた経緯がございます。そのような状況の中で、平成24年度、平成25年度の両年に村が発注したものについては、鉄鋼スラグは使用されておりません。

それから、無償で提供していただいたものについては、国土交通省、県環境森林部の調査の結果、 全て安全基準をクリアしているものであると報告を受けております。そのような状況の中で、村で発 注したものについては、それ以上というか、量としてはちょっと把握できませんけれども、無償で入 れたものもそういう状況ですので、量の確認はできないということでございます。

ただ、面積からいいますと、外周道路のフェンス延長が約800メートルございます。それから、外 周路の幅については約10メートル、それから進入路は約100メートルで道路幅は約7メートルと推定 されます。厚みについては不明でございます。それから、ビジターセンター付近のものについては、 造成工事は含まれておりません。

以上です。

○議長(金井佐則君) 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番(小山久利君) 工事の施工については公共事業の一般的なルールからすれば、使用材料の基準は仕様書等で定められていると思います。国交省ではダム関連工事に天然砕石を使用するよう義務づけ、渋川市の建設会社から提出された材料証明書にも「天然資材」と記入されていたそうです。

村の工事で使用材料の基準、使用材料証明書はどうなっているのか、その辺仕様書に記載されてい たのか、教えてください。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 今回のうちのほうの造成工事の中では、この砕石の関係については設計書にも入っておりません。もちろん仕様書にも入っていないということでございますので、入っていないものについて証明書をとるということはしていないということです。

以上です。

○議長(金井佐則君) 3番。

[3番 小山久利君発言]

- ○3番(小山久利君) 工事の手順として基準の仕様書とか、業者からの使用証明書の提出の必要がないものでよろしいんですか。
- ○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 通常の工事であれば、例えば、建設課が発注する道路工事、これにつきましては、設計書はもちろん、また設計図、また仕様書等があると思います。その中で使用材料についてうたっていると思います。ただ、今回の造成工事につきましては、設計仕様の中に入っていないということでございますので、それをうちのほうからあえて証明書なり、そういうものを求めるということのものはないということです。

○議長(金井佐則君) 3番。

[3番 小山久利君発言]

- ○3番(小山久利君) 証明書がないということで、発電所用地以外にビジターセンターと称する周辺施設でも同じく開発した面積とその使用した砕石の量はわかるものでしょうか。先ほど村長から外周道路とかの説明はあったんですけれども、ビジターセンター周辺ですね。その開発した面積と使用した砕石の量を教えてください。
- ○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

- ○総務課長(村上和好君) そちらのほうについても、先ほど言ったように設計図書に入っておりませんので、それの証明の関係については求めておりません。
- ○議長(金井佐則君) 暫時休憩します。

午前9時29分休憩

午前9時30分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開します。

総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

- ○総務課長(村上和好君) 余りあやふやなことを言ってしまうとあれなんですけれども、先ほど言ったように設計図書に入っていないということでございますので、面積的なものはここでは言えないということでよろしいでしょうか。
- ○議長(金井佐則君) 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

- ○3番(小山久利君) 面積はわからないということで、当然入れた砕石の量もわからないということでよろしいんだと思います。こちらの砕石についても、仕様書や使用材料証明書はないということでよろしいんでしょうか。
- ○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 先ほども言ったとおり、設計図書に入っていないということでございま

す。あくまで無償という形ですので、そういう証明書はありません。

○議長(金井佐則君) 3番。

[3番 小山久利君発言]

○3番(小山久利君) このスラグに関しては、強アルカリ性ということで一定の植物にも反応するということで、たしかあの周りにはラベンダーを植えたはずですが、今行ってみても見当たりません。 影響が疑われるとすれば、この場所は榛東の上位部でもあり、環境や水質にも影響するところです。 渋川市でも市内の11カ所で検査を実施し、環境基準を超えるフッ素などを検出したとしていますが、 榛東村でも検査を実施していただきたいと思いますが、 いかがでしょうか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) ラベンダーの話からさせていただきます。

ラベンダーは、もともと上記の建設会社からご寄附をいただいたものであります。そして、現地の 冬場での囲いの寒冷に対しての管理が不十分であったことと、それから管理上のミス、というのは、 草刈り等で刈り取ってしまったところがあります。そして、村で予算化して購入した大鉢のものはち ゃんと生育しております。これは確認をしております。それから、もしということで答えさせていた だくのはどうかと思うんですけれども、質問でありますので答えさせていただきます。調査をするの であれば、全村の建設箇所に該当するのではないかというふうに思っております。

しかしながら、渋川市で既に実施していますが、その中で数値に異常のあった箇所も当時の環境基準に合っており、その環境基準等が変更になった平成22年度以降のものは全く異常数値を示していないことが公表されております。必要となるのは、平成21年度以前である本件のお尋ねの箇所については調査の必要はないというふうに考えております。

○議長(金井佐則君) 3番。

[3番 小山久利君発言]

○3番(小山久利君) 調査の必要がないということで回答をいただきました。
次に、白子の海のソーラーポートについてお聞きします。

この事業も自主財源の確保ということで農業用水維持管理基金から2億円を取り崩し、シャープとの随意契約で工事が行われたと記憶しています。この工事にもやはり渋川市内の建設会社が関係したと記憶しております。この工事においても砕石が使われていると思うんですが、品質を明記した仕様書等があるのか教えてください。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) この現場につきましても、先ほど言ったとおり同様でございまして、設計図書等に入っておりませんので、その辺の証明はございません。

○議長(金井佐則君) 3番。

[3番 小山久利君発言]

- ○3番(小山久利君) ここもないとすると、どの品質の砕石をどのくらい入れたというのも全くわからないでしょうか。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 先ほどから申し上げておりますように、その骨材については、今問題になっているのは21年度の前の骨材がこうだああだというお話であって、今ご指摘のものは24年、25年にまたがった工事で採用させていただいたものでございます。これには全くそういったものの疑念はないという報告を受けております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 3番。

[3番 小山久利君発言]

○3番(小山久利君) 渋川市の建設会社社長は、毎日新聞社の取材に対し、スラグが誤ったことはあるかもしれないが、故意に入れたことはない。仮に出てきたとしても混入がわずかであれば、有害物質の影響は低いから障害はないと説明したそうです。

しかし、鑑定結果では、環境基準の5から23倍という数値が検出されています。誤ってスラグが混入したことがあるかもしれないと発言していることがあるわけです。また、同社の砕石が使われた可能性も高いわけですから、やはりこれは検査する必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 社長がどういうふうにおっしゃったかわかりませんけれども、先ほどから申し上げておりますように、疑問を持たれている骨材については、21年度前のものについてもそこの当時はクリアしていたと。22年度からその基準が違ってきたというものであって、村で発注しております24年、25年の骨材については、ないというふうに私は思っております。

それから、先ほど課長のほうからも話されましたように、群馬県では平成21年以降、27工事で大同特殊鋼の鋼材スラグを含む砕石を使用した箇所を確認した中で分析結果をしたところ、基準以内であるという報告を受けておりますので、またインターネットでも出ておりますので、そのことを私たちは信じて、ないというふうに思っております。

○議長(金井佐則君) 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番(小山久利君) 白子さんも非常に協力的に快く土地を貸していただき、また榛東村でも数少ない食品を扱う大手の企業ですから、この先も友好な関係を保つという観点からもぜひ検査をしてい

ただき、公表していただくことで安心できると思います。

次に、八州高原の榛東ソーラーパークの第2の目的であります観光の拠点ということで、ことし桜の苗木を植えました。ふだんゲートで閉ざされているこの周辺に今後も投資をして観光開発をしていくのか、お聞かせください。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 議員にもご案内のように新しくできたソーラーパークを村の活性事業にもつなげていきたいという思いは私はあります。そして、先ほど桜の苗というお話がございましたけれども、これは投資したわけではございません。桜の協会からいただいたものを植林させていただいたと。それも職員同士でさせていただいたというところでございます。環境整備をしながら、あのパノラマを生かさない手はないというような考えの中から、私としては従前どおりの考えのもとに余り投資をしないで、自然環境を生かした中で観光と経済の活性化につなげていきたいと、こんなふうに思っているところです。

○議長(金井佐則君) 3番。

[3番 小山久利君発言]

○3番(小山久利君) 造成工事の途中で、以前ゴルフ場でも使用していたPCB入りの変圧器を高額な負担で処理した経過もあります。ゴルフ場跡地にはまだまだ相当量の建設機材や作業所なども放置したままの状態です。これらを含め、観光開発をするには、まだ相当高額な予算が必要だと思います。計画性を持って事業を進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) ご指摘のように私どもも早く解決したいというふうには思っております。 しかしながら、榛名カントリーとの契約の中でいろいろな問題がございまして、ちょっと私にもそれをどうだというのはちょっと言えませんけれども、いまだもってクラブハウスも取り壊せない状況にあります。それは、裏にいろいろと事案があるわけです。そのためにあの機械とか、そういうものについて、いろいろ今も調査をしながら前向きにやっているんですけれども、相手があることです。 そのためになかなか進まないというのが現状でございます。それらをクリアした中で、村の観光開発にすれば、今、議員がおっしゃるように、そういうものもどんどんと片づけるという言いぐさはないんですけれども、整理をして、見やすい、それからまた新しい観光名所となるような環境づくりは、これは必要かなというふうに思います。努力をします。

○議長(金井佐則君) 3番。

[3番 小山久利君発言]

○3番(小山久利君) 大変貴重なお時間をありがとうございました。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長(金井佐則君) 以上で3番小山久利君の一般質問が終了いたしました。

引き続き一般質問を行います。

質問順位2番清水健一君の質問を許可いたします。

1番清水健一君。

[1番 清水健一君登壇]

○1番(清水健一君) 皆様、おはようございます。

議席番号1番清水健一でございます。

我が国における高齢化が急速に進展する中、高齢期を迎えても可能な限り長く、健康で過ごしたい と思うのは、誰もが望むことと考えられます。

高齢期を健康で元気に過ごすための具体的な方法の一つとして、高齢者が介護支援などのボランティア活動に参加することで世の中の役に立っていると生きがいを感じ、それが心身の健康の増進につながり、介護予防にも役立つと指摘されております。こうした中で、介護支援ボランティア制度を実施する自治体が徐々にふえてきております。ボランティアに参加する高齢者がふえることで介護予防が促進され、その分、介護保険の給付費を抑制することにもつながり、厚生労働省も1、高齢者の介護予防、2、住民相互による地域に根差した介護支援などの社会参加活動、3、にぎわいにあふれる地域づくりの3点の実現を同制度の狙いとしているところであります。

そこで今回は、介護ボランティアについて、2点目に高齢者・障害者支援対策、代筆・代読支援の 充実について、3点目に消防団の処遇改善について、以上質問させていただきます。

以降、自席に戻りまして質問を続けてさせていただきます。

○議長(金井佐則君) 1番清水健一君。

[1番 清水健一君発言]

○1番(清水健一君) それでは、通告に従いまして質問を続けさせていただきます。 介護ボランティア制度について伺います。

地域において自主的、主体的な住民活動により、地域の福祉課題を支え合いにより解決する実践は 今後ますます期待され、重要になっていきます。そこで、住民の介護関連の広域活動、ボランティア、 住民活動を支援する本村の取り組みはどうか、現状と課題をお伺いいたします。

○議長(金井佐則君) 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長(小野関 均君) それでは、お答えをいたします。

介護保険制度に係るボランティアの現状としましては、地域支援事業としましての介護予防サポーターや認知症サポーターの養成と、その活動支援を中心として実施しております。介護予防サポーターについては、地域での自主的な活動に意欲をお持ちの方を対象としまして、介護予防に関する知識

や技術を習得していただき、現在まで70名の方が研修を終えております。その中で、現在、約30名の 方が村で実施しております月曜はつらつ教室、いきいき教室などでボランティアとして活動していた だいております。介護予防サポーターに対しては、フォローアップ研修や情報交換会など、その活動 の支援を行っております。

認知症サポーターについては、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守る地域社会を実現することを目的にしまして、現在まで約200名の方が養成講座を受講され、資格を取得されております。介護予防サポーターや認知症サポーターの育成、支援を通じまして、サポーターの方々の熱意を感じているところですが、今後の課題としましては、ボランティアの需要と供給のバランスを調整することが大事な課題と考えております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 1番。

[1番 清水健一君発言]

○1番(清水健一君) 地域において、民生委員さんや多くの心ある方々が地域の支え手として頑張っておられる。そこで、こういった方々に対する支援として東京都稲城市の例なんですけれども、高齢者の介護支援ボランティアを積極的に支援することで、地域福祉の向上と高齢者自身の介護予防に資する制度を実施しています。

群馬県においても、元気な高齢者の地域参加、社会貢献を後押しする元気高齢者活躍支援策として「群馬はばたけポイント」を取り入れました。榛東村でもこの制度をボランティア活動の支援策として積極的に活用してはいかがでしょうか、お考えをお聞きいたします。

○議長(金井佐則君) 健康·保険課長。

[健康·保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長(小野関 均君) 今、清水議員がおっしゃいました東京都稲城市の介護支援ボランティア制度、地域で支え合う介護を実現するために、地域資源であるボランティアの活動を支援するとともに、このボランティアに参加する高齢者自身が社会参加と生きがいづくりを通して、みずからの介護予防にも取り組んでいただくという2つの目的を持って、全国に先駆けて実施されたものだそうです。具体的には、65歳以上の高齢者が社会福祉協議会にボランティアとして登録し、紹介されたボランティア受け入れ施設での活動時間に応じて手帳にスタンプを押してもらい、翌年度に社会福祉協議会で認証してもらったポイント手帳を市に提出したときに、限度額5,000円の範囲内で現金化できるというものだそうです。

群馬県でも、県下の市町村でそれぞれ介護支援ボランティア制度を立ち上げ、市町村内の運用を基本としながら、市町村の枠を超えて他の市町村で活動した場合も対象とし、活動場所も介護施設だけでなく、病院などに拡大し、獲得ポイントが先ほど議員がおっしゃいました「群馬はばたけポイント手帳」というものに記録され、現金に換金したり公共施設の入場券と引きかえることもできるような

制度を目指すとして計画をしました。

現在、群馬県内では、桐生市が平成24年度から、前橋市、館林市が平成25年度から、それから千代 田町ではことし8月から、伊勢崎市ではことし10月から、それぞれの実施または実施予定だそうです。 団塊の世代が65歳を迎え、元気な高齢者の社会参加と介護予防を支援するとともに、ボランティアの 需要と供給を調整し、地域で支え合う介護を実現していこうということだと思います。今後、県実施 市町村の動向を確認させていただきながら、制度の研究をさせていただきたいと思います。

○議長(金井佐則君) 1番。

[1番 清水健一君発言]

- ○1番(清水健一君) 介護ボランティア制度は高齢者の健康増進や介護予防につながること、また 介護保険料の負担軽減と、さらに社会参加、地域貢献にも通じた生きがいづくりの促進できる介護ボ ランティア制度を榛東村でも導入すべきと考えますが、村長のお考えをお聞かせください。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) お答えさせていただきます。

先ほどより説明がありましたように、団塊の世代が65歳を迎え、元気な高齢者の社会参加、介護予防支援、ボランティアの需要と供給などから実施できれば有効な事業であると思っております。介護保険利用計画も第6期計画策定に向けて懇談会が活動をこの村でも始めたところであります。事業計画策定の中で県事業実施市町村、その他の動向を確認しながら制度の研究を進めていきたい、こんなふうに思っております。

○議長(金井佐則君) 1番。

[1番 清水健一君発言]

○1番(清水健一君) ぜひ実施できるようによろしくお願いいたします。

次に、代読・代筆支援の充実についてお伺いいたします。

高齢化が進む中、視覚障害者だけでなく視力が低下した高齢者など、文字を読んだり書いたりすることが困難な人がふえています。日常生活を送る上で、読むこと、自分の意思をあらわすために書くことは、必要不可欠の行為と言えます。現在、聴覚障害者のために手話通訳者や要約筆記者の派遣はある程度行われております。視覚障害者や高齢者を対象にした代読や代筆などのサポート体制は十分に保障されているとは言えない状況にあります。こうした読み書きに支障がある人への支援は、社会参加の確保と地域社会の共生を実現するものとして重要な課題であり、目の不自由な人を対象とした代読・代筆などの読み書き支援の充実は必要であります。

例えば金融機関や役場から送られてくる通知など、社会生活を送るために必要な書類などを受け取っても、目が不自由なために確認できないという事態に悩む人は少なくありません。目が不自由な人が読み書き支援を受けられる仕組みづくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長(金井佐則君) 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 読み書き・代読・代筆情報支援サービスにつきましては、 読み書きが十分にできないため、日常生活において不自由を強いられている高齢者や障害者の情報支援を行うものです。

東京都品川区におきましては、平成23年4月に策定しました第2期品川区地域福祉計画に高齢者らの在宅介護の支援の一つの施策として盛り込み、取り組んでおります。また、函館市におきましても、同市がNPO法人へ委託して函館視覚障害者図書館を2011年から開始しまして、同年が233人、2012年が271人、2013年も前年度を上回るペースと昨年10月の地元新聞で紹介されておりました。

このサービスを提供する職員らは、プライバシーの保護、守秘義務の厳守や音訳の技能などを習得する必要があります。実施しているところでは、人材育成のための養成講座が不可決であるとのことです。

本村におきましても、子育で・長寿支援課では平成26年度の事業としまして、第4期障害者福祉計画を策定しております。また、健康福祉課が中心となって進めている第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画にも関連します。これらの計画策定過程におきまして、障害者や高齢者が自立した社会参加を促進する施策の一環として、読み書き・代読・代筆情報支援サービスを検討課題に加えながら研究したいと考えております。

○議長(金井佐則君) 1番。

[1番 清水健一君発言]

○1番(清水健一君) 東日本大震災では、多くの被災者が避難生活を送る中で、避難所などに掲示された各種お知らせ等がみずから読めず、周囲で読んでくれる人もいなかったため、必要な救援物資を受け取れなかった高齢者や障害者がいたと指摘もあります。こうした中、独自に読み書きサービス、代読・代筆を行う自治体が注目を集めています。

平成23年7月に成立した改正障害者基本法に、情報バリアフリー化の一環として、読み書き支援サービスを行う人の養成、派遣を国や自治体に求める規定が盛り込まれ、さらに昨年4月に施行された障害者総合支援法の実施要綱に、自治体が行う支援の一つとして、代読や代筆が明記されました。目が不自由な人があらゆる場所で読み書き支援をいつでも受けられる仕組みづくりが必要と考えます。

村長にお伺いいたします。

支え合いの社会の実現と、情報のバリアフリー化の充実に向けて、代読・代筆支援の取り組みを提案させていただきます。村長のご見解をお聞かせください。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) お答えします。

先ほど課長からもお話がございましたように、本当にこういうものは真剣になって取り組んでいかなければというふうに思います。ましてや、障害者や高齢者に対しましては、側面からそういった支援をしなければならないというふうに思っております。そんな中で、第6期介護保険事業計画、あるいは高齢者福祉計画も今年度立ち上げました。その中でこれもリンクするわけでございますので、そういったものも提案しながら計画策定をしていきたいと、こんなふうに思います。

○議長(金井佐則君) 1番。

[1番 清水健一君発言]

○1番(清水健一君) ぜひ実現に向けてよろしくお願いいたします。

次に、消防団の処遇改善についてお聞きいたします。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が課題となる中、消防団の 重要性が改めて注目を集めています。消防団は消防署とともに、火災はもとより、地震などの自然災 害への対応などを行う消防組織法に基づいて条例で定めた組織で、全ての自治体に設置されています。 火災や災害の発生時にいち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応に当たる地域防災のかなめであ ります。

特に、3年前の東日本大震災では、団員みずからが被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を 投じ、大きな役割を果たしました。その一方で、住民の避難誘導や水門などの閉鎖など、198人の方 が殉職し、命がけの職務であることが全国的にも知られました。

しかし、その実態は厳しいものがあります。全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年には130万人以上いた団員は、2012年には約87万人に落ち込んでいます。その背景には、高齢化に加えてサラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減の要因とされています。そこで、榛東村の団員数の変動、また現状をお聞かせください。

○議長(金井佐則君) 村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 本村の消防団員の団員数でございますが、榛東村消防団設置条例に基づきまして定数は決められております。消防団員の定数は団長以下145名と決められております。この定数は10年前から変わっておりません。

団員数ということでございますが、平成25年度末の団員数は142名です。 3名充足しておりません。 以上です。

○議長(金井佐則君) 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番(清水健一君) 榛東村の団員数の変化は余りないということなんですけれども、全国的にはかなり減ってきているということです。こうした事態を受け、昨年12月の臨時国会で、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる消防団支援法が成立しました。この法律は消防

団を将来にわたり地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義しました。そして、地域防災のかなめの存在である消防団員の処遇改善を規定したものであり、震災での消防団の活躍を受けて、その必要性が強く主張され、成立したものであります。

この支援法には、消防団員の確保はもとより、日ごろより厳しい訓練や管轄地域の地域防災の普及 啓発などに尽力している消防団員の報酬や出動手当を引き上げられるよう、さまざまな機会を通じて 処遇改善を直接国が働きかけていくことになっています。

現在の榛東村の消防団員の報酬、またほかの市町村との比較をしたときに、どうなのか教えてください。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 近隣市町村の比較ということです。

平成25年度の実績の比較ということで、報酬手当について申し上げます。

まず、報酬ですが、榛東村につきましては総額で795万円です。お隣の吉岡町は667万7,250円です。 渋川市につきましては、4,224万1,910円でございます。

次に、出場手当の比較ですが、榛東村につきましては627万8,400円。お隣の吉岡町は268万5,000円です。渋川市はございません。

報酬手当の合計額を団員1人当たりで置きかえますと、本村につきましては1人当たり9万8,126円、吉岡町につきましては7万3,142円、渋川市につきましては6万4,788円となっています。

なお、報酬手当につきましては、平成11年から改正はしておりません。 以上です。

○議長(金井佐則君) 1番。

[1番 清水健一君発言]

○1番(清水健一君) 最後に、村長にお聞きします。

処遇改善について、具体的には階級や在籍年数に応じて設けられている退職報償金は、全階級で一 律5万円を上乗せするほか、年額報酬、出動手当の引き上げについて、各自治体に条例改正を強く求 めているのが特徴であります。消防団支援法に示しています消防団員の退職報償金や年額報酬や出動 手当などの処遇改善の取り組みについて、村長はどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) お答えさせていただきます。

村民の生命、身体及び財産を守る消防団活動には深く日ごろより感謝しております。また、敬意を払うところでもあります。

先日の広域ポンプ操法競技大会の活躍や県大会の出場により、昼夜を惜しまず訓練している消防団

員の苦労に感謝を申し上げる次第です。

また、県大会出場による激励会の開催、それから訓練参加者への手当や必需品などを今定例会で専 決処分をさせていただき、ご提案を申し上げているところでもあります。また、最近消防団活動は、 火災活動だけではなく、自然災害等による出場や迷い人の捜査など、多岐にわたる活動をお願いして いるところであります。

先ほど課長が説明したとおり、榛東村消防団は条例定数を満たしていない状態でありますが、役場職員で構成している本部班に21名が団員となっておりまして、またラッパ隊にも2名応援しているところであります。今後も消防団員確保において、職員で組織する本部班を維持していくところであります。

ご質問の処遇改善ですけれども、本村におきましては報酬や出場手当については、現状適正価格と 判断しておるところでございます。また、退職報償金につきましても、消防団員等公務災害補償等共 済基金、共済制度に基づき、退職報償金を支給しておりまして、新制度に移行しておるところであり ます。

また、昨年度は第1分団の詰所の新築や今年度は第2分団の消防自動車を更新するなど、消防施設整備や車両の更新、装備の充実強化を図っているところでもあります。また、団員の基礎研修、それから幹部研修などの教育訓練も重ねているところでありまして、地域を守る消防団員の活動を充実させ、そして村民が安心・安全な社会実現のために向けて、これからも努力していかなければというふうに心を新たにしているところであります。

○議長(金井佐則君) 1番。

[1番 清水健一君発言]

○1番(清水健一君) 地域防災のかなめである消防団であります。十分に活躍してもらえるよう本当にその時々で処遇改善をお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長(金井佐則君) 以上で、1番清水健一君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩とします。再開を10時15分からということにします。

午前10時3分休憩

午前10時15分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番早坂通君の質問を許可いたします。

12番早坂通君。

[12番 早坂 通君登壇]

○12番(早坂 通君) 皆さん、こんにちは。

本日は3項目について一般質問を出しております。

第1項目めとして、第6次榛東村総合計画の策定方法について。2番目として、子ども・子育て支援制度について。3番目、選挙公約についてということで、以上の3項目の質問を通告しております。 詳しいことは、この後、自席に戻って質問をしたいと思います。

○議長(金井佐則君) 12番早坂通君。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) まず、第6次総合計画の策定方法についてでありますが、正直言いまして、この総合計画日程表を見ると、平成25年度の昨年8月には業者が決まっているという状況なので、本来ならば、そのころにすればよかったんですけれども、私も昨年4月に当選したばかりだったので、いろいろ頭が回らず、ちょっと時期外れな感じのこの時期に総合計画の策定の仕方について質問することになってしまいました。

そこで、お聞きしたいのは、例えば第5次総合計画の基本構想のところを見ますと、このようなことが書かれているんです。「村民と共に歩むパートナーシップによるむらづくり」「村民主役」ということで、「村民と行政の協働による村民が主役のむらづくりの推進」、「環境共生」というところで、「豊かな自然環境との共生を前提としたむらづくりの推進」、「相互扶助」のところで「相互扶助の精神に基づいた人に優しいむらづくりの推進」ということがまず書かれてあります。

そして、次のページに「豊かさを実感し夢と感動を創造する村・榛東」、その中で「村民の知恵と協働による自立した村」ということで、細かくちょっと書かれているので読みます。「豊かさを実感する」……恵まれた自然環境の恩恵を実際に感じることを意味しています。「夢を創造する」……「夢」は自分自身や村の将来の姿のことを表し、その「夢」を自分の考え方に基づいて明快に描くことを意味しています。「感動を創造する」……「感動」は"心の豊かさ"、"生きる活力"などを人々に与えるものであり、それらをむらづくりの原動力として、村の新しい個性や価値を創り出していくことを意味しています。ということになっています。

それで、次に「むらづくりの基本目標」というところで、「住民参加を創造する"むらづくり"」ということが見出しにありまして、その中には「むらづくりを進めるためには、長期的な視点に立って、住民と行政が協力し合うことが重要です。このため、対話と協調を基本にお互いを尊重して支え合い、助け合いながら、全ての住民が躍動する生き生きとしたむらづくりを進めます」と。「永住環境を創造する"むらづくり"」、「「むら」は、住民の生活と生業の場として、快適で、安全で、健康で、便利で、楽しく、誇りと愛着をもてる環境であるべきです。誰もが安心して永く住み続けられるよう、周辺地域で最も暮らしやすい魅力あふれる村をめざして、豊かで質の高い永住環境を創造するむらづくりを進めます。」と。

次に、「環境共生を創造する"むらづくり"」ということで、「緑豊かな森林や美しい田園風景は、

村に託された大きな地域資源であり、これらの地域資源を保全・活用するため、水や緑など豊かな自然環境を創出するほか、リサイクルに代表される環境対策の強化を図り、環境との共生を創造するむらづくりを進めます」。

次に、「魅力個性を創造する"むらづくり"」、「「むら」の個性は、村内にあふれる資源を活か しながら、未来への可能性を追求することにより、魅力あふれる資源として継承されていきます。ゴ ミのない美しいむらづくりの推進、さらには村の活力の源泉となる産業の活性化などにより、榛東村 らしい魅力・個性を創造するむらづくりを進めます。」というようなことが書かれているんです。

もちろん、ここに書かれていることは、私自身ももっともだと思います。また、こういうような村が実現されれば本当にいいというふうに思います。ここに今言った中で、この間努力をされてきたところもあると思います。ただ、私から言わせると、余りにも実情から離れまして、何か理想だけを並べ立てているような気がしてならないんです。それはなぜかというと、その原因は、住民アンケート調査をことしも2,000とったんですか、それはいいですよね、それをとってほとんどコンサルタント会社に丸投げして、それを分析してもらって、そしてこういう基本構想の文章なんかも、恐らく私が考えるには、コンサルタント会社がつくったものだと思うんです。だからこういう何か実情に合わない、実感に乏しいこういう計画ができるんだというふうに思うわけです。

そこで、私の今言ったことについて、村長どうお考えですか。

○議長(金井佐則君) 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 今いろいろ総合計画の中のポイントをこちらで聞かせていただきました。 要は、どういうふうにその総合計画が日々生かされているかということだと思います。そんな中で、 本村においては、総合計画が日々の行政活動の出発点と考えております。行政活動の裏づけとなる予 算ですけれども、平成26年度当初予算編成においては、第5次総合計画の基本理念である先ほど議員 がおっしゃいました心の重視、環境の重視、人の重視の3つを基本理念として取り組むことで村でも 定義をしております。

また、私はここ3年間広報しんとうの年頭の挨拶の中でも、第5次総合計画の基本理念や、むらづくりの将来像、豊かさを実感し、夢と感動を創造するということを年頭の挨拶とさせていただいております。

また、平成25年度に作成した村政要覧の発刊に当たりましても、「夢と感動を創造する村」を引用 し、これを実現したいと日々努力をしているところでもあります。

現在、第5次総合計画に基づく事業を実施中であり、総合計画に示されている基本理念、将来像、 基本目標による各種政策が行われており、各年度の当初予算編成には根幹計画のヒアリングを実施す ることにより総合計画とのすり合わせを行い、次年度の予算編成に反映しているというところでござ います。 繰り返しになりますけれども、第5次総合計画のむらづくりの基本目標は、これからも私の日々の 行政活動の出発点と考え、これからも取り組んでまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) 最も私が強く強調したいのは、先ほど最初に読み上げました「村民主役」、「村民と行政の協働による村民が主役のむらづくりの推進」ということが基本構想に掲げられていますけれども、果たしてこのことをこの間、行政として真剣に取り組んできたかと。私は到底思えないんです。私が議員になった1年余りを見ていても、そうは思いません。私が議員でないころのことを考えても、そういうふうには思えません。やはり何といったって地方行政は今言われていることはここなんですよね、「村民が主役」ということなんですよね。ここのところをしっかり押さえた行政をすることが必要だというふうに思います。

それはそれとして、もう一つ新たに聞きたいことは、平成23年で、もうご存じだと思うんですよ、地方自治法が改正になりました。つまり基本構想の策定義務は市町村になくなったわけです。その項にあった議会議決ということも削減されたわけです。一応、万が一知らないといけないので言っておきますけれども、地方自治法に義務づけられているのは基本構想だけなんです。要するに、いわゆる総合計画と言われるのは、その基本構想を受けて基本計画をつくって、そして俗に年次計画と言われるやつですか、その3つから成っているのが総合計画というふうに言われているわけなんですが、それはいいとして、平成23年の地方自治法の改正を受けて、総合計画を今後どうするかという議論は庁内でされたのかどうか、村長。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 先ほども申し上げましたように、基本構想、それから基本計画、それから 年次計画というふうな形でいろいろな施策の立案をしているわけですけれども、23年以降改正された 中でやっているかというお話でございますけれども、毎年予算編成に当たっては、庁内でのヒアリン グ、それからローリング、そういったものを現社会に合わせた……

[「質問していることと違う答えが」の声あり]

○議長(金井佐則君) 村長、いいよ、続けて。全然違うのか。

[「はい」の声あり]

○村長(阿久澤成實君) だって、やっているのかどうかという話でしょう。

[「じゃ、もう一回」の声あり]

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) 平成23年度の地方自治法の改正では、基本構想をつくらなくてもいいです

よということになったんですね。ですから、その基本構想をつくらないでいいですよということによって、基本構想をつくらない自治体も出てきているんです。だから、その改正を受けて、じゃ、榛東村として今後総合計画はどうするか、基本構想はどうするかという議論がされたのかということを聞いているんです。

○議長(金井佐則君) 山本基地·財政課長。

[基地·財政課長 山本比佐志君発言]

○基地・財政課長(山本比佐志君) 地方自治法の改正によりまして、平成23年度に法的根拠が削除されました。これ、このとおりなんですけれども、榛東村についてはあえて第6次総合計画をつくるということで当時議論をしまして、つくらなくてもいいのではないかという、もちろん担当課とすればそういう意見と、このままもう一つ5次があったので、6次もつくろうじゃないかということで議論したわけでございますけれども、結果から申しますと予算に盛り込んで、第6次総合計画をつくることになったと、こういうことでございます。

当然、これからにつきましては、総合計画策定委員会、議員さんについても参加していただき、議論していただき、基本構想ができた後については、議会に報告するというもとに、必要性を感じて予算編成によって予算に盛り込んだということでございます。

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) 新たな質問をします。

議会議決も必要でなくなったわけなんですが、それについては村長はどうお考えですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

- ○村長(阿久澤成實君) 議会議決はなくなったというのは承知しております。ただやはり何ていうか村の方向性を定めるものについては、やはり議会の皆さん方と議論を交わして、そしてつくり上げていかなくてはならないという観点から見れば、できたものについては事細かにやっぱり報告はしなくてはというふうに思います。
- ○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

- ○12番(早坂 通君) だから私が聞いているのは、議会議決も要らなくなったわけなんだけれど も、今後、議会議決を必要と考えているのか、報告だけでいいと考えているのかということを聞いて いるんです。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 先ほど申し上げましたように、報告をするということでございます。

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) それで、しつこいようですが、策定委員会もつくるということなんですが、 今まで私も正直言って、この総合計画をつくるときに私は議員としてかかわったはずなんです。なか なか先ほど冒頭に言いました実情をきちっと把握した総合計画というものが、この間できていなかっ たと思うんです。

それで、その実施計画については、みんな注視して、何々の事業が実施されたかというのは注目しているんですけれども、でも私は、そこはそこで大事なんですけれども、せっかくこういう基本構想というものをうたっているわけですから、やっぱりこの基本構想なんかも実現するような姿勢が必要だと思うんです。先ほどの話だと、常にこれを見て、予算なんかも立てていくと言いますけれども、じゃ、本当にこの榛東村で村民と行政の協働による、村民が主役のむらづくりができているのかといえば、そんなことないですよね。この間のオスプレイの件を考えたって、住民は何も知らされずに議会議決をして、さらに村長が住民に何の相談もなく、米軍の駐留も認めるような発言をしてしまうわけですから、そこはやっぱり住民が主役の村政というのが軽んじられているというふうに私は思うんです。

そういった観点から、やっぱり総合計画をつくるときには、本当に実現可能な榛東村の実情に合ったものをつくる。それには充て職で策定委員を選ぶんじゃなくて、もっと工夫をして、いろんな人の意見が聞けるような策定委員会をつくって、そこでやっていくと。そこでやったことは極力、実施計画だけじゃなくて、この基本構想についてもいかに実現していくかということも真剣に論議していくようなむらづくりをしていく必要があると思っています。

以上で、この問題については私の質問は終わりますけれども、もし村長に何かあれば時間を与えますので答えていただいて、もしなければ、時間がもったいないので、節約してもらいたい。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) せっかく時間をもらったので一言。

先ほど早坂議員のほうから基本構想とか、いろいろな面で村が本当に真剣に取り組んでいるかどうか。それが実施されているかどうかということは、早坂議員は思っていないというようなお話でございました。

しかし、その捉え方によっていろいろあるんですけれども、私としては今、5次計画の中でいろいろと計画されたのを一つ一つ検証しながら、そしてまた1年ごとにローリングしながらやってきたということでございまして、そこいらはお認めいただきたいなと思います。

それから、全部ができるものについて基本計画に入れたほうがいいというお話でございますけれど も、夢と感動を与えるという点からすれば、ある程度夢物語ではないんですけれども、その辺も加味 しながら、これからの10年計画は取り組んでいかなければならないかなというふうに思います。 以上です。

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) それでは、次の質問に移ります。

子ども・子育て支援制度について、質問項目にもありますように、平成27年施行後、村の幼稚園、 保育園、学童保育所の体制は維持するのか、変更を考えているのかという通告を出しております。

ただ、保育園、学童保育所については、公設民営ということですから、村の意向で全てどうとるか ということは決められるものではないというふうには思いますけれども、基本的な考え方を答弁して ください。

○議長(金井佐則君) 清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長(清水誠治君) 幼稚園の関係につきまして、説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援制度の目的としまして、質の高い幼児教育と保育の総合的な提携を図るとあります。当村の幼稚園におきましては、早朝預かり、長時間預かり保育、一時預かり保育、子育て支援センターの運営を行っておりまして、国が示す幼保一体による幼児教育部分と保育サービスをあわせ持っております。

また、今回の新制度の発端となりました都市部における待機児童問題でございますが、本村においては生じておりません。認定こども園に移行した場合、幼稚園においては、施設の状況から現状の形態を変えることは難しいと考えております。

認定こども園に移行する場合の大きな問題点は、保育料の所得階層区分による設定でございます。 現行の幼稚園保育料月額は4,500円で、他市町村と比較しても低料金となっておりますが、移行する 場合は、応能負担により、保護者負担が増額となります。国では、保育料月額2万5,700円を限度と して、所得階層別の国基準を定めることとしております。

いずれにいたしましても、新制度に伴い、認定こども園に幼稚園が移行した場合の問題点などにつきましては、村長へ説明を申し上げているところでございます。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 今、課長から現状の保育園の状況と認定こども園に移行した場合の現状保育料は、所得階層別に応能負担になるということから、保護者負担が増額となること、また、認定事務や保育料徴収事務にかかわるシステム改善を要する必要が生じること、それから、認定こども園とした場合には、教育委員会部局から村長部局に管理が移り、機構改革が必要になってくること、現在、幼稚園を利用する保護者の多くが教育時間内の8時30分から午後2時までの利用であります。認定こ

ども園に移行した場合、保護者負担が増額となって、子育て支援の目的からそれるということも考えられます。

しかしながら、国では、公立幼稚園が新制度の対象としない選択肢をとることは、基本的に想定していないということから、いずれは認定こども園に移行しなければならないと考えております。

しかし、当面の間、幼稚園にあっては、保育園とのバランスをとりながら現状維持する方向で進めていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長(金井佐則君) 長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 保育園のことについてお答えします。

27年度に向け、村内に3つある民営保育園では、それぞれ従前の保育園として運営する方針であることを確認しております。

しかし、28年度以降については、認定こども園への移行も検討していきたいとの意見も関係者から 出ております。子ども・子育て会議の中で議論しております榛東村子ども・子育て支援事業計画でも、 認定こども園が将来的に設けられることも視野に入れながら策定するよう、7月末に開催しました第 2回榛東村子ども・子育て会議において意見交換した次第です。

なお、学童保育所につきましても、28年度以降も現行どおり続ける予定です。 以上です。

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) 続いて、通告してある2番のところです。

幼保連携型認定こども園では、どのような教育、保育が行われるというふうに考えておりますか。 誰かお一人だけ答えてください。時間がないので。

○議長(金井佐則君) 長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

- 〇子育で・長寿支援課長(青木 繁君) 新たな幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園としての認可を受けた施設であり、平成24年8月に改正されました認定こども園法に基づき、学校と児童福祉施設の両方に位置づけられます。
 - 一方、これまで課題でした認定こども園の二重行政が改正されるという内容で解釈しております。 以上です。
- ○12番(早坂 通君) やはり時間がどんどんなくなってしまうので……
- ○議長(金井佐則君) 早坂君、挙手をお願いします。 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) 時間がどんどんなくなってしまうので、調べてきたことを全部言い切れないんですが、まず、絞って言いますけれども、今、幼保一元化と言いましたが、政府がそのようなことを言っているんですけれども、認定こども園をつくったからといって、幼保一元化ということではないんですよね。私自身も、幼保一元化をするということは前々から賛成であったし、そうしたほうがいいというふうに考えていたんです。

でも、今回の改正では、幼保認定こども園の中においても、決して幼保一元化をしているわけではないわけです。基本的には、ここに官報があって、これは認定こども園の設置及び運営に関することについての官報なんです。それを読むと、基本的に満3歳以上は、保育所型認定こども園でも幼稚園型認定こども園でも、学校教育法に基づいてやるような感じなんです。

じゃ、幼稚園型認定こども園で3歳未満についてはどうなるかというようなことは、この中には書かれていないんですけれども、多分、指導要領の中には書かれているとは思うんですけれども、いずれにしても、これを私、読んだ範囲内では、私も少しは保育、幼児教育の知識はあるつもりなんですけれども、本当にしっちゃかめっちゃかで、とって張りつけたような言葉を並べているような感じで、私すら理解不能なところがいっぱいあるんですよ。

例えば、一つ例を上げますと、こんなわけのわからないことが書かれているんです。職員の資格についてです。保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者を、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができると。わかりますか、これ。このわけのわからない、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができるなんて、こんな主観的なことが法律、これに載っているんです。このようなことが、いっぱいここにちりばめられているんです。

それはなぜかというと、やはり無理があるんですよ、今回の子ども・子育て支援新制度の中で、幼稚園と保育園を一緒にしようということは。やはり基本的には、本当に一緒にするには、幼保一元化して管轄を一括にすべきなんです。だから、幼保連携型認定こども園では、そういうふうに一生懸命一緒にしようとしていますけれども、また別のところでは、保育園と幼稚園が今までどおり存在するわけでしょう。こういう、本当に何か行政の職員だって困ってしまうだろうし、保育に当たっている人だって困ってしまうだろうし、本当に何か複雑化する一方で、わけのわからないものができてしまったなと思っているんです。早い話が、管轄を一つにして、幼保一元化すればいいんですよ。

もう一つ、私がここで強調したいのは、保育園の保育所保育指針、幼稚園の教育要領、その幼保連携型保育園の指導要領、それらに共通して書かれていることは、こういうことが書かれているんです。 乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その時間を云々と書いてあるんです。 つまり、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期というふうなことは、これは、保育園の保育所指針です。これ、幼稚園の教育要領です。これ、連携型の総則ということで、教育基本、それは3つに同じようなことが書かれているんです。だから、当たり前のことなんです。 日本の子供、幼児を教育するわけだから、同じ方針でやってもらうのが当たり前のことなんです。それを政府の官僚の省益の関係だか、国会議員のいろいろな関係だかわからないけれども、この間、何度も何度もその幼保一元化は潰されてきたわけです。

そういった観点から見ると、こういうふうになった、じゃ、村はどうすればいいかといったって、 どうすることもできないでしょうから、今後、私はいろいろな問題が出てくると思うんです。だから、 その問題にきちんと対処する、子供にとっていい方向で対処する、そういうことが重要だと思うんで す。そのためには、その体制、人材も含めて体制をきちんととっていく必要があるというふうに考え るんですけれども、村長、どうですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 確かに早坂議員が言うとおり、私も、この子ども・子育て支援制度のあれ を読ませていただきました。しかしながら、解釈ができないようなところも幾つかあります。

ただ、要は、これができたのは、総体にこう見てみますと、都市型の地域の中で待機児童が多過ぎると。その児童解消のために、私はつくったのではないかなという感じを受けたんです。

それで、その中でこの子ども・子育て支援制度の中身を見ますと、先ほど早坂議員が話されましたように、本当に同じことの繰り返しであるし、わけのわからない制度の利用をしろというようなこともございます。

先ほどから答弁させていただきましたように、村では、保育園については、民営化が10年からの歴 史があると。それから、幼稚園については、その前からの村で独自でやっている中で、今度も今年度 から新しい制度を取り入れた中で、子育て支援、それから、そういったものを新たな制度を設けてや っておるということから、今のところ、私としては、この制度を、制度は制度として受け取りますけ れども、村としては、その制度に参加せずに、今までの教育、それから、保育の体制を整えていきた い。

それで、その中で、職員の体制はどうかということでございますけれども、それもやはり子供たちを育てるのは、そういった制度をちゃんとしていかなければならないという観点から、今、この26年度も職員の配置についての現場の意見を聞きまして、それに対応すべく職員の配置をしたところでございます。

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) そういったところで、今回の子ども・子育て支援新制度の要するに大きなお題目というか、まず1つは、量的拡充です。あと、質的拡充というのが言われているわけです。

量的拡充というのは、今言ったように認定こども園なんかをつくって、待機児童をなくすような方 策をいろいろ、その他もいろいろそういう施設をつくるということで。 あと、質的拡充というのは、やはり保育の質は当然高めなくてはいけないわけです。以前にも言ったとおり、子供の脳というのは3歳までに80%でき上がって、6歳までには90%でき上がると。これは、脳ということは知恵だけではなくて性格とか、そういうものも含めて全部決まってきてしまうというわけです。そうったことを考えれば、この乳幼児の教育というのは、最も重要な教育であるべきはずなんです。

ところが、皆さんもご承知のように、保育士の待遇がどうかといえば、ここに日本総研の資料があります。保育士の1カ月当たりの平均賃金は26万2,000円、幼稚園教諭は27万9,000円、そして、それ以外の全職種の女性の平均賃金は39万4,000円、つまり、一般の職種の女性の平均賃金の7割しか満たない賃金なわけです。

それを、今度は、政府は質的拡大をするために、幼稚園や保育園の給与引き上げ分に、消費税増税 分から5%充てると言っているんですけれども、私に言わせれば、何寝ぼけているんだと言いたいわ けです。30%も違うのに、そのうちのたったの5%、せめて15%ぐらい上げろというふうに、本当に 言いたいわけなんですが、そういう状況があるわけですよ、村長。

なおかつ、保育士というのは、常に日々、研修、勉強をしていかなければ、いい保育というのはできないんです。だから、私も保育士のとき、本をいっぱい買いました。研修も、ほぼ自己負担であっちこっち行きました。そういうことをしなければ、保育士の質を高めるなんていうことはできないんですよ。

そういった観点から考えると、この間、私が言いました村独自でできること、民営保育園運営補助金、これをやはり増額すべきです。そして、保育園の保育士の賃金の改善と、なおかつ、いろいろな研修への補助、そして、そういうことによって保育の質を上げていくということが重要だというふうに思って、先般、そういう増額するよう依頼をしたところ、村長の答弁は、今後、協議、研さんするという答弁でありましたけれども、どのように協議、研さんしましたか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) お答えさせていただきます。

現実として、今、早坂議員が話されますように、榛東村に限っては、非常に賃金が安いということがわかりました。それで、しかも村で対応しているのが、正職と臨時職員ということで対応しております。

ましてやその臨時職員の給与、時間単価が非常に低い。ですから、せっかく初年度で、スタートの年度で新しい職員というか臨時職員を入れたにもかかわらず、2カ月、3カ月すると、ほかのところへ移動してしまう、こういう現象は確かにあります。そういった点は、来年度の予算編成の中で精査していきたいと、こんなふうに思います。

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) いいですね、本当に真剣にこの問題を考えてください。先ほども言いましたように、この国でつくった法律に関しては、村としてもなかなか対処するのは難しいと思うんです。例えば、来年度、28年度、公設民営の保育園が幼保連携型認定こども園にしたいという要望もあるみたいですけれども、そうしたならば、今度、公立の幼稚園で影響が出てくるんです。だから、いろんな問題が今後、出てくると思うんです。

そういった中で、そういう対策もしながら、なおかつ、村で最も保育の質を上げるためにできることというのは、今言った民間保育園運営補助金をできるだけ厚く措置するということだと思うんです。 ぜひ、お願いをします。

それで、最後の質問に移ります。残り10分になってしまいました。

選挙公約について。もちろん、この選挙公約というのは、私の選挙公約ではないです。村長の選挙 公約ということです。

まず初めに、通告のとおり、公約何%実現しているか。未実施の公約実現について、どのように考えているかということについてお答えを願います。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 私も村長選に出馬するときに、いろいろと公約を上げさせていただきました。そして、通告があったので、私も日々見ていたんですけれども、また初心に戻っていろいろと見させていただき、自分がこういうことを公約したんだなということを再確認いたしました。

そんな中で、今、議員がおっしゃる何%ぐらいやられたかということは、私が判断することではな しに、村民が判断してくれることだろうと思っております。

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) とにかく、もう時間がないもので、気持ちも焦っているわけなんですが、まず、今、村長、住民が判断することだということなんですけれども、やはり、それはそれで住民が判断することでもあるんです。

ただ、村長としても、やはり精査をして、どのぐらい公約が実現できたのかと。この公約についてはまだだから、また必要な公約だから頑張ってやろうというような考え方を持つ必要があると思うんです。あえて言うならば、そのために今回、私、この質問通告をしたんです。村長、来年、村長選挙を控えています。もう3年以上やったわけですから、その成果として、一度ここでやはりどうだったのかというのを検証してもらいたいという気持ちもあって、この通告を出したわけなんです。

その中で、私が残念に思うのは、村民ホールで月に1度、村民と村長の懇談会を実施しますという のがあるわけなんですが、それがされていないということなんです。 それと、職員が能力を最大に発揮できる職場環境を整える、村民サービスを向上させ、それを村の 活性化につなげますというふうに書いてあるわけなんですけれども、どのようにやったか全然見えて こないんです。その2つに答弁をもらいたいんですけれども、時間がちょっとなくなってしまうので、 私の言いたいことを先に言わせてもらいます。

田中正造という人はご存じですよね、当然。足尾銅山の鉱毒事件で闘った。この人は、ちょっとさっと読みますので、村長、聞いていてください。

田中正造は、天保12年に栃木県佐野市小中町で旗本六角家の名主である富蔵、サキ夫妻の長男として生まれた。名主になった正造は、不正を働く領主と対立するなどの苦難を乗り越え、明治10年代には自由民権運動家として、また、栃木県議会の指導者となっていった。

明治23年、第1回総選挙で衆議院に当選し、そのころ、農作物や魚に大きな被害を与えていた足尾 銅山の鉱毒問題を繰り返し国会で取り上げ、渡良瀬川沿いの人々を救うため努力した。しかし、国の 政策に改善が見られず、ついに明治34年12月、天皇に直訴した。

その後、鉱毒事件は社会問題にまで広まったが解決せず、正造は悲痛な思いで谷中村に住み、治水の名のもとに滅亡に追い込まれようとした谷中村を救おうと一農民となり、農民とともに村の貯水池化に反対し、再建に取り組んだが、大正2年9月に71歳10カ月でこの世を去ったというふうに書かれているわけです。

私は、正直言いますと、田中正造は常々尊敬している人物で、私の書斎にも田中正造の顔と、ここに2つありますけれども、「新の文明は山を荒さず、川を荒さず、村は破らず、人を殺さざるべし」と。あと、「天の監督を仰がざれば、凡人堕落。国民、監督を怠れば、治者盗を為す」と、こういう字が書かれている額があるんです。それ、いつも書斎に額に入れて張ってあって、時々、戒めとして読むわけなんですけれども。

要は、私がここで言いたいのは、今、これだけの政治家というのはいませんよね。国会議員、市町村議員、全部合わせて3万5,198人いるそうです。でも、私が知る限り、この田中正造のような国会議員も地方議員も知りません。村長、誰かこういう人、知っている人いますか。それを答えていただいた後に、この2点についてお答えを願います。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 勉学を怠っておりまして、その田中正造という人物も今まで知りませんで した。今、早坂議員から話されて、初めて知ったところでございます。

私は、その中で尊敬しているといえば、うちのおやじが名前がそうだったからそうかという話ではないですけれども、私は、二宮金次郎のやり方が一番、自分としては目標としているところでございます。

それから、先ほど公約の中で、村民ホールでの村政報告を毎月するという公約と、それから、職員

の適正配置や資質向上についての実績はどうなっているかということでございます。

1つとして、村民ホールでの毎月の報告ということは、先ほど指摘がありましたようにやっておりません。私は、その言いわけではございませんけれども、その対策として、考えないわけではなかったわけでございまして、村民ホールで毎月報告するだけの報告はあるかどうかということが、一つ自分にあったわけでございます。

そんな中で、その対策として、1階ホールでの職務を行いながら村民と話ができるのではないかということで、1階ホールでその業務を2カ月ばかり行いました。そして、その中でわかってきたことは、職務をそこでやっているというと、総務課、それから、危機管理課との連絡等が非常に時間的にロスが出るということがわかりました。そんな中で、2カ月ばかりそこでやっておりましたけれども、そういうつもりでやっておりましたけれども、取りやめたという経緯がございます。

それから、2階に戻りまして、それであればどういうふうにしたらいいのかということで、村長室の開放ということで、いつも村長室のドアを開いて、そして、訪れてきた人は、いつでもいるときには入ってお話ができる、お話を聞けるというような体制を構築したところでございます。

それから、職員の適正配置ということでございますが、一般職につきましては、自己申告書を提出 いただき、職員の申告に基づき、自己の職務内容あるいは要望、見解等の意向を把握して、人事の参 考にしてきたということでございます。

それから、前にもお話ししたとおり、私は、就任して1カ月余りで、当時の職員の96名の方に4項目について、私の考えと質問をさせていただき、95名の方の職員のレポートを上げさせていただきました。その中で、職員の資質、それから、職員が今、村に対してどんなことを考えているか、また、村民にどういうサービスを施してやれるかというようなことを事細かにレポートに書いていただきまして、私もそれを読ませていただきまして、一人一人、自分の思いと職員の思いを返答を書かせていただき、職員のその気持ちを十二分とは言えませんけれども、一人一人の気持ちを把握したところでございます。

特に、職員の配置につきましては、管理職については、男女共同参画社会というようなこともうたわれておる中で、私としては、男女職員問わず、適材適所で今、実施しているところでございます。

なお、来年度におきましては、5名の退職者がおります。その中には、やめられる方がおるわけですけれども、その補充としては、やはり適材適所を適用した中での配置を考えていきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 以上で12番早坂通君の一般質問が終了いたしました。

午前中、もう一方、引き続き行います。

質問順位4番柗井保夫君の質問を許可いたします。

2番柗井保夫君。

〔2番 柗井保夫君登壇〕

○2番(柗井保夫君) 改めまして、皆さんこんにちは。

自衛隊出身議員の柗井でございます。よろしくお願いをいたします。

まずは、広島市で起きました土砂災害、これに対する被害を受けられました方々に対するお見舞い を心から申し上げます。

それと、行政、特に警戒情報から避難勧告までの時間がかかり過ぎたこの広島市の結審等について も、行政の結審というのは、本当に重要なんだなということをつくづく感じさせられた土砂災害でご ざいました。

災害には全然、私の質問は関係ございませんけれども、4点、本日は実施をしたいと思います。

1点につきましては、福祉タクシー、2点につきましては、村民プールについて、3点目は、社会 福祉協議会、特にふれあい館です。4点目が、観光振興と地域の活性化、これについて質問させてい ただきます。

事後、席に戻って継続して質問させていただきます。

○議長(金井佐則君) 2番柗井保夫君。

[2番 柗井保夫君発言]

○2番(柗井保夫君) それでは、福祉タクシーについて質問いたします。

先日、8月14日だと思いますけれども、ふるさと公園の夏祭りに村長と同席をさせていただいたところで、あるご老人の方が村長のところにかけ寄って、「福祉タクシーありがとうございます」と言われるんです。それを私聞いたときに、おお、福祉タクシー好評だなと、こう思っておるんですけれども、課長、現況について、わかる範囲でお答えください。

○議長(金井佐則君) 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 決算の時期でございますので、25年度の実績として調べた ことをちょっと紹介していきたいと思います。

利用者数は111人でした。発行枚数は8,685枚、利用枚数は6,859枚で、24年度と比べて、利用者数は同数、発行枚数は390枚ふえまして、利用枚数は1,065枚ふえております。決算額は342万9,500円で、24年度より53万7,500円ふえております。

また、届いたタクシー券を全て使わないケースがありますが、25年度の利用率は79%と24年度の69%と比べて10%ほどふえております。また、1回に利用できるタクシー券の枚数上限はありませんが、同券が使えるタクシー会社は県下の26社です。25年度に使われましたタクシー会社は20社で、支出額342万9,500円に占める割合を見ますと、1%未満が12社、1%以上から10%未満が5社、11%が1社、16%が1社、51%が1社です。村内にあるタクシー会社は、1社が6%、残る1社が51%と半分余りを占めております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

- ○2番(柗井保夫君) 利用者が111名という今、話を聞いたんですけれども、これは、この福祉タクシー関係の要綱に基づく利用者が111名であって、対象者については掌握されていますか、課長。
- ○議長(金井佐則君) 青木課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

〇子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 対象者については、潜在的にいる方というのは調べたこと はございません。このタクシー券のサービスを受けるには、民生委員、児童委員さんの協力を得なが ら、その把握に努めている次第です。

以上です。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

○2番(柗井保夫君) 申請のときも民生委員の方々のご意見を聞きながらという話で、私も掌握を させていただいています。

そういう中で、この要綱の中にいっぱい書かれておりますけれども、例えば、70歳以上の世帯で、 それで車等移動手段がない場合についてはとか、母子家庭、父子家庭、いろいろあります。要は、そ ういうことも基本的には、村として分母がわからないんです、分母が。分母を民生委員の方と確実に 掌握をして、180名、200名いる中の111名利用がありましたと、こういう話じゃないと、実施云々す る段階で掌握するというのは難しいんじゃないですか、どうですか、課長。

○議長(金井佐則君) 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

- ○子育で・長寿支援課長(青木 繁君) 確かに議員さんのおっしゃる話もわかります。こちらにつきましても、いろんな対象者がおるわけですけれども、高齢者のひとり暮らし世帯とか民生委員さんの協力を得ながらいろいろ調べています。また、住民基本台帳のほうからもいろんな1人世帯と思われる方もおりますし、また、障害者の関係からもいろんなデータがあります。それらを含めた数字というのは、ある程度、把握はできるかと思いますので、今後、検討していきたいと思います。
- ○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

○2番(柗井保夫君) 私が不思議に思うことは、これ、22年から始まっているんです、福祉タクシーというのは。それで、23年度は利用者が105名、それで、24年度は111名、昨年も111名、ことしも111名なんです。要は、70歳以上なんですから、例えば、対象者一つにすれば、ここはいっぱいありますけれども、対象者の項目が。ただ、70歳以上という項目をとらせていただければ、4年たってい

るんですよ。66歳の人だって70歳になるんです。そういう中で、毎年同じという話になって、まして や車がその家にはないという話になれば、やはりふえていって当然の話だと思って、分母は掌握した ほうがいいんじゃないですかという話でございます。

そういう中で、例えば年度途中で、もう腰が痛くて車は運転できませんと。もう利用券いただきた いと民生委員の方と一緒に来られて申し込む場合、どうなりますか、課長。

○議長(金井佐則君) 長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

〇子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 確かに24年度と25年度は111名ですけれども、その年度内で同じ人が全て使っているというわけではございません。年度の途中で対象外になったり、また、年度の途中で、今、議員さんがおっしゃられたとおり体に障害が生じまして車を運転できなくなって、日中独居だったりなんだりで、途中での申請も結構ございます。

○議長(金井佐則君) 2番。

〔2番 柗井保夫君発言〕

○2番(柗井保夫君) 500円券が80枚ということで、1世帯心身障害者の方については、お1人に対して4万円というすばらしい利用券なんですけれども、やはり、私も申し込みたいんだけれども、民生委員の方に言っているんだけれども、ああ、これはだめかなとかと、申し込みたいんだけれどもという弱者がいたら、非常に寂しく思うんです、これだけのいい制度なんでね。だから、その辺も含めて、そういう方がいらっしゃらないように、民生委員の方とよくコンタクトをして今後やっていただきたいと、こういうふうに思います。

次に、利用券を与える方にチラシを渡すんです。それは、タクシー会社が28件、それで、この中から選んで使ってくださいという話なんです。このタクシー業者という話です。私、統計をちょっととらせていただきました。23年度から、この28社のうちに全然使っていないタクシー業者もあります。やはり行政というのは、4年もたてばそのままではなくて、絞って、上位いっぱい使っているタクシー会社5社なり、こういうふうにやっていく、もちろん利便性はありますよ。使われる方、対象者の利便性はありますけれども、やはり行政というのはそういうことまで考えていったほうがいいと思うんですけれども、課長、どうですか。

○議長(金井佐則君) 長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 確かに使われていないタクシー会社もございます。ただ、利用者から見れば、榛東村という立地条件から見まして、前橋、高崎、渋川、それぞれにいろんな病院とか、いろんな所用があって出ていくケースが多々あります。その中で、たとえ使われていない会社があったとしても、利用者のほうから見れば、そういう会社もあるのかということで、余裕があるという環境になっていると解釈しておりますので、とりあえず、これまでそれを絞るという考えはご

ざいませんでした。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

- ○2番(柗井保夫君) やはり何度も同じものを使っていると、優しさも、人と人ですから、会社との優しさも出てくるし、そういう絡みからいえば、榛東にも福祉タクシーあります。将来的には、この榛東の福祉タクシー1社にドカンとお任せするというような考えは、村長、ありますか。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) これだけの利用者が出てくると。それから、これからもまた見込まれるという中で、榛東村の1社にお願いしてということで、村としては、何というか地産地消ではないですけれども、村の業者を頼むということも一理あるかと思います。

しかし、先ほど課長が申し上げておりますように、利用ニーズによって、行く場所、それから目的、 それから時間等の制約、そういったものが多々あるかなということを思えば、やはり住民からの選択 肢は広げておかなければならないというふうに考えております。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

○2番(柗井保夫君) やはり利便性というのが一番重要なのかなと思いますけれども、村の業者に一律実施をすれば、村に雇用も起きるだろうし、そういうことも考えると、将来、頭の隅にこういうことも置いていかなければいけないのかなと思います。

そういう中で2点目、27年度以降の考え方を村長、聞かせてください。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 先ほどからも申し上げておりますように、榛東村の立地上、高崎、前橋、 渋川など広域的に多くのタクシー会社が利用できるということで、利用者にとっては一番の利便性が あるのかなというふうに考えております。

先ほど来、指摘されております使わない業者が幾つかあるがというようなことでございますけれど も、そこいらももう少し課内で調査をし、そして、改善をしていかなければならんというふうに思い ます。

それから、制度としては、これを広げることは、また皆さんにご相談を申し上げなければならないんですけれども、継続していきたいと、こんなふうに思います。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

○2番(柗井保夫君) 継続していっていただきたいと思います。私も、この制度いいなと思います。

そういう中で、やはりいろいろ考えると、要綱の中に、対象者に対して70歳以上の方々、それとか母子家庭、父子家庭、その他村長が必要と認める者とかいろいろあるんです。それと、(2)は心身障害者が入っております。将来的には、やはり対応が違うと私は思うんです。さきに述べたのと後者では。

だから、将来的には、前者と後者を分けてこの福祉タクシーを考えていくような、心身障害者に対する重きを置いて、要は、お金をもっと出してとかという話ですから、そういう形で持っていっていただきたいと思うんですけれども、いかがですか、村長。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 今まで一般的に利用していただいている人の推薦というか把握は、民生委員さんにお願いしていたのが事実でございます。そんな中で、こういう数字が出てきているのかなというふうに感じているんですけれども、議員が指摘されますように、一般的な人、それから、身障者の選定というものについて、また、区別するわけではないですけれども、選び方については、勉強していきたいと、こんなふうに思います。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

○2番(柗井保夫君) 続きまして、村民プールについて質問させていただきます。

私は、将来、榛東村に温水プールをつくりたいというのが夢でございます。そういう中で、現在の村民プールについては、年間の維持費が213万5,000円、26年度、ことしの利用者は3,004名、そして、昨年より378名多いと聞いています。

そういう中でびっくりしたのは、プールにつっかえ棒があったんです、今。この間の雪で危なくて。 そういう中で、もう40年たつこのプール、課長、どのぐらい老朽化していますか。

○議長(金井佐則君) 清水課長。

[生涯学習課長 清水義美君発言]

○生涯学習課長(清水義美君) それではお答えします。

老朽化の現状ということでございます。村民プールは、昭和49年、防衛補助事業として整備され、 築40年を経過しております。平成9年から10年にかけて、配管の老朽化による漏水が発生し、平成11 年にプールサイドの整備とあわせて配管の一部改修を行っています。

また、平成15年にはろ過機の交換、平成16年には屋根防水工事を実施し、その後、平成23年までは 支障がなかったものの、平成24年において、小プールの漏水や配水バルブの修理が発生するなど、配 管関係の漏水が出始めている状況です。

それから、ことし2月14日から15日の大雪により、管理棟の軒先が積雪荷重に耐えられなくなり変形し、危険な状態となったことから、仮設応急工事を実施し、今年度の7月20日からの村民プールの

開場に間に合わせております。

原因は、築40年を経過し、軒先の鉄筋の劣化が進行している可能性が高いと思われますが、そのほかにプール内の塗装、プールサイドのクッション材の劣化が目立っていることや、循環ろ過機のろ過材の交換と塗装を行う時期となっている状況でございます。

以上です。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

- ○2番(柗井保夫君) 村長、耐用年数は、通常プールは30年と言われているんです。このプールについては、村民プールというのは40年たっているんです。今後、どうされるつもりでおりますか、村長。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 本当に危惧される問題かなというふうに思っております。結論的には、建てかえするか、それとも、今のところを継続して修理するかというようなことについて、今度、総合計画の6次計画がございますから、その中で検討していただき、そして、計画を立てていただいた中で進めていきたいなというふうに思います。

ですから、その中のご意見を拝聴して進めていくということでございます。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

○2番(柗井保夫君) 私もびっくりしたのは、わずかな7月二十幾日から8月31日の夏休み期間で1,500から2,000かなと思っていたら、3,004名おるんです、利用者は。そういうことを考えれば、やはり前向きに、将来のオリンピック選手云々も含めて、子供たちが水泳に関して興味を持てるような、小学校にプールをつくったからいいじゃないか、中学校につくったからいいだろう、こうではないんですよね。なぜなら、3,000名もいるんですから、実際に使用されている方が。そういう面も含めて、今後ご検討をいただきたいと、こういうふうに思います。

それと、駐車場については、非常に今、危ない状況です。私も何回も見ていますけれども。昔は、 子供たちが自転車で来ていたんです。ところが、今はおじいちゃん、おばあちゃん、お孫さんを連れ て車で来るんです。お母さんももちろん、あそこが車で混雑するんです。そういう中で、やはり皆さ ん考えるのは一緒だと思うんです。上の給食センターにとめるのが一番いいんです。あそこあけて、 みんな入れていますよ。そういう中で、やはりこれは、私はいいことではないと思っているんです。

なぜかというと、給食センターとはちゃんと枠してあるんですよ。なぜかというと、幾ら学校が休みでも、そこには進入禁止なんです。それが、プール終わってもずっとあいていますよ、夏休み中。 これが果たして子供たちの食をつくる施設として、いいのか悪いのかという話なんです。 要は、テトラポットなり何なりして、スズランテープでここから以上は入ってはいけませんよと、このぐらいの行政としたら配慮が必要だと思いますけれども、担当課長、どうですか。

○議長(金井佐則君) 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長(清水義美君) 村民プールの駐車場の関係ですけれども、村民プールの駐車場スペースは、入り口付近にあります。しかしながら、狭い状況で、利用者に対しては安全を優先するために、駐車場として出入り口のところの駐車場は原則利用しないというふうにさせております。

村民プールの車両駐車場につきましては、延長隣接する給食センター内のところに一時駐車するようお願いしているところでございまして、送り迎えする方々に対しましては、乗りおりの安全性について注意喚起をしている状況でございます。

なお、自転車の場合には、入り口付近の駐車を認めているという状況になっております。 以上です。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 当時、どういう考えであそこへプールを持ってきて、それから、その施設 利用をする中で、安全管理をしたかということは、ちょっと私にもわかりません。

ただ、今、議員からご指摘されるようなことは、これは本当に憂慮しなければならないことでございます。

そんな中で、先ほど申し上げていますように、建てかえるか移動するかどうかというような問題については、その6次計画の中の答申を待って、早急にその方向性を見出していきたいと、こんなふうに思います。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

○2番(柗井保夫君) よろしくお願いをいたします。

第6次総合計画にうたう云々ではなくても、そこに来ている話なんです。屋根も落ちそうですし、 村民プールについてはよろしくお願いをいたします。

それでは、社会福祉協議会、これについて質問をさせていただきます。

これには触れるなという話をいっぱいされるんですけれども、社会福祉法人榛東村福祉協議会、こういう話で、目的もありまして、社会福祉協議会、一生懸命実施されているところでございます。経営の原則等も見せていただきました。口に出さないほうがいいんでしょうけれども、あえて、しんとう温泉ふれあい館等の減収補塡金を村として約2,200万円、25年度使っておりますので、そういう絡みから、何らかの機会に村から社会福祉協議会に助言なりできる機会があればと思いまして、今から述べさせていただきます。

役員は、理事が11名、社会福祉協議会、それはどういう方が役員をされているかといいますと、区 長会、民生委員、児童委員、議会議員、学識経験者、これが11名おられます。管理については2名。 評議委員が27名いらっしゃいます。区長会が18名、民生委員の児童委員が2名、学識経験者が7名と いうことで、計27名の評議委員でございます。

そういう中で、私は、理事云々ではなくて、社会福祉協議会長について、若干述べさせていただき たいと思うんです。今まで、高橋県議が議長時代からずっと、私は充て職だと思っていました。社会 福祉協議会というのは、議長されている充て職なのかなと。そうしたらば、実はいろいろ調べたらば、 社会福祉協議会の中にうたっていないんです、これだけは。

そういう中で、今までされた方というのは、議長経験者だったり、現職議長だったりということでされておられたんですけれども、現在は、高橋議長が県議になられて、そのまま来年の3月31日まで社会福祉協議会長ということだそうでございます。

そういう中で、やはり議長は多忙ですし、本当に榛東村の社会福祉を考えた場合については、その職務に専念できる民間の方を登用したほうが、私はより一層の榛東村の社会福祉、これ目的に沿うんですよと。これに合うと思うんですけれども、これは村長のご意見だけで結構です、もう。伺いたいんですけれども、どうですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) お答えさせていただきます。

今現在の状況については、今、柗井議員が話されたとおりです。そして、数十年前、私が議員になったときですから、平成9年からその前ですか、そのあたりでは、民の方が福祉協議会長になったほうがよろしいと。その理由は、先ほど柗井議員が多忙だという話がございましたけれども、それよりは、そのなられる協議会の予算づけを議会で議論するわけです。

ですから、予算をつける側とつけられる側が同じところでは議論はできなという中で、第三者がいいんではないかと。それが証拠には、前、この議会でもありましたけれども、この社会福祉協議会の予算の関係で7人の人が退席をさせられたという経緯がございます。それと同じなんです。だけれども、榛東方式という言い方はないんですけれども、榛東村では、その後に、議会の議長がどういうわけか私にはわかりませんけれども、ずっと現職の議長が福祉協議会の会長を務めてこられたということでございます。

そして、今回、前議長が県会議員になられました。そうなれば、民の方の会長が、今度はそういった面から見ればできたのかなというような私は考えをしております。ですから、私とするというか、その考え方にあるんですけれども、この社会福祉協議会の会長という最もふさわしいという言いぐさはないんですけれども、そういうものに当たられる人は、民の人がよろしいのではないかというふうに私も思っております。

○議長(金井佐則君) 2番。

〔2番 柗井保夫君発言〕

○2番(柗井保夫君) 一法人で実施をしておりますんです。ただし、やはり何回も言いますけれども、減収補塡金については、村として、ふれあい館等については年間2,200万から補塡しているおるわけですから、やはり助言なりそれなりの村長権限、ある程度の方向性を示していただきたいなというところでございます。

役員についてはこれぐらいにしまして、次は、ふれあい館について。

こんな小さいこと言うなよという話ではなくて、村民の方はあの下から、私ども下から上がって来るんですけれども、上に。そうすると、看板があるんです。しんとう温泉ふれあい館、もうこれ、桜の木が大きくなってしまって全然見えないところに。あれを土手の中腹にドカンと見えるように設置させたらいかがですか、課長。

○議長(金井佐則君) 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

〇子育で・長寿支援課長(青木 繁君) 平成7年に開館しましたふれあい館、当時に植えられた桜 も大分大きくなりました。確かに、設置したときよりも看板が目立たなくなってきたことも確かです。 その必要性も考慮しながら、指定管理者とともに検討したいと考えております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

○2番(柗井保夫君) それと、温泉なんですけれども、現金を使う方が少ないという話をいろいろ聞いているんです。私は自衛隊出身なので、特に、自衛隊の人が飲んだり食ったりしてくれると。すごく使っていってくれるという話を前から伺っています、事務局長より。そういう中で、自衛隊の演習場の庁舎、ここを送迎したらいかがですか、課長。希望があれば。

○議長(金井佐則君) 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) ふれあい館では、従来から村内在住者で5名以上という条件で、社会福祉協議会のワゴン車等を使いまして、送迎サービスを実施しております。もちろん、損害保険にも加入して万全の体制です。ふれあい館で、いきいきサロンで行う際は、送迎サービスを活用するよう長寿会会員らに勧めております。また、それで利用者から好評も得ていることも確かです。送迎サービスにつきましては、安全運行を最優先にしながら、利用者の要望に応えられるよう、指定管理者である社会福祉協議会のほうへ研究をお願いしていきたいと存じます。

以上です。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 先ほど2点ほど出ておるんですけれども、1つは、今言われた送迎の件、 それからもう一つは、桜の木の件。これにつきましては、あそこへは指定管理を行っております。で すから、村がどうこうというよりは、その指定管理者の中での理事会、そして、また評議員会、これ にその旨を伝えまして、そこでご協議を願っていただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

○2番(柗井保夫君) 最後になりますけれども、観光振興と地域の活性化ということで質問させて いただきます。

昨年、私、研修していたら、研修に行って帰ってきたら、上毛新聞、これ、「榛東村第6次産業化 推進事業始まる」ということで大々的に出たんですけれども、村長、この推進事業の現状、お答えく ださい。

○議長(金井佐則君) 課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 現状のお話ですので、担当課であります総務課のほうから答えさせていただきます。

昨年ありました榛東村エネルギー・地域力循環事業のことだと思います。これにつきましては、国の補助事業ということでございまして、村の補助金要綱、また、国の補助金要綱がございます。これに基づいて、平成24年度から25年度に繰り越したものでございまして、その採択に基づきまして、事業を展開したものです。平成25年度は、これに基づきまして実績報告等を出しまして、また、本年度、村の監査を受けまして、本日に至っているということです。

この事業につきましては、議員さんも、もちろんご存じだと思うんですけれども、市町村が地域の 金融機関等と連携しながら、民間事業者等による事業化段階で必要となる経費について助成を行うと いう事業です。事業の実施に要する経費を交付化することにより、地域循環を生かした精神的な持続 可能な事業化に取り組むということで促進しております。地域での地域経済循環を創造することを目 的として実施した事業です。

具体的には、事業主体であります地球屋さん、また、長岡の農家の皆さん等を中心に、自然エネルギーを活用した中で、新たな循環システムをつくるということでのものです。新たな事業といいますと、商品開発ということでございまして、村でいろんな農産物があります。こういうものを活用した中で、地球屋さんでは、それを活用したパンとか、それ以外の商品とかということでございまして、民間の農家の方につきましては、低温乾燥機を入れまして、果物等をそのまま食味を逃さずに乾燥して、そのものについて商品化するということで、今、事業展開をしているところでございます。

村につきましては、この補助事業につきまして、現在、事業が平準化するようなペースまで持って

いくということで、フォローアップをしているところでございます。 以上が現状です。

○議長(金井佐則君) 2番。

〔2番 柗井保夫君発言〕

○2番(柗井保夫君) 私が伺いたいのは、例えば、榛東村ブドウ、ワイン、これにつけ加えて、ドライフルーツとかドライベジタブルとかパウダー、こういうものをつくって、それで首都圏、あと各パーキングとか、あと榛東村の中だって各地域に販売所をつくって、それで、観光振興地域活性化に寄与するというのが最初の目的なんですよ、これ。それを実際、首都圏にも売りに出している、インターネットでも売りに出している、こういうのをしていますかということが聞きたかったんです。どうですか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 販売ということでございますが、もちろん、地球屋さんは地球屋さんの 当地におきまして販売所をつくりまして、その中に機械を導入して生産販売をしているところでございます。

先ほどご質問の榛東村以外での販売ということですが、たしか6月のときに同じようなご質問があったかなと思うんですけれども、同じような答えになってしまうんですけれども、東京の銀座のレストランとか横浜のレストラン、それから日本ダイナー、それから大地を守る会、信越工業、また、東京ビッグサイトなどで各種イベントがありますけれども、そういうところに販売をしております。

また、販売量とか金額については、今のところ村では把握していませんが、そういう形で販路を拡 大しているところです。

また、今後インターネットを利用したサイトというのをできれば立ち上げて、その中でそういう地域循環のつくったものを販売できればと、そんなふうにも考えているところでございます。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

- ○2番(柗井保夫君) 当初の計画どおりに現在、村長、いっていると思いますか。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) ええ、私は今、進んでいると思います。そして、先ほど課長がお話ししましたように、これがもう少し行政からの支援があれば、何とかいい循環をして、そして、それをやられた方の収入もふえてくるのではないかと。しかも、それをやった人も多額な資金の借り入れも行っております。そういった面から見れば、これは死活問題に発展することでございまして、村でも進めたからには、どうしてもそのバックアップフォローはしていかなければならないというふうに考えて

おります。

そして、その一つの商品の販売の企てとして、先ほど課長から話されましたように、各東京でのレストランやいろいろなところにも販売網を広げながら、インターネット販売をしております。

それから、もう一つ、今回の議会に提案してありますけれども、ふるさと納税の第2段として、商品をラインアップしておいて、そして、外部の人から、この商品をお礼として送っていただけるんだったならば、榛東村にふるさと納税をしたいというようなシステムを今、構築しております。そして、その中で、年間で指定をされたということであれば、非常にそれも生きてくるのではないかなというふうに思っております。

いろいろそういったものの販売網の精査をしながら、消費を考えながら、これから民間にご了解を いただきながら進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

○2番(柗井保夫君) 今、村長が言われました昨年始めさせて、やはりバックアップというのは一番、始めさせたんだから、村としたらバックアップするという気持ちを忘れないでいただきたい。

それと、ふるさと納税で使うその品々、それについてもご検討いただきたい。やはり十分、このパウダーなんかもいいものがありますから、その面も含めて、バックアップと、このふるさと納税に関連するものについてはご検討いただきたいと、このように思います。

最後になりますけれども、耕作放棄地の活用、これについて質問します。

実は、ことしの8月2日、上毛新聞に載っているんですけれども、要は、神流町については、86~ クタールの耕作放棄地があるそうです。これを65歳以上の人たちを使って、時給1,000円とか800円とか、幾らかわかりませんけれども、これに基づいて、この町のブランドものか何かをつくっていただいて、この耕作放棄地をなくすという試みを神流町は考えました。これを私見たときに、非常に感激をいたしました。いろいろ考えたものだなと。

そういう中で、要は、土俵が違うのはわかっています。榛東村で65歳以上の人なんか、50%以上なんかいませんから。神流町は50%います。耕作放棄地が82ヘクタールもありません、榛東村。この間、調べたら12ヘクタール。農業委員会長に聞きましたら、いや、もっとあるという話は聞きましたけれども、基本的には12ヘクタール。

そういう中で、村の臨時職員を使ってこういうことをやって、耕作放棄地を減らしていくというような考え方はあろうかと思うんですけれども、いろいろ調べたら、65歳以上は臨時職員では雇えないとか、村の決まりがいっぱいあるんです。そういう中で、私、今考えたのは、社会福祉協議会のシルバーなりを使って、こういう試みをしていっていただきたいなと、今、思っております。

なぜかというと、例えば私が榛東に来たときは、ブドウ園がもっとあったんです。長岡方面にもいっぱいありました。ところが今、多分、二十数件だと思います。これ、ブドウ園をするのには、いろ

いろ聞くと10年以上かかるそうです。そういう方々がおやめになっていくいろいろな事情はあろうか と思うんです。

ただ、そういう人、10年かかるんだったら、そのまま受け継いで続けていきたい。これを社会福祉 協議会なり村が臨時職員を雇ってできれば一番いいんですよ。そんな感じで、耕作放棄地の活用とい う、この神流町の例をとらせていただいてやっていくと、ブドウ園も三十数件あったのが、現在、二 十数件です、そういうこともなくなっていくのかなと。

ブランドものをつくらせて、いろいろ、実は、沼田に天狗のエダマメというのがあるんです。これ、 うまい、うまいという評判で、うちへ送ってきてくれたんです。小山議員のうちのエダマメのほうが、 もっとおいしいですよね。だから、それを考えると、榛東でも十分、この耕作放棄地を使ってやれば、 やっていけると思うんです。

ただ、やはり社会福祉協議会の場合でしたら、時給幾らくれて云々という話だと思うんです。神流 町と同じように、私は、村としてこれをやっていっていただきたいなと思うんですけれども、村長、 いかがですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) これが答えになるかわかりませんけれども、今、柗井議員の熱弁の中で、 非常に感動したところもございます。

しかしながら、行政がやるものと、それから民がやるものというのはおのずからございまして、行政がやるものについては、本当に費用対効果も考えなければなと。それから、民がやる分でも、やはり第一は、その見返りがなければならないということだろうと思います。その見返りが保証できれば、これは誰でもついてくると、やっていただけるということだろうと思います。

それで、今、村で考えていることは、柗井議員もご存じだと思いますけれども、高齢化になる農業者に対して、もう本当に土地を使うのが嫌だよと。それから、そこをつくるのが嫌だよということでなしに、労働支援をしてやったらどうだということで、2年前から村の機械化組合をつくりまして、そこに村の予算を計上させていただき、充てまして、大型な機械を、そういう人たちが機械を買わなくてもできるような、機械化労働支援体制を整えております。

そして、その中でも6名か7名の方がその組合を組織しまして、自分で投資しましてやってくれております。その一つの事業というのが、マニアスプレッダーの中で堆肥をまいて土壌の改善をしてくれるというようなことを、非常に喜ばれておるそうです。

そして、それをやったことによって、今言われる枯渇されている農地、放っておかれている農地の地主さんが、じゃ、やってみるかというような今、機運にもなってきております。そういう機運を、先ほど申し上げましたように費用対効果で、やはり効果があって、それだけの見返りがなければならないということで、ずっと販売網については、直売所を中心にしたり、それからサロン・ド・Gに行

っていろいろ研さんしたり、それから、今度、今月の4日、5日、6日と行われます葛飾フェアにも参加させていただいて、そして、そこにも農家の人たちも現役を連れていってもらいまして、それで、その雰囲気を自分で肌で感じながら、じゃ、やろうかという機運を起こさせるような気持ちを持って、今、事業展開をしているところです。

そして、今年度もその機械化支援組合には、耕うんする大型なトラクター、それとか、本当に草退治で大ごとしているというような話でございますので、トラクターでの草刈りとか、それから、小さいものでは、タマネギの植えつけ機とか、掘り取り機とか、そういったものを今、機械の支援をして、何としても今までの人はもとより、少しでもそういう環境をつくった中でふえてくれればいいかなという期待を持って今、進めさせていただいております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 2番。

[2番 柗井保夫君発言]

○2番(柗井保夫君) 土地もそうなんですけれども、今、国では、例えば空き家も含めて全部バンク形式で集めておいて、貸してやると。土地も全く同じ考えをしてきたんです。ところが、やはり東京の方が榛東に来て農業するというのは難しい話なんで、余り私は期待できないと思うんです。だから、村として、やはり前向きにいろいろ考えていかないといけないんだろうと、このように思っていますので、よろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長(金井佐則君) 以上で2番柗井保夫君の一般質問が終了いたしました。

午前中の一般質問をここで終了し、昼食休憩に入ります。午後の再開を午後1時から行います。

午前11時55分休憩

午後1時再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。

午前に引き続き午後の一般質問を行います。

質問順位5番南千晴さんの質問を許可いたします。

7番南千晴さん。

[7番 南 千晴君登壇]

○7番(南 千晴君) 皆さん、こんにちは。7番南千晴です。

昨日、群馬県内で3歳の男の子が母親に虐待され、死亡した事件の報道があり、胸を痛めました。 報道によりますと、母親は2010年に次男への虐待事件を起こしており、2014年4月以降、家庭訪問を 拒否したため、児童相談所が町に調査を要請していたということです。死亡した3歳の男子は、6月 から保育園を休んでおり、ゼロ歳児のときにもけがをした際、児童相談所と町は病院から虐待の疑い があると連絡を受けていましたが、警察への通報を見送っていたと報道にはありました。

厚生労働省によりますと、平成23年度の心中以外の虐待死亡事例は56件で、58人に上り、年齢別ではゼロ歳児が25人と、全体の43.1%を占め、ゼロ歳から2歳までを合わせると39人と、全体の67.2%ということになっております。ゼロ歳児の25人のうち、日齢ゼロ日、月齢0カ月といった出産直後の死亡事例は11人で、加害者は全て実母でありました。0日、0カ月児事例における実母の妊娠期の問題については、妊婦健康診査未受診が9例で、母子健康手帳の未発行が8例であり、子供の父はいないや不明が多く、子供の父が判明しても、交際を実母の両親に反対されており、妊娠の相談ができなかったというような事例も報告されています。母親だけでなく、生まれてくる子供たちのためにも、妊娠から出産、育児と切れ目のない見守りと支援が必要であると考えます。

今回も今まで質問を続けてきましたが、産前産後のケア事業について、そして人事管理の適正化について、防災備蓄倉庫について、また、公衆トイレ、公共施設のトイレの充実について村の考えをお聞かせいただきたく登壇させていただきました。

以下、自席にて質問を続けさせていただきます。

○議長(金井佐則君) 7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) まず最初に、通告のとおり、人事管理の適正化について伺います。

村のホームページを見ますと、榛東村の給与、定員管理等について年度ごとに公表がされています。 普通会計、公営企業等の会計部門、合わせた職員数の状況を見ますと、平成20年が101人、21年、22 年が96人、23年が95人、24年が96人、25年も96人、そして26年度は100人と職員数の状況になっております。定員管理の適正化については、平成17年から21年度までは榛東村集中改革プランの中で歳出の削減ということで、職員の退職者不補充により、平成21年度まで圧縮するという取り組みがあり、そのほかにも民間委託の推進、事務事業の整理、合理化等を実施し、行財政運営の簡素、効率化を図るとあり、定員管理の適正化の数値目標以上の達成となったことがわかります。

しかし、23年をピークにここ数年職員数がふえてきています。定員管理の適正化という点から考え、 これはどのようなことに基づきふやしているのか説明してください。

○議長(金井佐則君) 村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 定員管理につきましては、先ほど言ったように、過去に行政改革の一環として榛東村で集中改革プランというのを作成しまして、定員管理の数値目標を行っております。先ほど南さんが言った事と少し重複すると思うんですけれども、平成17年4月1日と平成22年4月1日の比較数値の目標では、平成17年4月1日では職員数は114人、平成22年4月1日での職員数は104人の数値目標値でしたが、実際には平成22年は96人で、増減数はマイナス8人、率でいいますと7.7%となっております。

それ以後について数値目標をということでございますが、数値目標については設定はしていませんが、毎年の職員の退職者数、それから新規採用数、これにつきましては関係課の内容を掌握しまして、 その辺でまた村長、副村長、教育長交えて、この辺の定員について決めているところでございます。 以上です。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 数値目標に関しては、それ以降設定しておらず、関係課と協議して決めているというようなお答えをいただきました。総務省が発表しています地方公共団体における行政改革の取り組み状況の市区町村分というデータが公開されてあるんですけれども、全国の自治体の部分が公表されておりまして、そこによりますと、榛東村では平成23年から27年までの計画で、榛東村行政改革大綱と榛東村行政改革実施計画を作成しているというようにこちらのほうではなっております。この平成23年度以降の職員の増について、こちらのほうの計画や大綱のほうの定員の適正管理とは、その辺は基づいたものがあるのか、そこの整合性はきちんとされているのかお伺いします。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

- ○総務課長(村上和好君) 整合性という話ですが、行政改革大綱との整合性は今、図っておりません。
- ○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 図っていないというお答えなんですけれども、こちらの全国の自治体の現況 の行政改革取り組みの状況がありまして、定数の管理に関しても、この村のものにもきちんと定数管 理という項目にマルがついておりまして、ただ、具体的にほかの自治体は多く具体的な数値目標を出しているにもかかわらず、榛東村は数値目標等も一切載っていない状況。隣の吉岡町も、こちら両方の計画と大綱を公開しているんですけれども、榛東村のほうではこちらの計画自体、大綱も公開されていない状況なんです。こちらはさっき整合性を図っていないということですけれども、こちらの計画大綱の検証はきちんとされているんでしょうか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

- ○総務課長(村上和好君) 検証はしておりません。
- ○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 検証していないということですが、なぜ検証をしないんでしょうか。理由を 教えてください。 ○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) なかなか最近の実態といいますか、業務内容ですか、非常に各課の関係 について地方分権という形でいろいろな仕事が来ております。そんな中で、そういう日々の業務、これについてこなしているという状態でございまして、実際に計画はつくったんですけれども、これについて毎年の検証というのは実施しないということです。

○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 日々の業務にという部分がありますけれども、その日々の業務の中で何かやはり必要性が生じたり、時代の流れで変わっていく中で、どういうふうにそこをしていくのかということを話し合う場所が、そこで全体として検証していくもので、各課というよりは、各課と、さらに村の全体ことを検証していくには、やはりこういった部分をきちっと計画等をやっていく必要性があると思っております。

さまざまな人口推計によると、本村も人口が減少していくといった推計が出ていまして、ここ数年の人口を見ても微減している状況であります。人口減少、高齢化、少子化により、働く世代が減少し、住民の負担も年々ふえ、村税等の税収も減っていくことが予想されます。職員の増加は人件費を初めとする義務的経費がふえ、財政構造の悪化につながることが考えられます。そのような中、個々の要望だけでなく、全体を見て定数管理の適正化をしていただきたいと思っておりますが、そのあたり今後についてはどういうふうに考えているんでしょうか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 職員の適正化についてのことのご質問でございますけれども、村としましても、先ほど課長が話された状況で推移しています。これからそういう数値目標に基づいた計画を策定して、そして、計画的な職員の定数管理を行っていきたいというふうに思います。

そして、一概に少子化になるから、高齢化になるから、税金が少なくなってしまうから減にしていくというようなことは行政ではなかなかできないというのが現実でございます。そんな中で、さっきも課長が話しましたように、最近は地方分権によって権限移譲がふえてきておりまして、その事務量というのが非常に複雑にふえてきております。その対応もしなければならないし、そうかといって指摘されています職員管理もやっていかなければというような板挟みの中で、村民のサービスが低下しても困るというような懸念もございます。いろいろまた原因究明、そしてまた精査をした中で、定数の適正管理をこれからするよう指示をしたいと、こんなふうに思います。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 村長がおっしゃいますように、いろいろな要因で、かといって減らしていくのが一方的にいいのかという部分もあるというお話ですけれども、それも含めて細かい各課で置かれている状況を踏まえた上で、じゃ、それ全体でどうしていくのかというのは、やはりこういった計画にものっとって、執行部内でしっかり検証していただいて、必要なところには必要な配置をしていただく。もし定数じゃなくて、例えばいろいろなICTの活用だったり、ほかのいろいろな導入によって人件費が削減できるものもあったりもしますので、それも含めてこの行政改革という計画はなされていると思いますので、しっかりと今まで検証していなかったということですけれども、ぜひ今年度中にも検証を始めていただいて、計画が27年度までなので、28年度以降もきちんとこういった計画を策定しなが、村の運営をしていただきたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 職員の定数の削減については、いろいろとやり方があると思いますけれども、いろいろな面を考えて想定をした中でやっていかなければならないと思っております。それで、平成26年4月に地方公務員及び独立行政法人法の一部を改正する法律ということで、国会で通っております。地方自治体においても成果主義、それから能力主義を基本とした中での新しい人事評価制度を、定数の目標を設定していきたいと、こんなふうに思います。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 先ほども言いましたが、できれば早目に検証して、その検証の中で先ほど村長がおっしゃっていたようなことを踏まえて検証していただければ、もっといろいろな部分で行政として改革できるものが出てくると思いますので、よろしくお願いします。

また、限られた職員で業務を進めていくには、一人一人の職員の専門性や政策形成能力などの向上が求められると思います。そのような研修の機会や人材育成に関してはどのような取り組みを行っているんでしょうか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 職員の研修ということですが、県や市町村会が主催で開催される研修といたしまして、新規で採用されるときに受ける新規採用職員研修、採用されてから6ないし9年以内の一般職員研修、係長、課長に昇任したときの研修といたしまして、係長研修や課長研修などがあります。

また、それ以外では県市町村職員合同専門研修といたしまして、職場の問題点の業務改善や業務管理のあり方等、効果的な業務の進め方等の業務改善、組織運営研修、発想力、企画力、プレゼン能力向上、法制執務、政策執務等の政策形成研修、文書作成力、経済知識、複式簿記、財務所掌の見方等

の能力向上研修、職員ネットワークの活用等の自己啓発支援などの研修があります。

研修の周知につきましては、課長会議を通じて職員に周知し、積極的に研修への参加を受講していただいております。平成25年度の実績ですが、新規職員研修では6名、課長研修では2名、専門研修では15名が研修を受講し、職場に生かしております。また、先日の課長会議で今年度後期の専門研修についても日程、内容等をお知らせし、職員の方へ周知、また参加のお願いをしたことでございます。

また、それ以外でも県と市町村の人事交流制度を活用し、現在1名が県のほうへ派遣されておりまして、いろいろな専門的な研修を行っているところでございます。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) さまざまな研修の機会があるということでありますが、やはり一人一人の職員の能力を高めることは非常に重要なことだと思いますので、今後もさまざまな機会を利用しまして、職員が学べる場だったり、また、政策形成能力を高められるようなところにつなげていただければと思っております。

先ほど早坂議員の質問の中で、職員の配置や異動に関して適材適所の配置を考えていると村長の答 弁いただいたんですけれども、それらの適材適所の配置のために、職員の能力とか実績とか業務に携 わる部分をどのようなシステムというか、どういった形で評価をしているのか、現状を教えてくださ い。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 職員の能力や実績ということでございますが、毎年10月末日に勤務評価表に基づき評価をしております。評価者につきましては、課長補佐以下の職員につきましては、まず各所属長が評価し、その後副村長、教育長が評価しています。所属長につきましては、まず副村長、教育長が評価し、その後、村長が評価しています。評価内容については申し上げられませんが、このような評価により職員の能力や性質を把握し、実績としております。

また、職員からにつきましては、毎年10月末に自己申告書というのを提出しております。これは職員の申告に基づき、自己の職務内容、要望・意見などの意向を把握し、人事などの参考とし、また、公務能率の向上を図ることを目的として実施しております。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 今、人事の評価の仕方について説明いただいたんですけれども、勤務評価表、 所属長が評価し、副村長が評価し、さらに自己申告書を提出していただいていると。やはり適材適所 の配置には個々の能力、実績、今までの積み重ねてきたものを含めての配置になると思うんですけれ ども、今のこの評価のシステムで十分な人事評価制度が確立されていると村長は考えているのか、また、新たに人事評価に関していま一度考えていきたいというような検証を行いながら変えていくような考えがあるのか伺います。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 基本的には先ほど課長が話されました一連の手順にのっとってやっていきたいと、このように思います。

それから、これから新しいものを取り入れるかどうかということについては、私としては間のある限り庁内を回って、その事務の姿勢や、それからお客さんとの接遇の問題、そういったものをできるだけチェックしながらメモり、そしてその評価が上がったものについて一緒に考えさせて、その人事に役立てているという今、現状でございます。

ただ、この人は本当にここによかったかなということでお願いした職員もありますけれども、全部の職員の性質や能力、そういったものを把握するのは、これはなかなか容易ではないので、時には自分から思うと期待外れの人もおりますけれども、しかし、それでも一職員としての人格は、これは保障しなければなりませんので、そういったときには声かけをして、頑張れよとか、いろいろなふだんかけられるような声をかけながら、職員を促し、そして事務に専念しながら事務効力を上げさせていただているという現状でございます。

○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 職員、執行部側の目線での人事評価という部分で、いろいろな部分で村長も ふだんからチェックをしていただいているようでありますが、やはり人事異動によって経験を積んだ 職員が異動しますと、その業務の質が低下して、またその人がなれたころに人事異動が行われるといった状況が発生していると思います。人事評価制度によっての適材適所はもちろんなんですけれども、各業務に精通している人が例えば一気に動いてしまうと、それこそ本当に住民サービスのほうが十分 にいかなくなってしまう。執行部側の目線での人事評価もいいんですけれども、住民サービス、住民側から、じゃ、その役場の職員の異動に関することによって住民サービスとか対応が変わるとか、そういったことがないようにしていただく。住民側からの目線でのそういった職員、人事の適正運用が必要だと思うんですけれども、今後も住民サービスに影響が出ないようにすることが必要だと思いますし、また、先ほど言いました行政改革大綱を計画に基づいて、人事の適正運用をお願いしたいと思います。

次に、防災備蓄倉庫について伺います。

村では平成24年度に中学校に防災備蓄倉庫を整備し、現在では水と毛布が備蓄されているとお聞きしました。そして昨年には北小学校にも防災備蓄倉庫ができました。3.11の状況から、当時の校長先

生でありました現在の教育長も水と毛布は必要であるというようなお話をお伺いしました。それら北 小学校の倉庫の備蓄は既に行われたのか、お聞きいたします。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

- ○総務課長(村上和好君) 備蓄倉庫の関係については、平成24年の3月に南さんのほうから質問があったと思います。その辺の内容を踏まえてでございますが、北小の備蓄倉庫については今のところ何もありません。今年度予算化してありますので、その中で備蓄用品について対応するという考えでございます。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 南さんに指摘されて、自分も初めてその事態を知ったというところでございます。これについては本当に地域の皆さん方にも、それから議員の皆さん方にもおわびを申し上げて、そして予算がとってありますので、すぐに必要なものについて配備しろという指示は出させていただきました。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

- ○7番(南 千晴君) 今年度中に予算があるということで、すぐにということでしていただけるということでよかったなと思っております。南小学校のほうは、たしか当時質問したときも、体育館の建設が終わってからというようなお話をいただいて、今年度中にはまず体育館の建設が終わり、その後、今の既存の体育館を壊し、駐車場を整備していくというような流れになるかと思いますが、こちら南小学校の防災倉庫と備蓄に関してはどのような予定で整備をしていくのかお答えいただければと思います。
- ○議長(金井佐則君) 総務課長。

[総務課長 村上和好君発言]

- ○総務課長(村上和好君) 南小の備蓄倉庫の関係については、議員がおっしゃるとおり、現在体育館建設工事が実施されております。また、その後において外構工事がありますので、それが終了後に設置できればと考えております。また、それに伴い、備蓄倉庫についてはその後、子育て・長寿支援課より日赤のほうに設置の要望を上げていただくつもりです。また、その間の対応でございますが、村庁舎内にある備蓄倉庫、また今年度建設予定の防災広場内の備蓄倉庫の中で対応できればというふうに考えています。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 今課長が話されたとおりでございまして、ことし26年度、日赤からの備蓄

倉庫ということでお願いしましたところ、1基いただけることになりました。そして南小学校にということで私も思って提案したんですけれども、教育委員会のほうから、今工事をやっていると。それから、学校のほうからもそういう申し入れがあったというお話は聞いていますけれども、来年度整備が済んだ中での配備をしようということで、今回いただけるものについては楽集センターに、あそこが随分運動公園とかがあるので、そこにしようということで決定させていただいて、そこへ整備を今考えているところでございます。

○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 避難所となっている学校施設等整備を進めてくださるということであります。 防災倉庫の管理、今お答えいただいているのは総務課なので、全部倉庫の鍵は総務課で管理している ものと思うんですけれども、実際、今度楽集センターにも、今村長のお話の中で整備をするというこ とで、その施設のほうで、例えば学校だったり楽集センターだったりでは、鍵は保管できない状況な のか。両方で持ったり連携を図ったりしながら倉庫の管理を行うことができないのか、その辺の管理 体制をお聞きします。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 防災倉庫の関係についての管理ということでございますが、防災倉庫の管理については総務課でやるつもりでおります。ただ、緊急の場合に使うときに、なかなか村だけの指令でうまく動くかどうか、その辺も不安視されるところでございます。その辺を踏まえて、一応鍵については教育委員会、それから各施設、学校とか、そういうところにも合鍵を置いて、同じような形で管理できればと、そんなふうに考えています。

○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 課長のほうで連携してくださるということで、やはりどのような状況が起こるかというのは、近年のいろいろなところでの災害の状況を見ても、本当にわからない状況であると思いますので、各課が連携しながらしっかりとした管理のもと、いざというときにはきちんと運用ができるようにしていただければと思います。

緊急時に保護者の皆さんは子供たちがいる場所が本当に心配になると思います。子供を無事に迎え に行くまでの間、幼稚園や保育園でも子供たちを預かる状況になると思いますが、幼稚園や保育園の 防災備蓄についてはどのように考えているんでしょうか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

[総務課長 村上和好君発言]

○総務課長(村上和好君) 防災計画の中で指定避難場所というのがありまして、その中で小・中学

校、それから幼稚園については北、南と、保育園については北部と南部ですか、これが一応避難所という形になっております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

- ○7番(南 千晴君) 備蓄に関しては現在行っていないと思うんですが、そのあたりはどういう対応をしていくんでしょうか。
- ○議長(金井佐則君) 総務課長。

[総務課長 村上和好君発言]

- ○総務課長(村上和好君) 幼稚園につきましては、北小、南小ですか、こちらのほうの備蓄を共有するということで考えております。保育園のほうにつきましては、役場庁舎内にある備蓄倉庫、こちらのほうから供給できればと、そんなふうに考えています。
- ○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 役場のほうから備蓄を届けるというような話がありますが、本当に実際どういうような状況が想定されるかわからないといったことと、じゃ、確かに避難所ということでの防災備蓄もありますが、そもそもそこにやはり乳幼児だったり、幼児の皆さんがいる中で、じゃ、中央保育園には何も届けないのかという部分も懸念される部分があると思います。まして子供の中にはミルクを飲むお子さんもいたりだとかするわけで、そういった部分が本当に村の備蓄だけで迅速に対応できるのか心配なんですけれども、そのあたりを踏まえて、一度検討していただけないでしょうか、村長、お願いします。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

- ○総務課長(村上和好君) 園児または乳幼児の関係の災害時の備蓄対応ということでございますが、現在村で用意してある用品では、大人用の毛布が130枚、あと新生児用の紙おむつ、これが1,440枚、それとウエットティッシュが100枚、あと食料品ではカロリーメイトが1,080個、水が2リットル入りボトルが984本ございます。それ以外の必要なことについては今後また検討していきたいと、そんなふうに考えています。今、ウエットティッシュ100枚と言ったんですけれども、1,000枚です。訂正をお願いします。
- ○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 村のほうの備蓄の話がありましたけれども、やはりミルクだとか、あとはアレルギーの子に対するそういった非常食というか、そういった部分も必要となってくると思いますの

で、その辺も踏まえてもう一度検討していただければと思います。やはりどのような状況で災害が起こるかははかりかねますが、いつ、どのような状況で災害が起こっても対応できる体制を整えておく必要があると思います。特に子供たちを預かっている学校や園における防災体制を整えることは必要であると考え、今後も総務課だけでなく、そういった施設を所管している課との連携をしながら、実際に起こったときにはどういう体制で、どのように対応していくかを具体的に各課踏まえて調整といいますか、一緒に考える必要があると思うんですけれども、そのあたりの横のつながりを踏まえた現実的な話といいますか、そこは村のほうでは今後行っていく予定はあるのでしょうか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

[総務課長 村上和好君発言]

○総務課長(村上和好君) 各課の災害を想定したということでございます。9月1日が防災の日ということで、各地域で防災訓練をやっているということは新聞などで報道されていると思います。本村につきましては、防災の日に関連しまして、榛東村地域防災計画の抜粋した内容について、各課に配付いたしました。また、保育園、幼稚園にも配付していただくようにお願いをいたしました。そういう形で職員、それから、課員の皆様にこの辺の周知をしたところでございます。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) できれば具体的にどのくらいのものをどこに、誰が持っていくのかというシ ミュレーションといいますか、そういったことも今後はぜひしていただきたいと思います。

続きまして、公衆トイレ、公共施設のトイレについてお伺いします。

村内にも幾つかの公衆トイレや公共施設のトイレが存在しております。この庁舎裏にありますトイレや南部公園、新井緑地公園などの近年にできましたトイレについては、男女や障害者なども利用できるトイレとなっておりますが、山子田の消防団第1分団詰所に隣接する公衆トイレやふるさと公園内のトイレは、もう古くなってきておりまして、その都度いろいろ改修等も村のほうでも実施してくださっているようでありますが、やはり住民から使いやすいトイレに、また誰もが使えるトイレにしてほしいといった要望をお聞きいたします。特にふるさと公園のトイレは子育て世代の方より、もっと充実してほしいというようなお話を聞きました。これらのトイレは建設されてから何年ぐらい経過したものなのか、わかる範囲でお答えください。

○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長(新藤 彰君) それでは、南議員さんのご質問にお答えします。

建設につきましてもう20年以上たっているというような状況であります。それで、設置状況ですけれども、ご存じのように、敷地が広域農道で2カ所に分断されています、東西に。西側の地域はアスレチックですか、あの近くのところにあるトイレにつきましては1カ所、それから下のところにふる

さと館ですか、隣接に1カ所と、こういう2カ所を設置して、来園者に利用していただくような形にしているということでございます。そして、広さにつきましては、西側については37.07、それから、東側については29.81ということで、非常に狭い状況です。そして、特に身障用のトイレについては西側に設置されますけれども、東側の主にふるさと館に近接しているトイレについては設置していないというような状況でございます。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) トイレの関係でございまして、山子田にある消防団第1分団の隣にある公衆トイレの関係ですか、建築年については不明です。面積については8.52平方メートルとなっています。中の設備ですが、和式便器が1基、それから洋式便器が3基、男子の小便器が3基となっております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 先ほど2人の課長が話されましたように、1つは、消防第1分団のところの公衆便所でございましたけれども、私が思っている限りでは、商工会の福祉センターを建設したときに設置したような気がしております。いずれにしても、かなり古いトイレだというふうに思っております。その中で去年ですか、内装の改装や、それからトイレの広さを改善したと。それはお掃除をしている方がやはり使っている人を見た中の意見で、どうも狭過ぎるというような意見で、清掃をしてくれている人の意見も踏まえて改修をしたというところでございます。

ご質問の件については、今後管理面もありますし、それからスペース的な面もありますので、それらを含めた中でご要望に応えられるかどうかということは、これからお話だけは承って研究していきたいと、こんなふうに思います。

それから、公園のほうにつきましては、平成24年にふるさと公園周辺活性化基本構想をもとに、25年度から榛東村経済観光推進協議会でいろいろご検討していただき、観光と、それから周辺の活性化事業に今取りかかっております。その基本計画というのが出てきております。そんな中で、今回のトイレも整合性を合わせながら、その委員会に出し、そしてまた初期投資でやらなければならないかということであれば、やはりそういった面で改善を図っていきたいと、こんなふうに思います。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 何年ぐらい建設してからたっているのかという質問だったんですけれども、 丁寧に村長のほうで答えていただきまして、今後の方向性まで今答えていただきました。山子田の公 衆トイレに関して、その改修も狭いということで、このくらいの掃除用具入れの部屋というか、その スペースを突き破って、その部分だけ広くしただけというか、その掃除用具入れを新しく買って、備えつけたというような、私からすると臨時的な改修工事なように思います。山子田の公衆トイレは北小学校の周辺ということで、児童もスポーツ少年団等の練習や試合のときに使っていますし、また、詰所が新しくなったことからも、県道から車を寄せて入る、その辺が便利になったような気がいたします。

ふるさと公園に関しては、土日やイベントを含めて、やはりお子様連れの利用が多い状況、そういった中で、途中で改修して洋式化等もしてくださっているところもありますが、先ほど課長が言うように狭い状況で、幼児用の便器だったり、子供と一緒に入ったときに座らせておくチャイルドチェアというか、それもないような状況で、やはり子供連れの利用には非常に不便なトイレということがわかります。やはり多くの方にきれいに、気持ちよく利用していただきたいと思っておりますし、また、多くの方が利用できるようにしていただきたいと、やはり村のほうでも考えているのであれば、誰にでも優しいトイレ、誰でも使えるトイレに改善をする必要があると思います。

もう1点、ふるさと公園の先ほど村長が全体的な部分、計画も含めてということもありましたので、特色を持たせるために、おもてなしのトイレといったような形で整備を整えることも一つの案だと思います。一緒に授乳室等もふるさと公園には一切見られない状況で、そういった場所がないというような意見もありまして、そこも踏まえて、誰でも使えるトイレと、そのトイレ周辺のそういった授乳室などの整備も一緒に充実していただければと思いますので、村長、いかがでしょうか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) すばらしい提言ありがとうございます。村でも、私もそうですけれども、家庭に行ったとき、また村に行ったとき、一番外来者が気にかけるのがトイレだそうです。これは統計でも出ております。それから、一般家庭でも、この家はきれいにしているなというのはトイレを見ればわかるそうです。そのくらいトイレというのはそれぞれの人が毎日毎日使用したり、それから、よそへ行っても頻繁に入るというようなところで、そんな位置づけがございますので、今、南議員が話されますことを一つの糧として、そういったものについて慎重に精査しながら、前向きにそれは取り組んでいくということでお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) ぜひ榛東のトイレは充実しているんだよと、村内の人、さらに村外からいらっしゃった人からも思われるような、そういったトイレを整備していただければと思います。

最後に、産前産後のケア事業について伺います。

村でもすくすく教室として母乳相談や栄養相談、また、生後2カ月ごろからはベビーマッサージ、 生後5カ月ごろからリトミックを実施しております。また、新生児や乳児訪問とあわせまして、乳児 家庭全戸訪問事業を行っています。産前産後のケア支援については、以前より高崎市の産後のママヘルプサービスや、ほかの自治体の取り組みを例に、村での実施を求めて私のほうでも何度も質問をさせていただいているところであります。

しかしながら、この部分一向に進んでいないという状況が見られます。少子化、核家族化が進み、 今の日本で本当に最小単位の家族だけで子育てをするということは非常に困難な状況でありまして、 産後間もない母親と赤ちゃんをサポートする産後ケア、これは母親にとっても、子供にとっても重要 なものだと思っています。村として産前産後のケア支援について、その後検討していただいたのか、 どのような考えをお持ちなのか、お答え願います。

○議長(金井佐則君) 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 南議員さんのご質問に対しましては、平成20年、また25年 6月とそれぞれ聞いております。それで、その都度研究云々という答弁をしてまいりました。あわせまして、ことしの1月に実施しましたニーズ調査でも、「子育てについて気軽に相談できる人は、または機関がありますか」という設問に対しまして、「いない」と答えた方が就学前児童の保護者の1.8%、また小学生の保護者に3%おりました。この「いない」と答えた方は、孤独になり、虐待のリスクが高くなると言われております。南議員さんのご意見、またこの結果から、子育て支援を望む保護者の存在を認識しまして、産前産後ママヘルプサービスや家庭訪問型子育て支援の一種であるホームスタートといった支援策、あわせまして今年度策定します子ども・子育て事業計画を受注しましたコンサルが広域的な視野を持っておりますので、そのコンサルの情報、さまざまな自治体の類似サービス情報も加えて、子ども・子育て会議の中で取り上げ、また委員とともに協議しまして、子ども・子育て支援事業計画にも盛り込むなど検討していきたいと考えております。

○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 今までよりは具体的に進めていただけるような課長の答弁をいただけまして、 細かい部分を研究しながら事業化に結びつけていただければと思っております。本当に女性が出産直 後に体に大きな負担がもちろんかかりますし、ホルモンのバランスが崩れたり、夜の授乳などで、生 活リズムが乱れたりして、強いストレスにさらされます。産後の女性の約10%から15%が出産後1カ 月程度で症状が始まります産後うつに陥るというようなデータもありまして、またそれが子供への虐 待へと発展してしまう場合があるそうであります。

村の中でもいろいろな事業を今やっていただいているんですけれども、3カ月の乳児健診までを考えますと、健康・保険課でやっています乳幼児のこんにちは赤ちゃん事業ですね、それ1回のみで、3カ月間はその1回以外、村とかかわる機会がほとんどない状況で、その産後うつに陥りやすいという時期に関しての部分が抜けているように私は考えているんです。国のほうでも少子化だったり、人

口減少を真剣に考え始める中で、妊娠から出産後も切れ目ない支援をしていけるような体制をつくっていくことが必要だということで、さまざまな自治体でも今いろいろな取り組みを行っているところであります。ほかの自治体でもいろいろな例えば養育支援訪問事業を行っていたり、訪問型の産後ケアをやっていたり、また、医療機関へのショートステイの宿泊型をやっていたりと、いろいろやっていますので、それも踏まえて検討していただきたい。まして今年度保健師を、先ほども定数の適正化ということでありましたけれども、増員している中で、やはり新たな事業をそこで展開していただくということを期待しているわけですけれども、村長はどのようなお考えでしょうか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 先ほど、南議員が冒頭痛ましい事故、事件を話されました。私もけさ新聞を見ながら、非常に残念だったなというふうに思うと同時に、やはり行政もそういったところを厳しくチェックしていかなければならないんだなということは身をもってけさ思ったところです。

そんな中で、今南議員が提案しておりますさまざまな支援策については、おくればせながら村でも子ども・子育て会議というのを立ち上げまして、その機関でそういったものを提案してもらって、そして村の実情に合った政策、施策を構築していただいて、進めていきたいと。そして、せっかく保健師も増員して、そういう対応をしておったんですけれども、今回は無料診断の中の後追い事業ということで、今、保健師がやっているわけですけれども、そういった面でも保健師を活用しながら進めていきたいと、こんなふうに思います。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 誰もが安心して子供を生み、育てられる社会になるには、やはり妊娠から出産後の切れ目のない支援が必要であると考えます。母親だけでなく、生まれてきた子供たちのためにも、やはり産前産後のケアだったり支援の体制づくりが今後必要だと思います。

いろいろ国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、榛東村も20歳から30歳の女性が2040年にはマイナス34.7%になると。さらに人口の移動、流出が収束しなければ40%ぐらい今よりも少なくなってしまうと。やはりこのまま榛東村で子育てをしたり住みたいと思うのか、ほかを選んでいくのか、それともまた榛東村を選んでもらうのかという部分は、現在の自治体の取り組み次第である部分もあると思います。さらに今、情報化でインターネットを見れば、それぞれの自治体がどういうことに取り組んでいるかということも比較できる時代であります。

少子化が進みまして、人口減少に歯どめがかからない状態で、保育や雇用の部分はもちろんですけれども、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援について本気で村も考えなければいけない状況に来ていると思います。今後の村の政策に期待して、質問を終わらせていただきます。

○議長(金井佐則君) 7番南千晴さんの一般質問が終了いたしました。

引き続き一般質問を行います。

質問順位6番栁田キミ子さんの質問を許可いたします。

9番栁田キミ子さん。

[9番 栁田キミ子君登壇]

○9番(栁田キミ子君) 皆さん、こんにちは。

日本共産党の栁田キミ子です。

第2次安倍政権が成立してから1年8カ月が経過しました。消費税8%への大増税を初め、社会保障の改悪、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲の閣議決定、これは7月1日に行っております。秘密保護法の強行など、国民要求に真っ向から敵対する政策を次々と推し進め、暴走を続けている状態です。

安倍晋三首相は、事あるごとに国民に理解が得られるよう丁寧に説明すると繰り返しています。しかし、実態は国民を苦しめる政策をまともな説明もなく、数の力でゴリ押しする暴挙の連続にほかなりません。この秋、消費税10%への再増税を阻止する闘いが続けられます。庶民への大増税で、大企業支援と軍拡予算を確保し、平和憲法を踏みにじり、戦争する国づくりを進める安倍政権の暴走を許すことはできません。

以後、自席に戻りまして、質問を続けさせていただきます。

○議長(金井佐則君) 9番柳田キミ子さん。

〔9番 栁田キミ子君発言〕

○9番(栁田キミ子君) それでは、通告に基づきまして質問を進めさせていただきます。 まず最初に、住民の安心・安全対策はということです。

国には、国民保護法という法律がありまして、緊急事態の場合、国民をどのような形で災害から、 あるいは武力攻撃から守るかということについて定められた法律があります。それに準ずるような形 での榛東村でもそのような法整備がなされているかと思いますけれども、その点についてお伺いいた します。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 榛東村の条例ということでございますが、榛東村につきましては、榛東村国民保護協議会条例が平成18年9月26日に制定されております。協議会を設置したかということでございますが、平成20年3月21日にこの条例に基づき委員を委嘱し、協議会を開催しています。また、その条例の中で国民の保護に関する榛東村計画を審議、策定いたしました。その後の開催はしておりません。また、対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置については、国において武力攻撃の事態認定が行われ、国民保護対策本部の設置指定が閣議決定に基づいて村に通知があった場合に、直ちに村の対策本部が設置されるものです。

○議長(金井佐則君) 9番。

[9番 栁田キミ子君発言]

- ○9番(栁田キミ子君) ただいま総務課長のほうから榛東村での榛東村国民保護条例の内容について触れていただきました。もう少し具体的に、この条例の中で組織の点についてとか、具体的に説明できたらお願いをいたします。
- ○議長(金井佐則君) 総務課長。

[総務課長 村上和好君発言]

○総務課長(村上和好君) 条例は、例規集をごらんいただければあれなんですけれども、この条例 ができた背景ということでよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○総務課長(村上和好君) 国民保護法、正式には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律と言います。平成16年6月18日にこの法律は制定されました。この法律は武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体の責務であります避難、救護、武力攻撃災害への対処等の措置が規定されたものでございます。また、この法律の中で同法第40条8項に、市町村協議会の組織及び運営に関して必要な事項は市町村の条例で定めるとあります。また、同法31条で、都道府県対策本部または市町村対策本部に関し、必要な事項は都道府県または市町村の条例で定めると規定されておりまして、榛東村につきましても、この法律に基づきまして2つの条例を制定したものでございます。

○議長(金井佐則君) 9番。

[9番 栁田キミ子君発言]

○9番(柳田キミ子君) ただいま総務課長のほうから榛東村の国民保護条例の中身について少し触れていただきました。例えば国民保護対策本部及び榛東村緊急対処事態対策本部条例などという条例ができているかと思うんですけれども、榛東村国民保護対策本部及び榛東村緊急対処事態対策本部条例というところの組織というくくりの中の第2条では、国民保護対策本部長とか、それから、その本部長は事務を総括する。それから、副本部長という役割、その方は本部長を助けるということですとか、あとは本部員、それから、職員を置くとかという形になっておりますけれども、この具体的に本部長となれば村長とかという形で当たるのかと思いますけれども、副本部長、本部員とかという具体的なこのようなことについては、最近、例えば9月1日を防災の日で、毎年何らかの形で防災の取り組みを村としてしていたんですが、ことしは何もなかったような気はするんですけれども、そういう時期を経ておりましたけれども、そういう中で何かこの条例に戻りまして、村の現状をチェックするとかという作業とかというのはなかったでしょうか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 組織体制ということでございますが、皆さんもご存じのとおり、防災計画というのがあります。防災計画の中でも、その組織体制があります。本部長は村長、副本部長は副村長、教育長、本部員につきましては各課長が本部員という形になっていまして、また、その下に本部連絡員ということで、各指名する者ということになっています。また、それ以外では職員はその下の指揮命令系に入っております。この法律、先ほど申し上げましたが、そういう武力攻撃なり、ミサイルとか、そういうものに対処するということで法律が施行されているものでございまして、前段としまして、内閣で決定し、正式に市町村に通知すると。その前の前段としましては、やはりこの防災対策本部が設置されて、その後にこちらのほうの国民保護対策本部、緊急事態対策本部が立ち上がるという、そういうふうな流れになっております。ですから、防災の関係の体制と何ら変わりはないような体制で移行していくというふうにうちのほうでは考えております。

○議長(金井佐則君) 9番。

[9番 栁田キミ子君発言]

○9番(柳田キミ子君) それでは、防災計画の中と、それから、この国民保護対策についてのというのが内容的には似ている形ではありますけれども、条例としてはきちっと別々な形で整備をされているというふうなことでありまして、昨今の国際情勢の中の日本の立場なども考えた場合に、せっかくあるこの榛東村国民保護法というものの存在もきちっと確立をしていただければと思っております。もう一度確認をさせていただきたいんですけれども、榛東村条例の条例第24号ということで、平成18年9月26日に制定をされました榛東村国民保護対策本部及び榛東村緊急対処事態対策本部条例、これにつきまして、この条例を実際に適用するような事態になったときに初めてその組織の具体的な本部長はとか、副本部長は、本部員、それから、その職員とかというふうな具体的な役割というものはそのときになって、そのときの庁内の人事体制の中で決まっていくというふうなことの考えでよろしいでしょうか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 先ほど申し上げましたけれども、国において武力攻撃の事態認定が行われ、国民保護対策本部の設置及び指定が閣議決定に基づいて村に通知があった場合に、直ちに村は対策本部を立ち上げると、そんなふうになっています。

マニュアルの関係というんですけれども、一応流れとしては先ほど言った防災の関係と同じ形の体制という形で考えています。

○議長(金井佐則君) 9番。

[9番 栁田キミ子君発言]

○9番(栁田キミ子君) この榛東村国民保護対策本部の条例ができまして、平成18年の9月以降に つきましては、この条例が適用されるような事態は起きていないで経過していると思っております。 でき得ることであれば、緊急事態などということが発生しない平和な時代がずっと続いていくことを 望んでいるわけでありますけれども、本当にいつ何どき、何が起きるかわからないということを想定 した上で、行政としては住民の生命を安全に守るというふうな立場から、それなりの対策をしていく ことが求められているんだろうと思います。そんなふうな観点でこれからの流れをきちっと見ていた だきまして、適切な対処を行政としていただけることを最後にお願いをいたしまして、次の質問に移 らせていただきます。

危険箇所、マップ作りと安全対策のための施策実施をというふうな形で通告書には書いたんですけ れども、幾つか私が日ごろ生活している中で危険だなと思うところがありまして、そこのところが私 自身も声を上げてこなかったということもありますし、そうすると、やはり何の改善もされてないま まずっと来ているなというふうに思ったものですから、もう今度は忘れないで、きちっと声を上げい こうということで、この一般質問のところで取り上げてみたんですけれども、信号機を設置してもら いたいところというのと、あと信号機は設置されているけれども、とにかくカーブしているところで 見通しが悪いので、なおかつ必要な対処を施していただきたいなということなんです。例えば私が住 んでいる19区なんですけれども、昔の伊香保へ行く伊香保街道というふうに言われております青木屋 さんのところから農免道路から黒髪神社のほうに向かって、水沢を通って伊香保に続くという、その 榛東村の道路のところで、19区の上のほうから渋川安中線の県道に出る交差、ちょっとT字路でぶつ かります青木屋商店というところがあるんですけれども、あそこのところなども本当に県道ですので、 朝の出勤時も含めて、夕方の退社の時刻とか、いろいろ夕方の交通量の多いというところなどがあり ます。県道から入りまして、上のほうに向かうというところはそんなではないんですけれども、狭い ところから県道に出るというところが一番危険なものですから、そこのところはカーブミラーはでき ているんですけれども、ほかに、例えばそこに信号機をつけていただけるかどうか、あるいは信号機 が無理だというのであれば、ほかにもっと有効な対策はないかどうかというふうなところで考えてい ただきたいところが1つと、あとは渋川安中線、渋川のほうに向かったところに八之海道の信号があ ります。その八之海道の信号の角に富沢酒店さんがありまして、そこを上のほうに上っていただきま して、そうすると、19区、17区のほうから12旅団の正門の前を通って役場のほうに行く、あの道に出 るときに、やはり富澤酒店のほうから上ってきた道のところで見通しがちょっとカーブしているもの ですから、下から来る車とかがよく見えなくて、本当に私なんかいつもそこを通って役場に来たりす るんですけれども、そこがきちっと見えるためには、もうほとんど道路を渡り切った状態でないとわ からないというところがありますので、そこのところにはカーブミラーがあるのにそういう状況なん です。だから、そこは信号機をつけていただくというふうなこととか、お年寄りの方も含めて運転す る人にとっても本当に危険な場所になっておりますので、そこの点についてもぜひ対応、対策をして いただきたいと思っております。

そのほか危険な箇所につきましては、道路の端の白い線が消えてしまって、どこまでが道路端なの

かというところがわからないで、もう草が生えてしまってというふうなところなんかもあるかと思います。やはり私がよく通るところで、特別養護老人ホームしんとう苑のちょっと上に当たりとなるんでしょうか、そこのところ、そこを私たちは通ることなんかは結構ありまして、そこのところが道路と、それからその脇が結構雑木林みたいな形になっているんですけれども、そのところが本当にちょっと危険で、草が生えていると、もうそこのところが道路と同じ高さだと思ってしまって、対向車が来た場合によけようとしたら脱輪をしてしまいました。そこのところは30センチかそのくらい下がった段階で雑木林になっているというような危険なところがありまして、そうしましたら、つい最近、そこの雑木林のところの余分な木がきれいに切られて、それから草なんかも刈られておりました。もう一目瞭然、こういう危険なところだったのかというふうなことがわかったりもしているところなんかもありまして、ぜひそういうところの対策について取り組んでいただきたいと思っております。お答えをよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 最初、信号機のご要望ということでございます。柳田議員さんのおっしゃっている場所は私もよく知っていまして、いろいろ信号機につきましては基準があります。施行及び設置基準ともに群馬県公安委員会、つまり群馬県警察本部の所管であります。その基準は道路交通法、都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、また、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認めるときは政令で定めるところにより、信号機を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者または車両等の通行の禁止、その他の道路における交通の規制をすることができるということになっております。

また、もう1点の白線の関係でございますが、白線につきましては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令によりまして、次のとおり設置基準が定められております。道路中央線車道の幅員が5.5メートル以上の区間内の中央を示す必要がある車道の中央車線、境界線、4車線以上の車道の区間内の車線の境界線を示す必要がある区間の車線の境界、車道、外側線車道の外側の沿線を示す必要がある区間の車道の外側などですが、本村にある車線につきましては4メートルの道路がほとんどでございますので、そういう場合は車道の外側線ということになっています。村道については新設する場合には道路管理者が設置するということになってます。

また、信号につきましては、先ほど申し上げたとおり、公安委員会、群馬県警察本部が設置するということでございます。また、本村につきましては、幾つか信号機ができているわけでございますが、それにつきましては地域、学校、いろいろなご要望に対して村が要望書を上げて、その要望書に基づいて県が設置していただいているというような状況でございます。

○議長(金井佐則君) 9番。

[9番 栁田キミ子君発言]

○9番(柳田キミ子君) いろいろ信号機設置につきましても基準があることで、その基準に果たしてその場所が合致するかどうかというふうな問題などもあるかと思うんですけれども、本当に公共の道路ですので、誰が通行するか、人も車も含めてですけれども、そういう不特定多数の往来するところでありますので、そういう点では本当に最大公約数的な、どこの部分で一番安全を守ることができるかというふうなところで私としては考えていただければというふうに思っているんです。

それでは、今、答えていただきましたところ以外で補足をしていただける回答があればしていただきたいと思っているんですけれども、私が過ごしている中で感じている危険箇所とか、改善をしていただきたいなと思うような場所については、今回こういうふうなところだったんですけれども、そのほかに個々に村のほうに直接声とか、そういうものの要望とかが上がっているんでしょうか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 危険箇所の関係について、村がどういうふうに設置しているかというご要望とかがあるかということでよろしいでしょうか。

区長会で毎年春、地域の要望や危険箇所について報告をいただくよう依頼しております。しかしな がら、区長さん以外のルートでも直接住民の方から交通危険箇所の要望や通報を受けるものもござい ます。どちらの場合にありましても、村では同じような形で対応しております。

具体的には原則としてですが、ご連絡をいただいた際は、直ちに現場に行くこととしております。 簡単な既存カーブミラーの角度調整などであれば職員が直しております。また、職員が対応できない 状態のものは、カラーコーンやピンクリボンなどを設置して、危険箇所を標示し、専門業者に発注を しています。新規のものについては、榛東駐在所及び交通指導隊とも検討を行い、設置箇所の選定を 行っております。なお、先ほど申し上げました群馬県公安委員会が設置するものについては、例えば 一時停止標識、横断歩道の標示などは村では所管しておりません。そのため、これらの場合は渋川警 察署交通課宛てに要望を出します。同様に、その管理が群馬県である県有財産につきましては、渋川 土木事務所に要望を行っているものでございます。

以上です。

○議長(金井佐則君) 9番。

〔9番 栁田キミ子君発言〕

○9番(栁田キミ子君) いろいろ住民の方たちが安心で生活していくための環境整備をきちっとやっていくのが行政の、そして私たち議会としても、それが一番住民の生命を守るというふうな点からも大事なことだと思っております。今、総務課長のほうから回答していただきましたけれども、そのほかの課長さんとかからお答えある方がいらっしゃればお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長(金井佐則君) 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長(阿佐見 純君) 栁田議員さんのこの安全対策ということで、子供たちの通学路につきましては、平成24年4月に京都のほうで無免許で居眠り運転で登校班の列に突っ込んで、3人がお亡くなりになったと。そういう事件がございまして、それを受けて24年度から通学路の緊急合同点検と。これを実施しております。初年度につきましては、先ほど来課長のほうからも話が出ていると思いますけれども、学校、例えば校長、保護者、それから教育委員会等、道路管理者、これはまたこの辺でいうと渋川土木、村の建設課、総務課の代表と地元警察、三者で24年度から行っております。その結果、特に学校等から要望が上がっております通学路の危険箇所については、6カ所重点的に見て回りました。6カ所中、ほとんどが改善をされていると。私も現地調査行ってみましたけれども、南の交差点も非常に子供たちが待っているとき危なかったと。こういう赤いコーンみたいなものを立てていただくとか、角を広くしていただく。それから、南小学校の南のT字路がございますけれども、停止線が薄くなっているとか、グリーンベルトと言うんですか、あれが薄くなっているということで改善もされていると。

ただ、私も北小からお世話になっているころから常将神社のところの3差路につきましては、あそこが一時停止をするところとないところがあって、道もカーブしているので、大変子供たち、大人もそうだと思いますけれども、危険箇所ということで、地元のほうにもおろした結果、なかなか地区の事情があって、すぐには実現できないという状況で改善はされていないということで、こういう対策を子供たちを守るという意味では行っております。つけ加えさせていただきます。

以上です。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 柳田さんが村を思う気持ちで、いろいろなご質問をされております。確かに危険箇所というのは見えるようで見えないようなところにあるのが危険箇所だというふうに認識しております。そんな中で、今まで言われたものについて、いろいろな事案、項目については規制もありますし、それから、対応の仕方もあります。しかし、村民から出た意見は小さくも大きくも意見として上げていただければ、村ではそれなりの検討をしていきますので、どうぞ小さくも大きくもこれからもそういう点を注視して、村に上げていただければなというふうに思っております。

それで、村も巡視はしているんですけれども、なかなかそういう危険箇所というのは地元の人以上には見つからないのが現状でございます。そんな中で、地域の人たちがそういった面をいつも気にとめて出していただき、そして行政を叱咤激励していただければ、その対応はこちらでやりたいと、こんなように考えておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 清水喜代志建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長(清水喜代志君) 建設課関係の道路の危険箇所といいますか、修繕箇所につきましては、

区長さんを通じ依頼の来るものがほとんどでございます。また、多くの区長さんは、修繕依頼につきまして書面により提出をしてくれておりますので、これによりまして建設課の職員が現地確認をし、 修理を行っているところでございます。また、要望された書面につきましては、建設課で保存をしております。

なお、場所によりましては様子を見させていただくものもあります。このようなところにつきましてはその旨を区長さんに伝えているところでございます。

以上です。

○議長(金井佐則君) 9番。

[9番 栁田キミ子君発言]

○9番(柳田キミ子君) 今、総務課、それから学校教育委員会、それから建設課、村長も含めて村内の交通安全危険箇所も含めて村民の安全・安心のためにこのような形で取り組んでいってくださるというお答えをいただきました。本当に安心してその地域に住み続けられる榛東村にしていくために、これからも頑張っていきたいと思っております。

これで質問を終わります。

○議長(金井佐則君) 以上で9番柳田キミ子さんの一般質問が終了いたしました。

ここで休憩します。35分より再開いたします。

午後2時23分休憩

午後2時35分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。

続いて一般質問を行います。

質問順位7番松岡稔君の質問を許可いたします。

6番松岡稔君。

[6番 松岡 稔君登壇]

○6番(松岡 稔君) お疲れのところご苦労さまでございます。最後、7番の質問の順番が来ました。

月日のたつのは早いもので、第2回定例会でここで耕作放棄地などの一般質問をしたときは、やっと田植えが終わってほっとしたときです。今月9月、早い人は今月の下旬には稲刈りをする人が榛東でもおります。前回課長の答弁の中に、耕作放棄地の私の質問の中の最後に中間管理機構のことについて触れてまいりました。そして、きょうはその中間管理機構のことと、3.11以降自然エネルギーが我々のところでもいろいろな水力だとかあります。今回は家庭用電池エネルギーについて質問をさせていただきます。

以後、自席に戻り質問いたします。

○議長(金井佐則君) 6番松岡稔君。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 前回の第2回の定例会で耕作放棄地について私が質問した中で、課長から榛 東村で約12へクタールの耕作放棄地があるという話がありました。それで、最後に課長が、私の質問 の中に、これからは中間管理機構が設立され、村のほうとしてもこれからの対策をとるという形でや るという話がありました。そんな中で、国は2018年をめどに主要な米の生産調整、減反が廃止になることを受けて、この中間管理機構をやるという話を聞きました。TPPを踏まえ、これからの農業に海外の農業に対抗するため不可欠な農地集積で、前例のない規模でやるというニュースが流れました。上毛新聞の7月8日には、玉村では先行防守という記事がありました。このことについてきょうは一般質問をさせていただきます。この仕組みと狙いについて説明をお願いします。

○議長(金井佐則君) 新藤産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長(新藤 彰君) それでは、松岡稔議員さんのご質問にお答えします。

先ほど議員さんでもお話がありましたけれども、26年7月8日の上毛新聞で農地集積全県開始ということで大きな報道がなされました。これはTPPにかかわる非常に大きな変革の一つであるということで国も位置づけているわけでございますけれども、初めに、この制度の設置と背景について申し上げたいと思います。

現在、農業の置かれている状況は、担い手の高齢化や後継者不足、それから耕作放棄地の増大などにより、大きな問題を抱えております。このような状況の中、国では、今後10年間で担い手の利用する農地の割合を現状の5割から8割まで引き上げたいという目標がございます。本県においても、今後10年間で新たに2万9,000~クタールの農地を担い手に集積し、農地の集積率を現状の3割から66%まで引き上げるという目標を設定しております。こういった課題や目標を達成するために、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約化が不可欠であるということから、人と農地問題の解決を進めていくし、かつ信頼できる農地の中間的受け皿として、都道府県に農地中間管理機構が設置されたわけでございます。そういったことで農業の中で、耕作放棄地の中でこれが一つの国としても改善の一手としたいというのが狙いでございます。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 先ほど課長の答弁の中に、リタイアする農業者の方、また公社が担い手が使いやすくできるまとまった形でと答弁にありましたけれども、榛東村でこの制度によって貸したいという方がいて、貸し手の農地が分散、錯綜している場合はどのような対応をしますか。

○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

〔產業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長(新藤 彰君) ちょっとこれはお答えが少しずれるかもしれませんけれども、農地が分散してと。この機構の一つの仕組みというんですか、形を申し上げていきますと、3段階に分かれております。第1段階において町村で貸し付け希望者の情報収集をして、貸し付け希望の一覧表を作成すると。それから、借り受け者の希望一覧表も作成するということで、ですから、今言っているばらつきというものを集約して、県の農業集約、村がもちろん取りまとめをしますけれども、最終的には農業会議の中で、榛東村のエリアだけじゃなくて、要するに全県下、もうちょっと広いエリアの中でこれを集積していくという狙いでございますので、そのばらつきについては、この仕組みが浸透すれば、そういったものは改善されるというふうに認識しております。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 農業会議が全面的に出てくるということを今課長から聞きました。また、榛東の場合で、農地を機構に貸し付けるといった場合、もし受け手がなかった場合とかというのは想定をしていますか。

○議長(金井佐則君) 振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長(新藤 彰君) これについては全体の流れのフローを申し上げたんですけれども、第1段階は先ほど言いましたけれども、貸し付け希望の情報だとか借り受けの情報、村で第1段階で収集していくと。窓口があって、要するに相談窓口を設置するということですけれども、第2の段階で借り受け希望者がなかった場合については、これ以上事務で手続は進められませんので、それが出てくるのを待ってということになります。ただ、玉村の報道でもご存じだと思うんですけれども、ことしについては9月1カ月間について受け付けを希望するということで、来年になりますと3カ月とか、その年度によって、この制度が浸透するに従って月数もふやしていくというような形があるかと思うんですけれども、これからの1カ月間、榛東も9月1日から1カ月の間に、この相談窓口と集積の関係の情報を収集しますけれども、あるいは希望者につきまして、まずあることを願っていて、今の段階ではそういったことで、なかったときの想定については、そこで事務がちょっととまってしまうということで、また次年度になるということでございます。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

- ○6番(松岡 稔君) この制度がうまくいけば、耕作放棄地などの解消がいくと思います。貸し手のメリットなどはどのようなメリットあるんですか。
- ○議長(金井佐則君) 振興課長。

〔產業振興課長 新藤 彰君発言〕

- ○産業振興課長(新藤 彰君) 貸し付けのメリットでございますけれども、まず、耕作に適した貸し付け先を選定することで、安定した賃貸料が受けられる。賃借料ですか、賃貸料が受けられるということでございます。そして、もう一つは、一定の要件を満たせば、これは国からですけれども、貸付地に対して、農地集積協力金や経営転換金またはリタイアした農業にして対して、経営転換の協力金が交付されるという、そういったメリットがございます。
- ○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

- ○6番(松岡 稔君) 今、説明の中に、国から交付金がもらえると言いますけれども、面積に応じた金額というのは村では把握していますか。
- ○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

〔產業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長(新藤 彰君) こちらのほうで出ている、国から出されている、県ですか、国から 県を通して来ているわけですけれども、中で3つの協力金がございます。その中で1つ村として把握 しているのが、一番直近した身近なものにしますと、まず村内の全体の農地が708へクタールございます。そのうちの2割から5割を集積した場合には、10アール当たり2万円。それから、5割から8割集積した場合には10アール当たり2万8,000円と。それから、8割超えについては10アール当たり3万6,000円ということでございます。

なお、この交付金につきましては、国庫の基金からということで、県を通して村に入ってくるということでございます。

以上です。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

- ○6番(松岡 稔君) 貸し手のメリットで、その割合に応じて今金額が提示されました。また、借り手のメリットというものもちょっと聞かせていただきたいと思います。
- ○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

- ○産業振興課長(新藤 彰君) 借り手のメリットでございますけれども、長期の賃貸契約が結べると。10年とかですね。例えば昔というんですか、農地を貸して、返してくれとかといろいろ農地問題もありますけれども、この場合については、農地の借り入れの契約締結をします。その中で利用権設定ということで、利用権を設定してもらって、動けない網をかけてしまいますから、自由にできなくなってしまうということで、あくまでも10年間なら10年間、契約に基づいた中で保証して借りられるというのが最大のメリットではないかと思っています。
- ○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

- ○6番(松岡 稔君) 先ほど私、お金のことを言いましたけれども、貸し付けのメリットでお金が 国・県、村へという流れを聞きました。それで、借りた人は、これ小作料、賃借料というものは発生 するんですか。
- ○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

〔產業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長(新藤 彰君) これはシステム的にまだ実際に動いていませんから、細かいことは申し上げられないんですけれども、県等に問い合わせてみますと、お金の支払いについては中間管理機構で県を通して行うと。村はお金にかかわらないということですから、借り手と貸し手の中のお金の動きについては県の中間管理機構が責任を持ってやるというような形の仕組みになっております。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

- ○6番(松岡 稔君) そうじゃなくて、農地を今度借りた人は小作料というのは払わなくてもいい のかと、そういう質問なんですが。
- ○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

- ○産業振興課長(新藤 彰君) 小作料ということではなくて、使用料ということで払いますから、 小作料というのは払う必要はございません。そのための制度として仕組みになっておりますので、小 作料というのは、その時点でこの仕組みの中では必要ございません。
- ○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

- ○6番(松岡 稔君) 今まで私も農業委員の経験があって、何年かを見直しで賃借料という形でありました。その賃借料という形は、今の農業委員会の中でも存在するんですか。
- ○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

〇産業振興課長(新藤 彰君) 松岡稔議員さんも農業委員さんをされたんで、仕組み的にはよくわかっているかと思うんですけれども、まず法律的にいいますと、農業委員会等に関する法律の 6 条 2 項の第 5 号で、農業委員会については農業及び農民に関する情報提供という条項の規定がございます。これに基づいて、あくまでも情報提供ということで申し上げますと、例えば水田ですか、水稲については平均が 1 万1,600円、最高で 1 万4,200円、最低で 1 万円というような規定。それから、畑については平均が 1 万700円、そして最高で 4 万800円、最低で1,300円と。こういったものを農業委員会として農家の方にあくまでも情報提供ということでしております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

- ○6番(松岡 稔君) こういうふうにスムーズにいって、今度、村のほうにおりてきたとき、村の 役割はどのような役割を村でするんですか。
- ○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長(新藤 彰君) まず、村の役割なんですけれども、ちょっと先に話が戻ります。 1 段階では相談窓口ということで、借り手と貸し手の一覧をまず把握をすると。第2段階においてマッチングといいまして、借りたい人がいた場合、貸したい人との間でマッチング、要するに調整をするという一つの中で村がそこで機能を果たしている。それが成立した段階で借り入れの決定がされるということになります。そして農地の借り受けの契約を締結すると。その中を村でその事務を進めていくわけなんですけれども、そして農業委員会についても、この中で農地の利用配分計画を作成して、そこで協議をして県に上げていくということなんですけれども、いずれにしても、村でやれるというのは、まず現状把握をして、契約を締結するまでという形になります。そして、最終的には本当にその農家が借りたものが審査している内容で、例えば本当に農業はしていないとか、あるいは耕作放棄地になってしまっている、こういうこともありますので、そういった監視も含めた中で、村は第3段階としてこの中間管理機構のシステムの中に組み込まれていくということでございます。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

- ○6番(松岡 稔君) 第2回の定例会の課長の答弁で、初めて中間管理機構の話を聞きました。それで、上毛新聞で玉村が先行しているという話を聞いて、我々一般村民、初めて聞くわけですけれども、村ではどのようなあれで村民、農家の人に周知する予定ですか。
- ○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

〔產業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長(新藤 彰君) 先ほども申し上げたんですけれども、実は玉村についてはもう既に動いているわけですけれども、本村の状況でございますけれども、農地の借り受け希望者の募集を9月1日から9月30日、要するに1カ月間について行います。その後、借り受け希望があった場合については事務を進めておるわけなんですけれども、具体的に申し上げますと、榛東広報の8月号へもう既に掲載をして、今、原稿校正に入っております。それから、8月27日付でホームページの表題、「農地の借り受け希望者の募集について」ということで題しまして、村のホームページにアップして掲載をしております。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 村のかかわり、公募ということでわかりました。それで、まずその段階を進んで、榛東でも十何件の貸し手があった、借り手が5件あったとか、いろいろ例はありますけれども、その中に農業委員さん、農業委員会のかかわり、先ほど貸し付けとのマッチングで課長が答弁しましたけれども、このかかわり、地元の農業委員さんとのやり方はどのようにやるんですか。

○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長(新藤 彰君) 先ほど申し上げましたけれども、借り受け希望者を募集し、その後、借り受け希望者とのマッチングを村でこれを行いますので、実際借り手と貸し手のマッチングを農業委員さんがやるということになりますと、これはかなりいろいろな問題が出ますので、その分は村でやるということで、実際に今度固まって貸し付けをするということになりますと、農地の集積の配分計画を見直さなくてはなりません。その中で農業委員会で上がってきた中の借り手の部分の内容の書類審査だとか、あるいは経営状態だとか、あるいは財務諸表なんか見るかもしれませんけれども、そういった部分の中の審査ですか、形をするのか、農業委員会の中という形になるかと思います。ですから、実際に借り手が出てきたと。貸し手、その人たちについて農業委員さんが、じゃ、うちの地域だ、こうだという組織ではなくて、もっと大きな中の県の中の組織ですから、そういう形の中でそういった事案を処理していくということでございます。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 県の中の大きな組織という今課長が言いましたけれども、じゃ、今回のこの利用集積になった場合、今まで農業委員会では榛東村の農地、遠くから来た人、この人は榛東に通えないから貸し出しをやめるとか、そんな事例があったような気がしますけれども、今回、群馬県内の農業会議がやるということで、じゃ、遠く群馬県内で伊勢崎の人が榛東にこういう利用集積があるんで借りたいとか、そういう例もあるということですか。

○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長(新藤 彰君) 当然そうですね。これは県が管理するということは、要するにエリアを越えた中の管理ということですので、やはり榛東村だけですと、例えば10年以降どうかとしても、それを借り受ける人というのは、1万4,000の人口の中で探るということになりますけれども、希望が出て、県のほうで全県下の状態を各町村で把握しますので、その中で例えば伊勢崎の方がいれば、伊勢崎の方が借りたいということになれば、それは当然マッチングして、条件が合えば貸し出すということになると思います。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 先ほど10年が借りる期間とありましたけれども、我々だって生身の人間です。 10年の間に私が仮に貸したとして、亡くなった場合、そうしたトラブルの発生また相続だとか、そう いうのでもめた場合は、村が関与するんですか、その辺をお願いします。

○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

〔產業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長(新藤 彰君) これについても県とも相談をかけたところ、実際のところ先ほど言いました利用権を設定して、農地の借り受け契約を結びますので、その契約条項を見ていませんけれども、恐らくその中にかなり細かいものがうたわれていくんだと思います。これは民事上の争いになっても、その中の条項で恐らく勝ち負けがつくということなんです。村のかかわりについては、やはり県はシステム上でいきますと、県がこの争いの中に入ってくる。村がやはり解決ということだと思うんですけれども、ただ、今言ったように、榛東村の人同士ならわかります。またほかの人等もありますから、相当大きな争い事になる可能性もありますので、その辺のところはこの契約条項をやはり十分に中を吟味しながら、その中で利用権の設定等を勘案しながら処理していくという形になりますので、あくまでもやはりこの処理については村がそういった争い事、そういった問題があった場合については処理をするというような仕組みになっております。

○議長(金井佐則君) 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

- ○6番(松岡 稔君) 農業委員さんもこの農地管理機構のことについて勉強会だとか、そういうのは行うんですか、行う予定ありますか。
- ○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

〔產業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長(新藤 彰君) 農業委員さんについては、既に4月の農業委員会も改選がございましたけれども、最初の農業委員会のときに県の農業会議から係に来ていただきまして、既に勉強会をしております。そして、機会あるごとに資料だとかも提示したり説明を加えながらしていくと。ただ、まだまだ事務段階でも事務の全体の流れがつかめないところもありますので、今月の9月10日ですか、農業委員大会がございますので、そこの中でも中間管理機構というのが議題で上っていますので、その中でさらに一層また深めるような勉強というんですか、情報が得られるんでないかということですけれども、いずれにしても、9月からもうこれは動きますんで、事務方としては農業委員さんを含めて、一体となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) なるべく今、榛東村でも12~クタールの耕作放棄地があるということで、こ

れが幾つかの面積でも解消できればいいなと思いますので、課長さん、努力をお願いいたします。

次の質問に入りたいと思います。榛東村でも太陽光が大分普及しました。ちょっと屋根を見れば太陽光が乗っている。榛東村でも25年度の補助金の受け付けが約八百何十万あります。その中で榛東村でもバイオマスだとか、いろいろな形で検討してきたと思います。その中に経済産業省の中に蓄電池のことが載っていました。家庭用燃料電池、エネファームのことについてなんですけれども、3.11の事故以来、再生可能エネルギーの発展と利用が叫ばれ、現在、太陽光や風力、バイオマスを活用した発電が盛んとなっているようです。発電と給湯の機能合わせたエネファームと呼ばれる新しいスタイルの中で省エネシステムが開発され、市場に出回っている、このシステムのことを把握していますか、担当課長、お願いします。

○議長(金井佐則君) 早川住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長(早川雅彦君) ご質問のエネファームでございますけれども、このシステムについてはまだ非常に歴史が浅く、知識も余りございませんけれども、数値等につきましては一般社団法人燃料電池普及促進協会、略称FCAという協会がございますけれども、そこで公表している資料等に基づきましてお答えをさせていただきたいと思います。

家庭用燃料電池のエネファームというのは、エネルギーとファーム、いわゆる農場ですね、これを 合わせた造語であり、正式名称は「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム」というものでご ざいます。発電よりも節電を主目的として開発されたものとされているものでございます。

エネファームの仕組みでございますけれども、都市ガスやLPガスあるいは灯油などから、これらの燃料を燃やさずに改質器という装置によって水素を取り出し、この水素と空気中の酸素を化学反応させて電気をつくり、さらには発電のときに発生する熱を利用して、お湯をつくり給湯に利用するなど、エネルギーをフルに活用するというもので、つくる場所と使う場所が一緒であるためロスが少なく、ガスなどの1次エネルギーの使用量については23%程度の削減、CO2、いわゆる二酸化炭素排出量についても38%削減することができるとされておりまして、地球資源の保全や温暖化防止に貢献するシステムと言われているものでございます。エネファームにつきましては、現在ガス会社や電気メーカーなどによって製造と販売がされておりまして、スタイルや機種についても多くのものが出回ってございます。価格については工事費除きで200万円から300万円の範囲のものが主流となっていると聞いております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 私もこれエネファームのことについて、最初思っていたときは都市ガスだとか、そういうのでやるのが主流だと思っていたんですけれども、最近ちょっと調べたら、我々の一般

家庭のLPGでもできるということを知りました。現在、再生エネルギー関連の設備について太陽光を初めとして、国や県、自治体などでも補助金制度があります。エネファームについても国の補助ができると聞いています。詳細を把握していますか。

○議長(金井佐則君) 住民生活課長。

[住民生活課長 早川雅彦君発言]

○住民生活課長(早川雅彦君) 国の補助金でございますけれども、名称を「民生用燃料電池導入支援事業補助金」という名のもとに、先ほど申し上げました一般社団法人燃料電池普及促進協会、略称 FCAを介して交付するという仕組みになっていると認識しております。

また、全ての製品が補助対象とはならずに、補助対象となる製品につきましてはFCAが指定した機器システムとなっているもので、本年の6月現在のデータによれば、LPガスを燃料としたものについては4社21機種となっていると聞いております。

なお、補助金でございますけれども、エネファームの形式によって2つに分かれておりまして、いずれも補助対象費用の2分の1、固体高分子型と呼ばれる形式のものは上限で38万円、固体酸化物系と呼ばれる形式のものについては上限で43万円となっているものでございます。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

- ○6番(松岡 稔君) 補助率も43万、38万という高価な補助率です。村でも太陽光については1キロワット5万円でしたか、村で設置する補助が出てます。そんな中で、もう太陽光はどこの自治体でも補助をしています。このエネファームについて県内の町村に補助制度があるかと思うんですけれども、その辺は把握していますか。
- ○議長(金井佐則君) 住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長(早川雅彦君) 群馬県におきましては、本年度現在、このエネファームへの補助金制度はないというふうに伺っております。

また、今後でございますけれども、エネファーム対応の補助金制度を導入するか否かについては、 現在検討中であるというふうに伺っております。

また、県内の他市町村におけます導入状況でございますけれども、本年の8月末時点におきまして、 このエネファームに対する補助金制度を導入しているのは前橋市、それと太田市の2市のみとなって おります。なお、補助額については前橋市、太田市ともに4万円となっていると聞いております。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) エネファームは単にエネルギー政策ではなく、地球温暖化対策だとか、そういう効果もあり、今後普及が進むと考えられます。県内の自治体においても課長の答弁の中に前橋、

太田でも実施されているというお話を聞きました。来年度から補助金を導入するなど、多角的に地球 温暖化防止対策に取り組む必要があると思います。

そこで、榛東村でも来年度の予算の中に、今まで太陽光で補助金じゃなくて、こういう新しい取り 組みで補助ができるか、村長、どのようにお考えですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) お答えさせていただきます。

家庭用燃料電池エネファームについては、政府の国家プロジェクトとして研究開発が急がれたしろものであるというふうに聞いております。ご存じのように、東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、再生可能自然エネルギーの開発と利用が叫ばれ、現在、太陽光や風力、バイオマス、地熱などを利用した発電が盛んとなっておりますが、並行して省エネを主目的にしたこのような機器類の開発も急速にふえ、現在ではさまざまなものが出回っているところであります。エネファーム以外にもヒートポンプ技術を使ってお湯を効率的につくるエコキュートや、熱効率を高めたガス給湯機能の仲間であるエコジョーズ、それから灯油を燃料にして熱効率を高めた給湯器エコフィールなどがあり、テレビコマーシャルなどでも盛んに流されております。再生可能エネルギー設備やエコ関連の機器類は今後もますます充実するとともに、普及していくものと捉えております。

ただ、普及の鍵を握るのは、やはり価格面ではなかろうかと考えておりまして、補助金制度は側面から普及の後押しをする役割を担っているものであると思っております。エネファームについては現在では高価であることや電気代やガス代が年間で5から6万円程度しか軽減されないなど、まだ一般家庭には浸透していないように見受けられますが、今後値段も下がり、光熱費などの節減効果にもっと顕著になれば、一段と普及するシステムではないかというふうに考えております。

また、これまで村民からエネファームに対する補助金制度の照会もないと聞いておりますので、補助金制度の導入については、市場の動向や市民の需要の高まりなどを見ながら検討させていただくのがよいのではないかということで今考えておるところです。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

- ○6番(松岡 稔君) 環境保全対策ということで、平成27年度の新規事業に何件か加えてもらえればいいかなと思うんですけれども、村長、ぜひこれ新規事業の中に、たとえ5件ぐらいでもいいですから、取り入れていただきたいと思います。答弁はどうですか。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 先ほども申し上げましたように、これについてはまだ需要という面では見受けられないという中と同時に、高額なもので、これが一般的にすぐ普及するかどうかということも

見定めながら考えさせていただくということです。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

- ○6番(松岡 稔君) 私の要望で、すみません。入れてもらえればうれしいと思います。 私の一般質問はこれで終わりにします。
- ○議長(金井佐則君) 以上6番松岡稔君の一般質問が終了いたしました。 以上をもちまして、本日通告のあった7名の議員の一般質問を終了いたしました。

◎日程第4 承認第4号 専決処分の承認について(平成26年度榛東村一般会計補正予算(第4号))

○議長(金井佐則君) 日程第4、承認第4号 専決処分の承認について(平成26年度榛東村一般会計補正予算(第4号))を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

[基地・財政課長 山本比佐志君発言]

○基地・財政課長(山本比佐志君) それでは、平成26年度榛東村一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。専決第1号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度榛東村一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成26年8月5日。

榛東村長、阿久澤成實。

専決理由でございます。

榛東村一般会計歳入歳出予算に補正の必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

3ページをお願いいたします。

朗読させていただきます。

平成26年度榛東村一般会計補正予算(第4号)。

平成26年度榛東村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万4,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,906万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正は、歳入につきましては財政調整基金の取り崩し、歳出につきましては消防団の県大会出場等に伴うものでございます。

4ページから6ページは第1表 歳入歳出予算補正でございます。

議案書4ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

第1表 歳入。19款繰入金、補正額240万4,000円、計6億1,595万4,000円。1項基金繰入金、同額 でございます。

歳入合計、補正前の額55億7,666万1,000円、補正額240万4,000円、計55億7,906万5,000円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

歳出。9 款消防費、補正額240万4,000円、計2億5,802万9,000円。1 項消防費、同額でございます。 歳出合計、補正前の額55億7,666万1,000円、補正額240万4,000円、計55億7,906万5,000円でござい ます。

6ページから8ページは歳入歳出事項別明細書総括でございます。説明は省略させていただきます。 10ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。ご説明いたします。

19款1項1目基金繰入金、補正額240万4,000円は、財政調整基金を取り崩して歳入の財源とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。ご説明させていただきます。

上の枠、9款1項1目非常備消防費、補正額141万4,000円の主なものは、1節報酬で、説明欄にある出場手当等でございます。この下2目、消防設備施設費、補正額99万円の主なものは、15節工事請負費で、消防水利、消火栓補修工事でございます。

13ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第4号 専決処分の承認について(平成26年度榛東村一般会計補正予算(第4号)を原案のと おり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 認定第1号 平成25年度榛東村一般会計決算の認定について

○議長(金井佐則君) お諮りいたします。

日程第5、平成25年度榛東村一般会計決算の認定につきましては、本日は上程並びに説明までとし、 監査報告、質疑は11日に行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 異議なしと認め、日程第5、平成25年度榛東村一般会計決算の認定につきましては、本日は上程並びに説明までといたします。

日程第5、認定第1号 平成25年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題といたします。 議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小山美子会計課長。

〔会計課長 小山美子君発言〕

○会計課長(小山美子君) 認定第1号 平成25年度榛東村一般会計決算の認定について、ご説明い

たします。

決算書の3ページ、平成25年度榛東村会計別決算総括表をごらんください。

会計名称欄の一般会計についてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。予算額59億670万9,000円に対し決算額51億8,155万8,344円、予算額に対する決算額の比較増減7億2,515万656円の減、予算額に対する決算額の比率87.72%。

歳出につきましては、予算額59億670万9,000円に対し決算額49億8,221万8,428円、予算額に対する 決算額の比較増減9億2,449万572円の減、予算額に対する決算額の比率84.35%、歳入歳出差引額は 1億9,933万9,916円でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。 1、歳入総額51億8,155万8,344円、2、歳出総額49億8,221万8,428円、3、歳入歳出差引額1億9,933万9,916円、4、翌年度へ繰り越すべき財源中(2)繰越明許費繰越額7,022万7,000円、(3)事故繰り越し繰越額274万4,700円、計7,297万1,700円、5、実質収支額1億2,636万8,216円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はございません。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

平成25年度一般会計歳入歳出決算額の歳入でございますが、調定額、収入済額、不納欠損額、収入 未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせて いただきます。

なお、予算額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。 初めに、歳入でございます。

1 款村税、調定額15億9,411万496円、収入済額14億971万9,035円、不納欠損額1,838万8,220円、収入未済額1億6,600万3,241円、比較292万35円。1項村民税、調定額7億1,618万3,400円、収入済額6億5,354万7,017円、不納欠損額266万6,729円、収入済額5,996万9,654円、比較32万8,017円。2項固定資産税、調定額7億6,667万3,249円、収入済額6億4,776万8,021円、不納欠損額1,561万7,291円、収入未済額1億328万7,937円、比較344万4,021円。3項軽自動車税、調定額3,828万819円、収入済額3,543万969円、不納欠損額10万4,200円、収入未済額274万5,650円、比較17万4,969円。4項村たばこ税、調定額7,297万3,028円、収入済額、同額、比較102万6,972円の減。

2款地方讓与税、調定額7,961万6,000円、収入済額、同額、比較161万6,000円。1項地方揮発油譲与税、調定額2,432万4,000円、収入済額、同額、比較32万4,000円。2項自動車重量譲与税、調定額5,529万2,000円、収入済額、同額、比較129万2,000円。

3款利子割交付金、調定額392万3,000円、収入済額、同額、比較72万3,000円。 1項利子割交付金 同額。

4款配当割交付金、調定額584万2,000円、収入済額、同額、比較320万2,000円。1項配当割交付金

同額。

5 款株式等譲渡所得割交付金、調定額929万円、収入済額、同額、比較854万円。 1 項株式等譲渡所得割交付金、同額。

6款地方消費税交付金、調定額1億1,747万1,000円、収入済額、同額。1項地方消費税交付金、同額。

7款ゴルフ場利用税交付金、調定額1,261万8,480円、収入済額、同額、比較168万3,480円。1項ゴルフ場利用税交付金、同額。

8款自動車取得税交付金、調定額2,421万9,000円、収入済額、同額、比較521万9,000円。1項自動車取得税交付金、同額。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額6,497万1,000円、収入済額、同額。1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、同額。

10款地方特例交付金、調定額1,102万5,000円、収入済額、同額。1項地方特例交付金、同額。

11款地方交付税、調定額14億1,084万3,000円、収入済額、同額、比較3,313万9,000円。1項地方交付税、同額。

12款交通安全対策特別交付金、調定額243万3,000円、収入済額、同額、比較6万7,000円の減。1項交通安全対策特別交付金、同額。

13款分担金及び負担金、調定額8,361万6,386円、収入済額7,275万5,499円、収入未済額1,086万887円、比較269万6,499円。 1 項負担金、同額。

14款使用料及び手数料、調定額4,246万7,624円、収入済額3,203万724円、収入未済額1,043万6,900 円、比較130万9,724円。1項使用料、調定額3,408万7,645円、収入済額2,365万745円、収入未済額1,043万6,900円、比較118万9,745円。2項手数料、調定額837万9,979円、収入済額、同額、比較11万9,979円。

15款国庫支出金、調定額7億1,162万4,992円、収入済額、同額、比較8,047万3,008円の減。1項国庫負担金、調定額3億3,566万9,871円、収入済額、同額、比較633万4,129円の減。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

2項国庫補助金、調定額3億7,193万6,152円、収入済額、同額、比較7,362万1,848円の減。3項国 庫委託金、調定額401万8,969円、収入済額、同額、比較51万7,031円の減。

16款県支出金、調定額 3 億9,654万706円、収入済額、同額、比較2,980万1,294円の減。 1 項県負担金、調定額 1 億8,023万5,791円、収入済額、同額、比較342万209円の減。 2 項県補助金、調定額 1 億8,698万2,138円、収入済額、同額、比較2,839万862円の減。 3 項県委託金、調定額2,932万2,777円、収入済額、同額、比較200万9,777円。

17款財産収入、調定額6,985万9,311円、収入済額5,567万1,808円、収入未済額1,418万7,503円、比較107万2,192円の減。 1 項財産運用収入、調定額6,644万5,829円、収入済額5,225万8,326円、収入未

済額1,418万7,503円、比較130万2,674円の減。 2 項財産売払収入、調定額341万3,482円、収入済額、 同額、比較23万482円。

18款寄附金、調定額72万5,000円、収入済額、同額、比較2万5,000円。1項寄附金、同額。 19款繰入金、調定額2億73万6,719円、収入済額、同額、比較6億5,524万9,281円の減。1項基金 繰入金、同額。

20款繰越金、調定額2億6,398万3,144円、収入済額、同額、比較144円。1項繰越金、同額。 21款諸収入、調定額4,769万2,237円、収入済額、同額、比較133万8,237円。1項延滞金加算金及び 過料、調定額507万1,510円、収入済額、同額、比較275万7,510円。2項村預金利子、調定額1万 3,971円、収入済額、同額、比較1万6,029円の減。3項貸付金元利収入、調定額80万円、収入済額、 同額。4項雑入、調定額4,180万6,756円、収入済額、同額、比較140万3,244円の減。

22款村債、調定額 2 億4,782万7,000円、収入済額、同額、比較2,090万円の減。 1 項村債、同額。 歳入合計、予算額59億670万9,000円に対し調定額54億143万5,095円、収入済額51億8,155万8,344円、 不納欠損額1,838万8,220円、収入未済額 2 億148万8,531円、比較 7 億2,515万656円の減でございます。 続きまして、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度一般会計歳入歳出決算書の歳出でございます。支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。 なお、歳入と同様に、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、比較と略させていただきます。

1款議会費、支出済額9,105円万3,413円、不用額62万2,587円、比較、同額。1項議会費、同額。2款総務費、支出済額7億6,570万5,309円、不用額4,592万7,691円、比較、同額。1項総務管理費、支出済額6億4,115万6,088円、不用額3,868万912円、比較、同額。2項徵税費、支出済額8,015万4,607円、不用額532万9,393円、比較、同額。3項戸籍住民基本台帳費、支出済額3,370万3,274円、不用額71万5,726円、比較、同額。4項選挙費、支出済額977万1,951円、不用額105万8,049円、比較、同額。5項統計調查費、支出済額45万7,420円、不用額13万8,580円、比較、同額。6項監查委員費、支出済額46万1,969円、不用額5,031円、比較、同額。

3款民生費、支出済額16億251万9,176円、翌年度繰越額1,196万8,000円、不用額5,635万1,824円、比較6,831万9,824円。1項社会福祉費、支出済額9億5,643万8,498円、不用額4,974万502円、比較、同額。2項児童福祉費、支出済額6億4,566万7,458円、翌年度繰越額496万8,000円、不用額605万1,542円、比較1,101万9,542円。3項災害救助費、支出済額41万3,220円、翌年度繰越額700万円、不用額55万9,780円、比較755万9,780円。

4款衛生費、支出済額2億7,337万2,926円、不用額1,282万5,074円、比較、同額。1項保健衛生費、支出済額1億5,844万5,106円、不用額1,154万3,894円、比較、同額。2項清掃費、支出済額1億1,492万7,820円、不用額128万1,180円、比較、同額。

5款労働費、支出済額426万8,720円、不用額16万1,280円、比較、同額。1項労働諸費、同額。

6 款農林水産業費、支出済額 3 億2,832万8,496円、翌年度繰越額1,588万5,700円、不用額2,401万8,804円、比較3,990万4,504円。 1 項農業費、支出済額 3 億1,220万3,835円、翌年度繰越額1,588万5,700円、不用額2,266万5,465円、比較3,855万1,165円。 2 項林業費、支出済額1,612万4,661円、不用額135万3,339円、比較、同額。

7款商工費、支出済額2,899万4,483円、不用額767万9,517円、比較、同額。1項商工費、同額。 8款土木費、支出済額4億4,353万6,419円、翌年度繰越額7,823万1,000円、不用額4,713万7,581円、 比較1億2,536万8,581円。1項土木管理費、支出済額1,160万2,677円、不用額39万7,323円、比較、 同額。2項道路橋りょう費、支出済額2億5,104万2,624円、翌年度繰越額886万8,000円、不用額 4,028万7,376円、比較4,915万5,376円。3項河川費、支出済額94万8,000円、不用額10万5,000円、比較、同額。4項住宅費、支出済額383万510円、不用額106万2,490円、比較、同額。5項都市計画費、 支出済額1億7,611万2,608円、翌年度繰越額6,936万3,000円、不用額528万5,392円、比較7,464万 8,392円。

9 款消防費、支出済額 2 億5, 074万9, 944円、翌年度繰越額129万3, 000円、不用額424万1, 056円、比較553万4, 056円。 1 項消防費、同額。

10款教育費、支出済額 9 億1, 292万2, 619円、翌年度繰越額 5 億7, 150万9, 000円、不用額4, 336万2, 381円、比較 6 億1, 487万1, 381円。 1 項教育総務費、支出済額 1 億32万4, 927円、不用額238万2, 073円、比較、同額。 2 項小学校費、支出済額 2 億5, 039万7, 981円、翌年度繰越額 5 億5, 203万4, 000円、不用額2, 144万4, 019円、比較 5 億7, 347万8, 019円。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

3項中学校費、支出済額7,383万297円、翌年度繰越額1,947万5,000円、不用額813万9,703円、比較2,761万4,703円。4項幼稚園費、支出済額1億2,413万5,644円、不用額433万2,356円、比較、同額。5項社会教育費、支出済額2億3,129万4,983円、不用額390万1,017円、比較、同額。6項保健体育費、支出済額1億3,293万8,787円、不用額316万3,213円、比較、同額。

11款災害復旧費、不用額3,000円、比較、同額。1項農林水産業施設災害復旧費、不用額2,000円、 比較、同額。2項公共土木施設災害復旧費、不用額1,000円、比較、同額。

12款公債費、支出済額 2 億8,042万3,686円、不用額30万6,314円、比較、同額。1項公債費、同額。 13款諸支出金費、支出済額34万3,237円、不用額1,763円、比較、同額。1項普通財産取得費、不用額1,000円、比較、同額。2項土地開発基金費、支出済額34万3,237円、不用額763円、比較、同額。 14款予備費、不用額296万5,000円、比較、同額。1項予備費、同額。

歳出合計、予算額59億670万9,000円に対し、支出済額49億8,221万8,428円、翌年度繰越額6億7,888万6,700円、不用額2億4,560万3,872円、比較9億2,449万572円でございました。

なお、16ページから215ページまでが歳入歳出事項別明細書でございます。なお、216ページから

220ページまでが財産に関する調書、それから、221ページは地方債に関する内容を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、甚だ雑駁ではございますが、平成25年度一般会計の決算の説明にかえさせていただきます。 ご審議の上、ご認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

先ほども申し上げましたとおり、監査報告、質疑については11日に行います。

◎日程第6 請願・陳情について

○議長(金井佐則君) 日程第6、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の請願・陳情つづりの一覧表により、順次付託を行います。

なお、人名等は漢字仕様になっております。誤読がございましたら訂正をお願いいたします。

請願、受理番号5号、渋川市聴覚障害者福祉協会会長小林秀男氏よりの請願は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

陳情、受理番号14号、一般社団法人群馬県私立幼稚園協会会長原徳明氏の陳情は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

陳情、受理番号15号、一般社団法人群馬県私立幼稚園協会会長原徳明氏、群馬県私立幼稚園PTA 連合会会長菅原豪氏による陳情は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

陳情、受理番号16号、北群渋川農業協同組合代表理事組合長亀井勝男氏よりの陳情は、総務産業建 設常任委員会に付託いたします。

陳情、受理番号17号、日本共産党群馬県委員会委員長小菅啓司氏、日本共産党北毛地区委員会委員 長川田敏彦氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情、受理番号18号、群馬県平和運動センター・群馬県憲法を守る会の陳情、受理番号19号、2014 非核平和行進群馬県実行委員会代表委員猪上輝雄氏ほか8名よりの陳情、受理番号20号、軽度外傷性 脳損傷仲間の会代表藤本久美子氏よりの陳情、以上3件につきましては、資料配付といたします。

◎散 会

○議長(金井佐則君) 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしましたので、 平成26年第3回定例会1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時50分散会

平成26年第3回

榛東村議会定例会会議録

第 2 号

9月11日 (木)

平成26年9月11日(木曜日)

議事日程 第2号

平成26年9月11日(木曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 認定第 1号 平成25年度榛東村一般会計決算の認定について
- 日程第 3 議案第49号 榛東村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第50号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 5 議案第51号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例について
- 日程第 6 議案第52号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例について
- 日程第 7 議案第53号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第54号 平成26年度榛東村一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第 9 議案第55号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第56号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第57号 平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第58号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第59号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算(第1号) について
- 日程第14 報告第 4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番 清 水 健 一 君 3番 小 山 久 利 君 小野関 武 利 君 5番 7番 南 千 晴 君 9番 栁 田 キミ子 君 11番 岸 昭 勝 君 金井佐則君 13番

2番 柗 井 保 夫 君 山口宗一君 4番 6番 松岡 稔 君 8番 松岡好雄君 10番 岩 田 好 雄 君 早 坂 通 君 12番

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

村 阿久澤 成 實 君 副 村 長 萩原貞夫君 長 総務課長 村 上 和 好 君 基地・財政課長 山 本 比佐志 君 税務課長 岩田健一君 住民生活課長 早川雅彦君 子育て・長寿 青 木 繁 君 健康 · 保険課長 小野関 均 君 支 援 課 長 彰君 建設課長 清 水 喜代志 君 産業振興課長 新藤 上下水道課長 小山美子君 久保田 勘 作 君 会 計 課 長 教 育 長 阿佐見 純 君 学校教育課長 清水誠治君 生涯学習課長 清 水 義 美 君 岩崎唯雄君 代表監查委員

事務局職員出席者

事務局長倉持直美 書 記 富 澤 美由紀

◎開 議

午前9時開議

○議長(金井佐則君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第3回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。 地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席と岩崎代表監査委員の出席を求めて おりますが、全員出席であります。

なお、ここであらかじめご報告申し上げます。

萩原副村長、葬儀のため中座したいとの届け出がありました。これを許可いたします。

直ちに、お手元に配付いたしました日程表に従い、会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(金井佐則君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

7番南千晴さん、8番松岡好雄君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

冒頭でもご報告いたしましたが、地方自治法第121条の規定により、岩崎代表監査委員の出席を求め、ここに出席をいただいております。

◎日程第2 認定第1号 平成25年度榛東村一般会計決算の認定について

○議長(金井佐則君) 日程第2、認定第1号 平成25年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

ここで、岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎監査委員。

[代表監查委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員(岩崎唯雄君) 平成25年度の榛東村決算等審査意見書について申し上げます。 3ページをお開きください。

審査の対象でございますけれども、地方自治法の規定によりまして、村長より審査に付された次の 会計に係る平成25年度歳入歳出決算について審査をいたしました。

平成25年度榛東村一般会計、同じく国民健康保険特別会計、同じく後期高齢者医療特別会計、同じく介護保険特別会計、同じく住宅新築資金等貸付金特別会計、同じく公共下水道事業特別会計、同じく農業集落排水事業特別会計、同じく学校給食事業特別会計、同じく自然エネルギー発電事業特別会計、以上9つの会計について審査をいたしました。

審査の期間でございますけれども、平成26年7月14日から8月1日まで、実質8日間行いました。

審査の方法でございますが、村長から審査に付された各会計に関する調書や関係法令に準拠して作成されているか、計数の誤りがないか、予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて審査を行いました。

審査の結果について。

村長から審査に付された各会計に係る歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事項は、適正に行われているものと認められました。

次に、決算規模でございますが、総計決算においては、歳入は89億5,700万、歳出で85億4,700万。 歳入が前年に比べて3億1,000万、歳出が4億2,600万ふえております。

決算収支でございますけれども、形式収支で4億1,000万、実質収支で3億3,700万の黒字。実質単年度収支は、385万円が赤字となっております。

予算の執行状況でございますけれども、歳入決算額に対して、収入率が92.72%、調定額に対しては91.33%となっております。収入未済額は8億2,700万、前年度に比べて1,300万の増。不納欠損は2,200万で、前年に比べて1,200万円の増となっております。不用額は4億3,400万で、前年に比べて増加。それから、26年度への繰り越し、これが6億6,900万。主なものは、大雪関連、それから南小の整備事業となっております。

一般会計について申し上げます。

歳入が51億8,100万、歳出で49億8,200万。形式収支で1億9,900万、それから実質収支で1億2,600万の黒字。実質単年度収支が8,200万の赤字でございます。先ほど、総計では385万円の赤字と申しましたが、これは特別会計で7,800万の繰り入れになっている関係でございます。

次に、歳入ですが、最終予算に対する収入率が87.72%、調定に対する収入率が95.93%でございます。不納欠損額は1,800万、収入未済額は2億100万となっております。不納欠損額は1,200万の増、収入未済は200万の減となっております。

款別の歳入決算状況は表のとおりでございますが、この中で、一番上の村税が14億900万、中ほどの地方交付税、これが14億1,000円と100万ぐらいの差で、占める割合は同じく27.2%ということになっております。

まず、村税でございますけれども、収入済額は14億900万、前年度に比べて2,900万増加でございます。

調定に対する収入率が88.4%でございまして、前年度に比べて0.24ポイント減少。収入未済額は1 億600万。前年に比べて400万の減少でございます。不納欠損額は1,800万。前年に比べて1,200万増加 でございます。

村税の収入率が前年に比べて下がっている中で、収入未済額が減っているのは、下の表を見ていた だきたいと思いますが、24年度の固定資産税のところを見てください。 収入未済額は1億800万でございました。それで、25年度の固定資産の不納欠損1,500万ございます。 ですから、収入未済額は、本来であれば9,300万になっていれば、収入未済がふえない現状でござい ますが、現実には1億300万ということで、収入未済が1,000万ふえているという現況でございます。

それから、分担金及び負担金ですが、これを負担金の収入未済が1,000万ございまして、これは全額が児童保育負担金です。それから、昨年はございましたが、学童保育の負担金は、収入未済はゼロとなっております。

それから、使用料及び手数料は、収入未済額は1,000万。これは住宅使用料が大部分でございます。 前年に比べて、住宅使用料の未済は220万ほどになっておりますが、これは主要施策が手持ちにござ いましたら、15ページを見ていただけますか。

これは、村営住宅の一覧と、徴収額の明細でございます。該当するのは54戸でございます。現年度の徴収率は65.85%、過年度の分が16%ですね。中には現年度で22%、過年度に至っては5%といったところもございます。これが使用料の明細ということでございます。

次に、11ページに飛んでいただきまして、村債の現況が出ております。

これは新規の発行が、前年に比べて2,800万円減少の発行状況ということでございます。村債が 2,800万減ったということではございませんので、よろしくお願いします。

それから、過小・過大についてですが、最終予算と収入額の差が500万円以上ある11件の審査を実施しました。いずれの課目でも、額の確定が年度末ということで、補正することが困難な事案になるということで、予算管理は適切に行われていると認められました。

次に、収入未済と滞納整理についてでございます。

収入未済額が生じている課目については、滞納整理実施状況、関連帳票の管理等について審査を実施しました。いずれの課目についても、滞納整理の実施、管理等は適切に行われていると確認できました。

しかしながら、収入未済が毎年増加している課目もあって、負担の公平性の観点からも、さらなる 徴収体制、収納体制の強化を図って、収入未済額の解消に向けて努力されたい。特に村税については、 歳入の根幹をなすものであることから、今後の徴収に取り組まれたい。

次に、歳出でございますが、歳出決算49億8,200万となっておりまして、最終予算に対する執行率は、84.35%です。繰越が6億7,800万円、不用額は2億4,500万でございました。

これは、昨年の執行と比べると8.26%、執行率は下がっておりますが、これは翌年度繰り越しが多額になったためと思われます。

なお、繰り越しの中で、6億7,800万ございますが、繰越明許は6億6,900万、事故繰り越しは900 万円となっております。 款別の歳出状況は、下の表のとおりでございます。

主な歳出について、申し述べたいと思います。

総務費の支払い済額は7億6,500万で、執行率が94.34%。この額の多い総務管理費の中で、目別に

表にしたのが、次の表でございます。

企画費、それから電算管理費が増加。財政調整基金の積立分費用が減少している。それから、会計費でふえている分は、コンビニ収納の委託料金が増加しているためでございます。

次、民生費は16億200万。執行率が95.9%となっております。

この中で、社会福祉費と児童福祉費を見てみますと、社会福祉費は、老人福祉が1,000万減少、それから、ふれあい館費が900万、障害者福祉費が1,400万増加しております。児童福祉費は、児童手当の減によるもの。それから、学童保育費については、指定管理者制度の指定管理委託料に伴う減と、南部第一学童保育所の建設ということでございました。

次に、18ページの農林水産費について、支出済額は3億2,800万、執行率は89.16%です。

この中で、農業費の目別に見てみますと、農業集落排水事業費が増加しておりますが、これは特別 会計の繰出金の増加でございます。農業用水管理費については、電気量は上がったんですが、長岡揚 水機場のポンプ交換が終了したために、減少となったものでございます。

土木費は、支出済額は4億4,300万、執行率は96%でございました。

この中で、都市計画費について申してみますと、新井緑地公園整備が5,800万円。それから、公共 下水道特別会計への繰出金がふえております。

また、翌年度へ7,800万円繰り越ししておりますが、村単独の道路改善・開設事業、防災広場等でございます。

以上でございます。全て繰越明許でございます。

次に、22ページの教育費を見ていただきたいと思います。

支出済額は9億1,200万円、執行率が59.75%。執行率が大きく低下しているのは、次年度への繰越 金が5億7,100万円と多額であったためでございます。

小学校費については、これは南小関連の事案。それから、社会教育費については、南コミの設計。 それから、社会教育施設整備基金に積み立てが1億円増加していることでございます。この、翌年度 ~5億7,100万繰り越しておりますが、南小関連事業で、全て繰越明許でございます。

次に、高額不用額ということで、節単位で100万円以上の不用額が生じているもの、全部で25件ございました。

不用額が生じた理由については、年度末の支出が未確定であること、安全値を考慮したこと、あるいは繰越事業等でやむを得ず不用額が生じてしまったものということで、予算管理は適切に行われているものと認められました。明細は次のとおりでございます。

それから、抽出審査で消費的事業を以下のところで行いました。

投資事業は、次に書いてあるとおりでございました。

それから、現地踏査と物品検査についても、次に書いてあるところを行いました。

それから、交際費でございますけれども、適切に管理執行されているというふうに認められました。

次、58ページに飛んでいただけますでしょうか。

公有財産の状況でございます。

土地が合計で2,023平米、それから、建物は336平米増加でございます。

有価証券は、昨年と変わりませんでした。

それから、出資による権利でございますが、102万7,000円増加をしておりますけれども、修正ですとか追加がございまして、今回新たな出資出損はございません。明細は、決算書の220ページにございますので、確認をしていただきたいと思います。

物品等については、表のとおりでございます。

それから、61ページの基金の状況について申し述べます。

当年度における基金残高が59億5,800万となっておりまして、前年度に比べて2億4,600万円増加しております。これは一般会計で1億9,500万円、特別会計で5,300万円増加しているところでございます。

それから、次のページの村債を見ていただきたいと思います。

本年は3億8,400万円償還したんですが、発行が3億9,600万円ということで、残高として1,100万円ふえて、74億6,700万円となっております。なお、当村は上水道で企業債は4億4,800万ございますので、合わせれば79億1,600万ということになります。80億弱と見るか、79億ちょっと超えた額と見るか、それは一つの物の見方になろうかと思います。現実に79億1,600万という残高でございます。

次に、財政分析というで、普通会計とありますが、これは一般会計と、それから住宅特会、給食特会を合わせたものでございます。単純に合わせたんじゃなくて、繰り入れ、繰り出し等、重複するものは避けております。

歳入の構成でございますけれども、自主財源が4.81%上昇しております。

それから、経常財源と臨時財源で見ますと、経常財源の構成比が、前年に比べて10.85ポイント減少しております。

それから、次、歳出の構成でございますけれども、これは右の表を見ていただければわかりますが、 義務的経費、これが2,700万の減少。それから、投資的経費が2億9,000万円プラスでございます。

次に、主要の財政指標について申したいと思います。

次のページの表をごらんになってください。過去4年間の実績が表記されております。

まず、財政力指数でございますが、前年と同様の0.52です。これは、1になれば不交付団体ということですから、下がるほどよくないことでございます。これは前年と同じでございました。

経常収支比率が、0.3悪化しております。これは、町村では75%が妥当と見られておりますので、 財政の弾力性が少し減ったというふうに見られると思います。

実質公債費比率は、前年に比べて0.2増加でございます。これは、18%以上になりますと起債に許可が必要な案件でございますので、低いほうがいいわけですから、当然悪化しているということにな

るかと思います。

次に、審査意見ということで申し述べたいと思います。

総計決算額で、歳入が89億5,700万、歳出85億4,700万で、形式収支が4億1,000万、実質収支で3億3,700万の黒字。実質単年度収支は、385万円の赤字となっております。

一般会計の歳入について、自主財源の柱である村税は、収入済額は14億900万、収入率については 88.43%、前年に比べて0.24ポイント減少しております。やっとプラスになったんですが、再びマイ ナスになったということは非常に残念でございます。今後も収入未済額の減少、収入率の向上に引き 続き努力をされたいと思います。

児童福祉費負担金については、この数年来においては非常に低い増加額になっております。これは、 収納対策の強化ということで評価できるんですが、いずれにしても収入未済は1,000万を超えており ますので、対策を講じていただきたいというふうに思います。

住宅使用料についても、前年度に比べて228万増ということで、合計1,000万を超える状況でございます。収納率が低調であるということで、これまでの収納体制の見直しを早急にやっていただきたいと思います。

特別会計についても、収入未済額は前年に比べて増加、特に給食費については、収入未済額が倍増するというような状況でございます。負担の公平性の観点からも、収入未済額の減少に取り組まれたいと思います。

普通会計において歳出の中で、公債費が前年に比べて1,900万、繰出金が1,600万増となっております。村債の元金償還の開始により、増加が見込まれております。

今後も、各種の投資事業が計画されておると思いますが、厳しい財政状況が予測されております。 経費の節減、それから事業の廃止を含めた既存事業の見直し、事業の計画的推進ということで、限られた財源を効率的、効果的に活用されたいと思います。

また、不用額については、4億3,400万、前年に比べて9,600万増となっております。抽出による審査の結果、やむを得ない事案であるというふうに認められましたが、今後は精度の高い予算編成、計画的な予算執行に努めて、財源の有効活用に努められたいと思います。

次に、財政指標を見ますと、財政力指数は0.52、前年と同様。経常収支比率は87.9%、前年に比べて0.3ポイント悪化。財政の硬直化が進んでおります。実質公債費比率は6.2、前年に比べて0.2ポイント悪化しております。今後も村債の償還が続き、教育関連施設等の投資的事業があると思いますので、村債の増加が見込まれております。さらなる数値の悪化が予想されるところでございます。

平成25年度における決算状況、財政状況を見て、当年度においては適切な財政運営が行われて、健全な財政状況が維持されていると言えます。財政指標が示しているように、年々悪化しております。 決して楽観できる状況でないことを示しております。

今後も引き続き健全な財政状況を維持して、将来的に持続可能な財政運営のために、村税、それか

ら使用料、負担金等の収入率の向上、収入未済額の解消、自主財源の確保に取り組むことによって、 職員一人一人が常にコスト意識を持って効率的・効果的な執行に努められたい。

行政への村民ニーズの変化、時代の要請に的確に対応しつつ、さらなる村民サービス、住民サービスの提供、村民福祉の向上等を要望して、決算審査意見といたします。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 大変ご苦労さまでした。

岩崎代表監査委員の報告がありました。

質疑に入る前に、議員各位にお願いをいたします。

一般会計決算については、開会前の予算決算特別委員会で説明があり十分審議がなされているもの と理解しております。ここでは細かい数字の部分については、開会中の特別委員会で質疑していただ きたいと思っております。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番南千晴さん。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 7番南千晴です。

監査委員の方の報告を聞かせていただく中で、収入未済と滞納整理について全体的な部分をお聞き したいと思います。

先ほども、収入未済額が前年度を増加している課目もあり、負担の公平性の観点からも、さらなる 徴収体制、収納対策の強化を図り、収入未済額の解消に向け努力されたいというような報告がありま した。

たしか25年度は、収納対策のために全庁挙げて徴収の取り組みを新たに行ったというような説明を お伺いしているんですけれども、どのような方法で徴収に当たったのか具体的にお聞かせ願います。

○議長(金井佐則君) 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長(岩田健一君) お答えします。

ただいまの南議員のご質問でございますが、25年度決算、未収が大分ございました。

25年度の滞納対策、具体的に申しますと、まず初めに、今まで行っております嘱託職員による滞納 整理が1点。それから、もう村民に周知になりましたが、毎月最終日曜日に行っています日曜納税が 2点目でございます

それから、3点目としまして、年末年始の特別滞納整理を行っています。

それから、4番目としまして、税務課サイドでございますが、滞納処分の積極的な実施。

それから、最後といたしまして、これは26年度から始まったんですが、コンビニ収納の周知でございます。

以上の業務を25年度行ったわけでございますが、なかなか徴収率に結びつかなかったことは、大変 申しわけなく思っております。

今後は県の指導を仰ぎ、また、近隣、吉岡なんかも榛東より若干徴収率がよいものですから、先進 地の事例などを参考に勉強して、今現在の徴収率を少しでも上げるよう鋭意努力したいと考えており ます。よろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 課長より取り組みについてお伺いしたんですけれども、各課というか、職員がたしか割り振りで徴収を行うという取り組みを25年度の場合はしていると思うんですけれども、その成果というか、そのあたりがあったのか、どのように村として新たに行った取り組みについて検証しているか、お聞かせください。

○議長(金井佐則君) 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長(萩原貞夫君) 平年ですと、課長補佐以上の方々にお願いをしておりました。昨年におかれましては、全庁挙げてということの中で、期間も約2カ月間を取りまして、できるだけ村内をくまなく歩いていただくというような形でやってまいりました。金額的には、ちょっと手元にはないんですけれども、それなりの成果は上がっていると思います。

その中で、特に税務課で書類を持っておって、ほかの徴収担当でないところというのが、非常にまだ厳しかったかなというふうなこともございます。その辺のところは今後よく精査しながら、今後は改めて税務課の職員も派遣しながら精査していかないと、全庁というのはなかなか難しい部分もあります。あるけれども、職員に対して認識を持ってもらうということにおいては、非常に良かったんじゃないかというふうに思っております。

金額的においても、例年よりは多少は余計上がっています。そういうふうな中で、特に意識の啓蒙 ということにおかれましては、榛東も厳しいんだということで、全職員が認識を受けたんじゃないか というふうにも思いますので、ことしもそういう形で続けていきたいというふうに思っています。 以上です。

○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 職員の意識という部分では、全体で行ったという部分で、職員自体個々にいるんな部分で学んだことがあったかと思います。

ただ、収入未済額というか、滞納されている方は、一つの税金だけじゃなくて、やっぱり幾つかされている場合もあって、何回もその都度違う職員が、きょうは村税です、きょうは固定資産税です、きょうは違う料金ですと行くと、何度も来られると、最初に行ったときはあれですけれども、何度も

行っている間に、何回も違う項目で来るという部分に関しては、だんだんやっぱり来られる側の意識がどう変化するのかなという部分もあって、その辺も踏まえて、何度も足を運ぶことがいい部分と、またそれが違う職員、同じ職員じゃなくて毎回職員が変わって違う税を滞納整理に行くことが、果たして効率がどうなのかという部分もありますので、一度そのあたりも検証していただきながら、26年度も引き続き滞納整理等に当たっていただきたいと思うんですけれども、その後の改善やいろいろな部分も踏まえて、村長のお考えをお聞かせください。

○議長(金井佐則君) 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 南議員が指摘することはごもっともなことであるし、それから、先ほど監査委員のほうからもお話がございました。努力に努力を重ねて、税の公平さを保つために徴収に力を挙げてくださいというご指摘がございました。

これは、毎年毎年、指摘される事項で、じゃ、ことしはどういうふうにしたらいいかということで、 先ほど、新しい試みとして全職員を対象に2カ月ばかり税の滞納整理に当たったわけですけれども、 それもいいんですけれども、私は、これから納税者にももう少し税の意識を啓蒙していかなければ、 意識改革をしていかなければ、やはりこれはなかなか解決できないんじゃないかと。行政も、それ以 上に努力はしなきゃならないんですけれども、毎年、イタチごっこみたいな形で、だんだんと滞納が ふえてきてしまうというような中から、皆さんにもご案内のように、3年前から県の納税の収納のや り方ということで、3人の職員をそこへ派遣しまして、3年間で教育をしていただき、そのノウハウ を教わって、それでその対策にも今対応しているわけですけれども、その結果は、今やられているの が直近の収納もそうですけれども、平成10年から平成18年ぐらいまでの残が物すごくあるんです。そ ういったものも整理しながら、今現在の収納も進めていかなきゃなというふうに思っております。

行政もいろいろと、あの手この手を変えて努力はするわけでございますけれども、私としては、も う少し村民に納税の大切さ、意識改革を啓蒙できるような対策も、これから考えていかなきゃならな いのかなというふうには、今思っているところでございます。

いずれにしましても、行政も責任がありますので、収納には全力を尽くして、これからも取り組んでいきたいと、こんなふうに思っております。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。 12番早坂通君。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) 経常収支比率、先ほど監査委員からも説明がありましたけれども、昨年度も私質問したと思うんですけれども、私が以前議員をやっていたころは70%台ということがほとんどだったというふうに記憶しているわけです。今、87.9%ということで、ただこれは、当村だけではなくて、全国的に調べましたら、経常収支比率というのは上がっているわけなんですよね。監査委員の

ほうからも話がありましたけれども、私が推測するには、この経常収支比率というのが上がったというのは、景気が悪くなって、何と言ってもまず税収が下がったわけですよね。それによって経常収支 比率が上がると。もう一方では、国からのいろんな補助金、交付金なども、恐らく減額をされている というようなことが要因だというふうに思うわけです。

そこで、国としてみれば、この間、地方分権を進めてきて、今現在よく言われるのが、地方創生というふうに言われているわけですね。そういったところで、やはり村を活性化して自主財源を確保するということは、やっぱり地方にとって重要な課題だと思うんです。しかし、この1年間行政を見ていると、そのような取り組みを真剣にやっているようには私は見えないんです。いずれにしましても、この課題については、いろいろと難しいことがあります。

例えば、どうすればいいかといえば、私も以前から言っているように、若い世代、子育て世代が多く住んでもらう。そうやれば税収もふえますし、また、いろいろな意味で、それが高齢化福祉にもつながるというふうに思いますよね。そういうことが1つあったり。

あと、村長も一生懸命観光開発に取り組んでおりますけれども、その観光開発に取り組むのはいいんだけれども、本当に何をどうしたらいいかというのを、やっぱりきちっと分析をする。多くの人の知恵を借りて分析、そして計画立案する。つまり私が今、多くの人と言うのは、職員、議会だけじゃなくて、もうやっぱり村民の人の英知を借りるべきですよ。そういうことを、この1年間見ていて、村長はしていない。ただいろいろな住民を集めた審議会とか協議会とか、そういうものはつくり、招集し、そういうところでいろいろな説明はしているけれども、本当に村を活性化させようという見地から、村民の英知を引き出すような取り組みはなされていないというふうに思えるんですけれども、村長の考えはいかがですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 厳しい指摘でございますので、真摯に受けとめて、これから残された時間を大切に取り組んでいきたいと、こんなふうに思います。

それから、見方というふうに言われればそれまでなんですけれども、私としては先ほど申しましたように、自主財源確保ということでは、一生懸命に取り組んでいるというふうに自分では思ってはおります。

その中で、村民の英知を結集してどうだというお話でございますけれども、私は観光でも経済の事業でも、議員さん初め農業委員さんはもちろんのこと、実行するときには、直接それにかかわる人、つまり生産者も一緒に連れていきながら研修をさせてもらっているのが、この3年間でございます。

その中で、いつも私は言うんですけれども、生産者にはどういう勉強をしてもらいたいのかという 中で、今の経済状況の中で、自分たちの置かれている立場、そして自分たちが、この品物をつくって、 どんなふうに売れるんだ、どんなふうな荷づくりをして喜ばれるのかという住民ニーズをも勉強して いただきたく、現場の人たちも一緒に実行部隊というか、その実行するときには一緒に行ってもらって、現実を見据えた中で研修をしてもらうという動きは、私はこの3年間やってきました。

成果は、その人の見方でどういうふうに見られるか、それはわかりませんけれども、今のところ、そういう人たちが、村の人たち全員がそうできればいいんですけれども、全員をするというわけに今はいきません。農家にしても、全員が、じゃ、農家をやる人は一緒に底上げからやるんだよと言っても、なかなかそんなことをしていたら日が暮れちゃうというようなお話になるので、やれる、やる人、やりたい人、そういう人をピックアップした中で今やらせていただいて、そういう人たちも、この間も3日間研修をしてきたんですけれども、非常に喜んで、これから、じゃ、こういうことをするか、ああいうことをするかということは、いろいろな行事が済んだ中で、1年の総括として、去年も行いましたけれども、その人たちを集めて意見交換をし、そして次につなげているということは実施しております。

以上です。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑。

4番山口宗一君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番(山口宗一君) 4番山口です。

委員会では、ご担当の課長から質問をし、回答を得ていますので、ここでは村長にお尋ねします。 まず、平成25年度の収入率88.43%をどう受けとめるか。お答えください。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

- ○村長(阿久澤成實君) 一言で言って、非常に厳しい数字だというふうに受けとめております。
- ○議長(金井佐則君) 4番。

[4番 山口宗一君発言]

○4番(山口宗一君) 厳しい数字だとお話がありました。

そこで、幾つかお尋ねします。

まず、去年も同じような質問をさせてもらったんですが、村長は担当部門へどのような指示をしたのか、一つ。

そして、それを指示したことを毎月フォローしているのかどうか、その辺についてお尋ねします。 〇議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 毎月しているかというと、それはできるときとできないときがございますけれども、これについては課長会というものが、週に1回原則として開かれております。その中で、気がついたときに、課長さん方にそういったものを申し上げて、職員に周知徹底をし、そして事務の

遂行を促しているところでございます。

○議長(金井佐則君) 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番(山口宗一君) 昨年、その前年と、前々年と、担当課長からは不納欠損を整理すれば収納率が上がると。これは当然のことなんですね、分母が上がるから。しかしながら、この3年間を見ても、平成20年から22年度は合計すると約1,800万の不納欠損をしております。それから、村長が就任された23年から25年のこの3年間では、4,400万不納欠損をしているわけです。

しかしながら、なかなか90%の大台に乗ることはなく、ようやく上がり始めた収納率も25年度は下がったと。これはやはり、何かに問題があるのではないかと思うんです。

全体的な、この35市町村を見ても80%台というのは少ないです。そのことも村長は承知していると 思うんです。当然、自主財源という、そういう根幹をなす村税というのは、やはりいただかなければ 次の事業に進まないわけです。

例えば、90%を目標にすれば、二千数百万円の税収が上がるわけです。この2,400万があれば、今 出ている区長さんからの、こういった陳情とか何かも、幾つか手が届くわけです。それだけではない んですが、借入金も少なく済むと。そういったことも含めると、やはり以前私のほうからご担当の課 長さんには、目標管理をされたらどうですかと、数値管理をされたらどうですかと、そういうことが 今までなされてきているのか、そういうやはり数値管理をしていかなければ、この税収というのです か、90%、あるいは92%、そういうことというのも達成は難しいと思うんです。ただ、やる、やるじ ゃ、なかなか進みません。

それと、やはり各県の状況を見ますと、やはり県と市町村が連携しながら、その滞納対策を立てているわけです。そういうことも含めてこれからやってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 税収については、いろいろとやり方があるということは承知しております。 それから、他町村と比べて榛東村は低いんだということも承知をしております。それをいかに少し でも上げていかなきゃならないという気持ちは、いつも持っております。

その中で、職員にも促すわけですけれども、先ほど言ったとおり、本当に村民の税の意識というのが、一部において、本当にわかっていただけないというような状況もございまして、納めていないという方は、言い方は悪いんですけれども、本当に一部だというふうに私は見ております。そういったものを、いかに税収につなげるか。やはり、あの手この手を尽くしてやらなきゃというふうに思っております。

それから、県とのつながりということでございますけれども、3年間、先ほど申し上げましたように、そういった事務の教育を受けて、今効果が発揮できておるんじゃないかなというふうに思います。

余りにも、その中の事務が多いために、なかなかそれも消化できないというのが事実でございます。

しかし、その中で1件でも、その事案に対して、裁判沙汰になったり、いろいろな事件が起きたり ということのないような注意深さで処置をさせていただいておりますので、その辺はお認めをしてい ただきたいなと、このように思います。

いずれにしましても、議員から指摘されますことについては肝に銘じてこれから取り組んでまいりたいと、こんなふうに思います。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

11番岸昭勝君。

[11番 岸 昭勝君発言]

○11番(岸 昭勝君) 11番岸です。

今までの決算特別委員会で、村長がいなかったんで質問できなかったんですけれども、ちょっと細かい質問なんですけれども、お願いいたします。

決算書の31ページ、成果説明書が22ページからです。

下から3行目、農業費補助事業370万2,652円ですけれども。それで、この事業なんですけれども、22ページの主要政策の成果説明書です。

農村漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業概要ということで、このずっと27ページまで載っているんですけれども、実際これ一応成果説明になっているんですけれども、内容的に見ると調査説明という感じを受けるんです。

今回の6月のとき、ことしの事業は取りやめということで、私も事業に対して反対したんですけれども、私自身、総論賛成、各論反対ということで、その各論を強調して反対したんですけれども、要するに反対した理由としては、村で在庫のバイオマスの材料を確保することは非常に難しい点で、これではちょっとやっていけないんじゃないかということで事業反対に賛成したことなんですけれども、これで見ますと、せっかくここまでやって、これが終止符を打たれたと言えばそれまでなんですけれども、ちょっと惜しいというか、残念に思うんです。

結局、私自身の反対した理由が、材料が確保できないということで、これをもっと幅を広く広げて、 広域の事業とか、そういうふうにしていけばやっていけるんじゃないかと、そういう考え方を持って おります。

それで、広域の生ごみなんですけれども、結局これを高い燃料で燃やして灰にするわけです。これをバイオマスに使えば一つの資源になるわけです。それで最後に、家畜業の数字が載っているんですけれども、これもちょっと安定的な供給というのは難しいと思うんですけれども、これが広域になれば、ある程度安定的というか、量が多くなってやりやすいという、そういう感じを持っているんです。そういうことで、村長にちょっと伺いたいんですけれども、これでやめるということじゃなくて、例えば広域に事業を見ていても、一つの、こういうことは榛東にあったんだ、こういうことをもっと

考えてみたいという、そういう提言を広域の中で提言していただければという感じを持っているんで すが、その辺どうですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 今、岸議員からるる説明があったので、その経緯はいずれにしても広域に 提案したらどうかということでございます。今、広域では、補正をしたんだから32億幾ばくで、今、 最終処分場の処理場をつくっております。

そういった観点から見ると、今、広域に投げかけて、バイオマスとか、そういったものの発電事業 をするというのは、これはちょっと難しいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長(金井佐則君) 11番。

[11番 岸 昭勝君発言]

○11番(岸 昭勝君) この間も早坂議員なんですけれども、要するに資源というのは有限です。 それから、再生可能エネルギーというのは、無限でやっているわけです。このバイオマスもその一つ に入ると思うんです。その目的というんですか、資源を大切にしたり、今言った面もあって、地球温 暖化に対してもその役割を果たすという、社会的な意義があると思います。

そういうことで、これはちょっと余分なことかもしれないですが、これは8月29日の農業新聞ですけれども、地球温暖化に伴って、これが一層深刻になって、2030年から50年には温暖化による死亡者が25万人以上ふえるということで、WHO、世界保健機関が公表したことです。それと今、話題になっているデング熱、これが熱帯に多い感染症は温暖化に伴い、ウィルスを媒介する蚊の生育地が北上、感染地が広がるということで、いろいろあるんですけれども、昨年度は CO_2 が最高になって、これも海が酸性化になったり、要するに気候変動というものが起こされる、そういう要素があると思うんです。

そういう観点から、ぜひ今あったこの事業もこのままなくなるんじゃなくて、頭の中に入れてもらって、この事業を、せっかくここまで来たんですから、もっと機会があれば再燃して遂行していただければ幸いと思います。そういうことで、もう一回、村長お願いします。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 事業としての効果、それから世界的な異常気象での効果というのは、私も少なからず認識しております。その中で、じゃ、当村でそれを取り入れてやるかどうかというときになりますと、前にも申し上げましたように、その自然ごみの回収が継続的にできるかどうかと、それから、それをつくるのに約10億からかかると、そういったもので、行政はそういうところには手は出せないけれども、民間で借り入れなりして、そこに手を挙げられて事業化できるかどうかと、もろも

ろのもので先日は提案させていただきまして取りやめたという経緯がございます。それに従って、私 も今のところ、村として、このバイオマスについては、議論はできないんじゃないかというふうに思 っております。

○議長(金井佐則君) 岸君。

〔11番 岸 昭勝君発言〕

○11番(岸 昭勝君) 私もさっき言ったとおり、資源の材料の安定的な供給がちょっと難しいと いうことで、私はそういう見解でおります。それで、もっと広く材料は確保できる範囲でそういうこ とができたらすばらしいんじゃないかと、そういう夢を持っているんです。

そういう一つの夢を実現するために、このことを忘れないで、ちょっとそういう機会があったら提 言していただければ幸いと思います。そういうことでお願いいたします。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

暫時休憩。

午前10時3分休憩

午前10時3分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第1号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

◎日程第3 議案第49号 榛東村税条例の一部を改正する条例について

○議長(金井佐則君) 日程第3、議案第49号 榛東村税条例の一部を改正する条例についてを議題 といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔稅務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長(岩田健一君) それでは、提案理由についてご説明申し上げます。 地方税法の一部改正に伴い、榛東村税条例の一部を改正するものでございます。議案書につきまし ては、14ページから20ページ、また、例規集につきましては、2款の636ページ以降をごらんください。

それでは、ご説明申し上げます。

今回の税条例の一部改正は、本年3月31日公布の地方税法の一部改正に伴うものでございます。

今回の主な改正点は、国際課税原則の見直しによる法人税法の改正に伴う規定整備、また車体課税、つまり車全般にわたる税金の総合的な見直しに伴う軽自動車税の税率の改正、それから地方法人税の 創設に伴う住民税法人割の税率の改正、また東日本大震災に伴う税制上の特例期間満了に伴う適用条 文の削除などでございます。住民に直接関係する改正は、軽自動車の税率改正となっております。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

新旧対照表でございます。左が改正案、右が現行でございます。下線が引かれている箇所が改正の 部分でございます。

初めに、1ページ、村条例第23条、村民税の納税義務者等でございますが、第2項については、国際課税原則の見直しによる法人税法の改正に伴う規定整備でございます。

法人税法において、外国法人の恒久的施設の定義が新設されたことに伴う改正で、平成28年4月1日より施行されます。

なお、法の施行地とは、日本国内のことで、恒久的施設とは、国内にある外国法人の支店でございます。

また、補足いたします。

この国際課税原則の見直しに伴い、法人住民税について、法人税の取り扱いに準じ、所要の措置を 講じるものでございます。今まで日本における外国の法人の申告課税につきましては、総合課税といって、日本の支店及びその支店が第三国で得た所得をそれぞれの国に申告し、法人税を納めていました。今回の改正では、多くの国が帰属主義であることから、日本もそれに合わせるものでございます。 帰属主義とは、日本にある外国の法人の支店及びその支店が第三国で得た所得もあわせて日本で申告し、法人税を納め、また第三国分の所得については、第三国に申告し、法人税を納めるものでございます。

そして、第三国で納めた法人税につきましては、外国税額控除が適用され、日本で納める税金から 減額されるというものでございます。

次に、第3項でございます。これにつきましては、法定根拠をより明確にするものでございます。 次に、1ページ、下のほう、村条例第33条、所得割の課税標準、第5項につきましては、地方税法 第23条の改正に伴う規定整備並びに号ずれの修正でございます。

次に、新旧対照表2ページをお願いいたします。

村条例第34条の4、法人税割の税率でございます。現行100分の12.3を100分の9.7に改正するもの

でございます。これにつきましては、住民税の法人割でございます。

補足いたします。

日本国内における地域間の税収格差を是正するため、大都市に集中する法人住民税のうち、一部を 新たに創設する地方法人税へ移し、地方交付税の原資とし、自主財源の不足する道府県及び市町村に 配分する仕組みを導入するものでございます。

つまり、法人住民税の一部を国税とするもので、都道府県分は、現行5%から3.2%へ、市町村分については、現行12.3%から9.7%へそれぞれ引き下げることで対応し、この引き下げ分、合計しますと4.4%になりますが、これを新設する地方法人税に移し、地方交付税の原資に回すものでございます。

次に、2ページ、村条例第48条、法人の村民税の申告納付第2項並びに第5項につきましては、国際課税原則の見直しによる法人税法の改正に伴う規定整備でございます。これも先ほど申し上げましたが、法人税法において、外国の法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う引用条文の変更でございます。施行日は平成28年4月1日でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

村条例第52条、法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金でございますが、これにつきましても国際課税原則の見直しによる法人税法の改正に伴う村引用条文の変更でございます。

次に、新旧対照表3ページから4ページ、5ページをごらんください。

村条例第82条、軽自動車税の税率でございます。これにつきましては、車体課税、つまり車全般に わたる税金の総合的な見直しにより、軽自動車の税率を1.5倍に引き上げ、また、引き上げた結果、 2,000円に満たないものについては2,000円にし、4輪の貨物や営業用の車両については、約1.25倍に 引き上げるものでございます。

また、今回のこの軽自動車税の改正の理由として、今現在の軽自動車が普通車と比べて性能的・機能的に著しい差がないのに、普通自動車税と比べ、軽自動車税が安過ぎるとの意見が国、政府税制調査会で多数あったことによるものでございます。

なお、今回の税率の改正につきましては、具体的に次の3つに区分されます。

まず初めとしまして、来年平成27年度分から新税率の適用となるのが原動機付自転車等でございます。現行の1.5倍引き上げ後の税率が2,000円に満たない場合は2,000円となります。

2番目に、軽自動車及び小型特殊自動車につきましては、来年平成27年度以降購入した車から新税率となり、自家用乗用車にあっては現行の1.5倍、それから営業用にあっては1.25倍となります。

なお、来年平成27年3月31日以前に購入した車につきましては、改正前の税率、現行の税率が適用 となります。

車につきましては、基準日が毎年4月1日ですので、その日に購入し登録すれば、自家用車、軽自 動車もそうなんですけれども、新税率が適用になります。軽自の新税率、自家用車につきましては新 税率1万800円、3月31日なら現行の7,200円で、4月2日ならその年度は課税されず、翌年から納めることになるということでございます。

最後に3番目でございますが、経年車重課、つまり車を購入して年数の大分経過した車については、納める税金が割り増しになるというものでございます。車を購入して起算して平成28年度中に14年を経過する3輪以上の軽自動車については、新税率のおおむね20%重課、つまり割り増しにするというものでございます。

例えば平成28年度中、年度中ですから4月から3月までありますが、その間に車を買って14年に達する、例えば軽トラックの場合、今現在4,000円ですが、新税率が5,000円となって、なおかつ20%増しの6,000円になるというものでございます。

なお、この軽自動車の税率の改正等につきましては、今後、「広報しんとう」及びホームページで 村民の方にお知らせする予定でございます。

次に、新旧対照表の5ページ、中段の村条例附則第4条の2、公益法人等に係る村民税の課税の特例でございますが、これにつきましては、地方税法の改正に伴う改正で、公益法人等に係る道府県民及び市町村民税の課税の特例の関係でございます。公益合併法人が使用する固定資産については非課税とするものでございます。施行日は平成27年1月1日でございます。

次に、6ページでございます。

村条例附則第7条の4、寄附金税額控除における控除額の特例でございますが、これにつきましては、自治体に寄附をした場合、控除額が多くなるというものでございます。

次に、村条例附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合でございますが、これにつきましては、固定資産税の課税の特例でございます。適用条文が4件追加されたことにより、同法附則の並び順を変更するものでございます。

補足いたします。

具体的には、公共の危害防止のために設置される施設で、まず初めとしまして、水質汚濁防止法に 規定する特定施設、これについては固定資産税のもとになる課税標準額を3分の1にするというもの でございます。2番目に、大気汚染防止法に規定する特定施設については、課税標準を2分の1、3 番目としまして、土壌汚染対策法に規定する施設については、課税標準額2分の1、最後に4番目と しまして、下水道法に規定する特定施設については、課税標準を4分の3にするというものでござい ます。該当する施設については、固定資産税が減額されるというものでございます。

次に、新旧対照表7ページでございます。

軽自動車税の税率の特例でございます。これにつきましては、前にも述べましたが、地方税法の適用条文の新設に伴う改正で、3輪以上の軽自動車について、車を購入した月から起算して14年を経過した月の属する年度から、新税率をおおむね20%増しの課税となるものでございます。施行日につきましては、平成28年4月1日でございます。

つまり平成28年度中に車を買って、登録して14年を経過する場合、税金が割り増しになると、先ほど申し上げましたけれども、例えば軽トラックなら6,000円、自家用車なら1万2,900円になるというものでございます。

次に、村条例附則第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の住民税の課税の特例でございますが、申告の際、総合課税と分離課税、どちらか有利なほうを選べる規定で、現行の規定をより明確化するものでございます。施行日については、平成29年1月1日でございます。

次に、8ページでございます。

村条例附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例でございますが、これにつきましても、総合課税と分離課税のどちらか有利なほうを選べる規定でございます。 より明確化する改正でございます。施行日は平成29年1月1日でございます。

次に9ページでございます。

村条例附則第19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る村民税の所得計算の特例でございます。これは少額投資非課税制度、通称NISAと申しますが、具体的には、年間100万までの投資から生じる利益、譲渡益、配当等の所得が5年間非課税となる制度でございます。

なお、今回の改正の内容は、この5年経過後払い出した所得については、課税の対象となり、また 5年以内でも贈与、相続により払い出した場合は税金がかかるというものでございます。

次に、10ページお願いいたします。

村条例第22条、東日本大震災に係る雑損控除額の特例、それから11ページ、同条第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例、それから新旧対照表15ページ、同条第23条 長くて申しわけありません 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例が、本年平成26年12月末をもって適用の期間が終了に伴うことにより削除をするものでございます。これが削除に伴いまして、村の附則を24条を22条、25条を23条とする規定の繰り上げでございます。

若干説明します。

削除をするんですけれども、第22条については、震災に伴う家屋等を失った方が雑損控除できる申告期間の延長だったということです。それが削除。それから、第22の2でございますが、これは震災で住宅が津波等で流され、その土地を譲渡する場合の軽減税率の適用期間、これが今回なくなる。最後に、第23条は、津波等で住宅を失い、新たに新しい家を建てた場合、住宅ローン控除が今までの失った家の分、それから新たに建てた新しい家の分、二重に受けられる適用期間でございます。この3つの適用期間がことし12月で切れるということでございます。

なお、被災地から日本中に転出していますので、今回、日本中全市町村が条例改正を行うものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

この第2条における改正は、平成25年に一部改正した、昨年一部改正した村条例を今回また一部改正するものでございます。

附則第20条の5につきましては、保険料に係る個人の村民税の課税の特例でございます。これにつきましては、昨年一部条例改正で削除となっておりますが、まだ施行日が来ないため載せてあるものでございます。

村条例附則第21条の2、これにつきましては、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定 資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告でございます。旧民法で定める特例の法人か ら一般の社団法人、財団法人に移行した法人が所有する固定資産が非課税となるものでございます。 地方税法の適用条文の項ずれに伴う一部改正でございます。

次に、附則第1条、施行期日でございますが、この1項第3号については、明確な表記とするため の改正でございます。

なお、第1条、この条例とは、榛東村税条例の一部を改正する条例、平成25年条例第30号のことで ございます。

次に、附則第2条、経過措置でございますが、この第5項につきましては、当該租税特別措置法がいつ現在のものか明確にするための改正でございます。

次に、18ページでございます。

第2条第6項でございますが、これにつきましては、いつ現在の地方税法か定義づけを明確にする ための改正でございます。

新旧対照表は以上で、議案書の17ページをお願いいたします。

すみません、議案書の17ページでございます。

下のほうに附則がございます。

第1条については、今回の一部改正の条例の各施行日が明記されております。

なお、第2条以降につきましては、各税目の経過措置が明記されております。

説明については、省略させていただきます。

以上、甚だ雑駁ではありますが、提案理由及び改正内容について説明を終了させていただきます。 ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番松岡稔君。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 先ほどの軽自動車税のことなんですけれども、我々一番身近に感じる軽自動車、また村の重要な財源となる軽自動車税です。これもし上がった場合、今25年度が約3,500万、どのくらいふえる計算をしていますか。

○議長(金井佐則君) 税務課長。

〔稅務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長(岩田健一君) お答えします。

今のところ、電算会社に試算を計算させている途中なので、数字がはっきりしましたら、また書面をもって報告させていただきます。お願いします。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第49号 榛東村税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸 君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 賛成11人、反対1人。賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。15分間。10時45分から再開します。

午前10時27分休憩

午前10時45分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。

 \wedge

◎日程第4 議案第50号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

○議長(金井佐則君) 日程第4、議案第50号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の提案理由につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、提案するものでございます。

平成27年4月から開始予定の子ども・子育て支援新制度では、家庭的保育事業等については、市町村の認可事業として位置づけ、その基準については、児童福祉法第34条の16第1項により、条例で基準を定めなければならないとされております。

お手元にお配りしてありますカラー印刷の「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK」をごらんいただきますと、4ページの中央よりやや下に、ピンク色で掲載されております地域型保育というのがございます。その中で、家庭的保育(保育ママ)、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育と4つの類型が示されておりますが、この仕組みが新制度に加わり、この事業の認可監督権限を村が持つことになりますことから、これらの施設、事業の設備、運営の基準を定めたく、本条例を制定するものです。

あわせて本日お配りしましたA3のカラー印刷の資料につきましては、その先ほど申しました4つの類型がある程度細かく示されておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

類型ごとの概要につきましては、家庭的保育事業は、認可定員5人以下で、家庭的保育者の居宅等のさまざまなスペースで確保するスタイルで、県内ではない模様ですが、首都圏などで従来から行われている類似制度などがあり、この事業に当てはまります。

小規模保育事業につきましては、認可定員6人以上、19人以下で、保育所の分園に近いA型、家庭的保育に近いC型、その中間型のB型と3つに区分され、それぞれ多様なスペースで保育を行うことというものです。

小規模保育事業につきましては、他の自治体で当該条例を改正する前に、認可外保育園を参考に引き合いに出している事例がございます。

事業所内保育は、会社等の事業所の保育施設などで、主として従業員の子供のほか、地域において 保育を必要とする子供にも保育を提供するものです。

居宅訪問型保育は、特別なケアが必要な子供をその子供の居宅において1対1で保育を行う事業で、いわゆるベビーシッターに類似し、保育に欠ける3歳未満児のみが利用可能であることなど、さまざまな用件の点で異なっております。

以上の類型は、本村には現在存在しておりませんが、将来的に該当施設を始めようという事業者から認可申請があった場合に備えるものとなります。

なお、国が示したこの条例のモデル条例は、市町村が地域の特性等を勘案し改めるなど、手を加え

ても差し支えない内容と、国の基準をそのまま反映しなければならない内容がありますが、当該条例 案は、国の基準を本村の基準として差し支えないと判断し、条例案としております。

それでは、条例本文について説明いたします。

議案書22ページをお開きください。

第1条、趣旨として、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、当該条例を定めるものとして おります。

以下、議案書23ページにかけて記しております第2条は、用語の定義、第3条から第4条が家庭的保育事業及び同事業者の最低基準などを定めております。

議案書23ページから24ページに記しております第5条から第7条は、各家庭的保育事業等に共通な 事項として、第5条から第7条が家庭的保育事業者等の一般的原則、保育所との連携、火災等の非常 災害に備えた対応などを定めております。

第8条から第14条までが家庭的保育事業等に当たる職員の要件、知識、技能、乳幼児を平等に扱う 原則、虐待等の禁止、衛生管理などを定めております。

なお、24ページにあります第8条で、当該事業に当たる職員の要件が条文で、「家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際についての訓練を受けたものでなければならない」と、非常に資格等が示されず抽象的な条文となっておりますが、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の終了が必要となる旨、8月末に国から提供された子ども・子育て支援新制度事業者向けFAQ、よくある質問第4番の中で解説されております。

なお、必要な研修の内容、実施体制は解説の中で、今後していくと記されておりました。

議案書25ページから28ページにあります第15条から21条までが提供する食事、利用する乳幼児の職員の健康診断、事業所等における内部の規程、備える帳簿、秘密保持、苦情への対処を定めております。

議案書28ページから29ページにあります22条から26条までは、認可定員5人以下としている家庭的保育事業に関する設備の基準、職員の資格要件、職員数、保育時間、保育の内容、保護者との連絡について定めております。

第27条は、小規模保育事業の区分として、A型、B型、C型という3つの類型を示し、第28条から 議案書32ページにあります30条までが小規模保育事業A型に関する設備基準、職員の資格要件、職員 数、保育時間、保育の内容を定めております。

議案書32ページの31条から33ページの36条までが小規模保育事業B型、C型、それぞれの設備基準、職員の資格要件、職員数、保育時間、保育の内容をそれぞれ定めております。

なお、小規模保育事業の利用定員は、児童福祉法に基づき6人から19人と定められており、A型、

B型が適用されますが、C型は6人から10人以下と第35条で規定しております。

33ページの第37条から34ページにあります第41条までが居宅訪問型保育事業に関する利用者の条件、 備えなければならない設備及び備品、家庭的保育者1人が保育できる乳幼児は1人とすること、保育 時間、保育内容をそれぞれ定めております。

34ページの第42条から38ページにある第48条までは、事業所内保育事業に関する事項が示されており、第42条で利用定員の設定として、利用定員1人から5人に対して、その他の乳幼児または幼児1人といった定員枠を12段階で設けているほか、設備の基準、職員の資格、保育時間、保育内容、職員数を定めております。

なお、38ページの第47条から48条までは、利用定員19人以下の小規模型事業所内保育事業について、 別枠の内容を定めております。

38ページの一番下から、39ページに附則が定めてあります。

施行期日になります。

附則第1条、「この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合 的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施 行の日から施行する」としております。

また、第2条から第5条までは、5年間に限り、調理設備の設置、連携施設の確保、職員の資格、 小規模保育事業C型の受け入れ人数について、それぞれ緩和措置を設けて定めております。

なお、9月1日現在、子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令は公布されておりません。

また、カラー刷りパンフレットの「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK」、2ページの上から 6 行目に、「この新制度の実施のために、消費税が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円程度が充てられることになりました」とあります。この関係がありますことから、新制度の施行期日は、消費税増税法案附則第 1 条第 2 号に掲げる規定、消費税を10%に引き上げの施行の日——平成27年10月 1日ですが——の属する年の翌年 4月 1日までの間において政令で定める日とされております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番早坂通君。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) 24ページ、第8条、先ほど課長のほうからもちょっと触れられましたけれども、まず最初に言っておきますけれども、担当課長もかなり今回の法改正には労力を費やしていたと思います。かなり多岐にわたり、なおかつ複雑で、なおかつ理解に苦しむような条文や説明がいっぱいありますので、課長自身も大変苦労したんだろうということを推察いたしております。

そこで質問に入ります。

第8条のところに、初めから読みましょう。「家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際についての訓練を受けたものでなければならない」というふうに書いてありますね。じゃ、倫理観とは、どういうことだと、改めて私、辞書で調べました。倫理観とは、行動規範としての道徳観や善悪の基準というふうに書いてありました。

そこでまず1点、この豊かな人間性と倫理観を備えているかどうかを誰がどのように判断をできる のかということをひとつお聞きしたいと思います。

それともう一つ、12条、13条のところで、あえて虐待の禁止、13条では、懲戒に係る権限の乱用の禁止、つまり、そこにも条文の中にも書いてありますけれども、乳幼児に身体的苦痛を与えてはならないということなんですけれども、これは家庭的保育事業の条文なんですけれども、ほかの小規模とか、そういうところにも確かに虐待は禁止というようなことは書いてあるんですけれども、ほかのところは条文の中の何項もある項の一部の中にそういうことが書いてあるんです。ここではあえて、この条文としてこういうことが書かれているんですよ。

私が推察するには、やはり所管官庁もやっぱりこの家庭的保育においては、こういうことが起き得る可能性が大きいという判断をして、あえてこういうふうに1つの条文としてうたったんだと思うんです。それはなぜかというと、今も説明があったように、家庭的保育では、その保育士は場合によっては1人です。時には補助者がついて2人、つまり密閉した空間で保育がされるわけです。ということは、やっぱりいろいろな問題が生じる。こういう可能性はあるし、今まで、つい最近ネットで募集した男の若い男性がいろいろ事件を起こしましたよね。

そういうことなんかも考えますと、所管官庁もそういうことを承知の上で、あえてこういう制度を つくったというか、逆に言いますと、こういう制度にしちゃったんで、つまり幼保一元化じゃなくて、 幼保一体化、幼保一元化というのは、所管官庁を1つにするということですよね。幼保一体化という のは、その所管官庁が幾つもあって、とにかく今までの幼稚園行政と保育行政を無理にくっつけちゃ うと、これを幼保一体化と言っているんですけれども、こういうふうに幼保一体化した結果として、 やっぱりこういうことをせざるを得なかったような状況になったんだというふうに、私は捉えているんです。

そこで、このことについて課長にお聞きをしたいんですけれども、そういう私が今言ったような懸 念の声を聞いたことがあるか。また、課長自身がどのように思うか、お尋ねします。

○議長(金井佐則君) 青木課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 最初に、第8条のほうで、従事する職員の抽象的な部分の 判断を誰が下すかというようなお話ですが、条文につけ加えて説明しましたが、国のほうでは資格は 必要としないものの、それぞれ必要な研修の修了が条件となりますよというようなことで、その条件 が加わるわけですけれども、その終了の内容につきましては、まだ今後検討していくというような解 説になってしまっているので、私が期待するところは、そういう研修の中でいろいろ、適性かそうで はないかというのを判断していくのではないかと見込んでいる次第です。

それと、12条、13条で虐待の関係等ありまして、私の考えというか見解なんですが、早坂議員さんがおっしゃるとおり家庭的保育事業では、確かに密閉された空間になります。そこら辺は事件があった社会的背景もありますから、そこら辺をこのモデル条例をつくるときに反映したということも十分考えられると思います。

また、個人的にそういうケース云々ということをどう考えるか、思うかということにつきましては、 榛東村の場合、そういうものはこれまでございませんでしたので、ちょっとそういうのを念頭に検証 したことがございませんので、答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) 研修によって、資質の向上をしていくというふうになっておりますけれども、いずれにしたって、例えば保育資格を持っている人であっても、そういういろんな事件を起こさないとは限らないです。実際今までも、こういう制度の中ではなくて個人的に子供を預かって、そういう保育をしていた人たちも日本の中にはたくさんおります。そういう人たちの中でも、当然さっき言ったような事件を起こした人もいれば、多くの人はきちっと子育てをしているんだというふうに思うんです。

ただ、私が言いたいのは、国でこういう制度をつくったわけだから、その割にしては余りにもこの 8条の条文は抽象的、無責任だと思うんです。それで、市町村が認可するということですから、これ 最終的に村長ですよね。違うんですか。村長でいいんだよね。ということだから、村長の考えをこの ことについて再度聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、私が先ほど12条、13条のところで聞いたのは、そういう懸念があるよねという声を聞いたことがあるかというその意味は、職員同士、例えば課長が研修に行ったときに、この条文、ちょっとこういうこと心配だよねとか、そういうところで世間話的な話でそういうことを聞いたことがないかということを聞いたんです。たとえ課長はそういうことを聞いたとしても、聞きましたとは言いにくいかもしれませんけれども、私は普通、保育のことを知っている人ならば、この条文を読めば、やっぱりちょっとそういうことを心配だなと思うと思うんですよ。そういう声は表面には出てこないけれども、底流には、そういう関係者の中には、私はあるというふうに見ているんです。そういった意味で、そういうような懸念の声を聞いたことはあるかどうかということを聞いたんですけれども、もう一度そのことを答弁願います。

○議長(金井佐則君) 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 今回のこの改正案というか、提案されている条例については、非常に難しい問題であって、先ほど早坂議員本人からもおっしゃいましたように、非常に理解に苦慮しているというところでございます。

その中で、8条については、職員の資格というふうに受けとめております。資格については、やはりそれぞれの保育に従事する職員の、健全な身体を構築するという中からは、これにまつわるいろいろな教育、それから研修、そういったものを受けた者。それでその中でも人間的に優れている者といえば一番いいことなんですけれども、そこまで見通せるかどうかということは、これはやはり疑問だというふうに思っております。

しかしながら、やはりこの条文に沿った中での職員採用というのは、これは条例に基づいた中での 選考はしていかなければならないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 先ほどの、懸念する声が関係者から聞かれなかったかというような質問と解釈しますが、先ほどからの条文の説明の中でもお話ししました、また文教厚生常任委員会の皆様に、ちょっとお配りしたFAQ、よくある質問が、こちらにつきましては事業者向けFAQということで、これ公開もされていると思うんですけれども、事業者の中から、やっぱりそういう心配する声があったと思うんです。それで本当に抽象的なので、わざわざそこの部分だけもっと詳しく書いたところもありますけれども、そこら辺をこの事業者向けよくある質問の中で追加したのではないかと解釈しております。

もう1点、これはあくまでも今回のは条例ですけれども、今後この事業をやりたいという人々に対しての申請手続とか、細部の部分を定めた要綱、もしくは規則なんかも備えなければなりません。まだそこら辺のベースが県のほうから届いておりませんが、それの一環として、この8条を補足する部分もつけ加えられるという予想もあります。

以上です。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) 12番早坂です。

それでは、反対討論を行います。

議案第50号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の反対討論を行います。 待機児童対策は必要ですが、単に乳幼児を預かる場所をつくればいいわけではありません。乳幼児 にとって、ハード面もソフト面も最適な環境でなくてはなりません。本条例はそのようにはなってお りません。むしろ乳幼児にとって、劣悪な環境での保育が行われる可能性が高いと考えられます。

もちろん、全ての家庭的施設がそうなるということではありませんが、この根源的要因は、関係省庁、官僚、国会議員の都合で、幼保一元化をせず、子ども・子育て支援新制度の名のもと、強引に幼保一体化をしたことにあります。乳幼児保育・教育を3省庁で所管すること自体が不自然であり、それゆえに制度や法律が複雑になり整合性がとれず、さらに現場を知らない机上の空論のような条文が多く見受けられるわけであります。

よって、私は本条例に反対することを表明いたします。 以上です。

○議長(金井佐則君) ほかに討論ございませんか。 7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 賛成討論を行います。

議案第50号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について。

国のほうで、子ども・子育て支援法ということで、消費税10%になった増額分のうちから、毎年約7,000億円程度が充てられるということで、今子ども・子育て支援に関する計画等を国・県・市町村で策定しているところであり、また本村も子ども・子育て会議を設置しまして、今村の子育てニーズがどういう状況なのか、今計画策定に向けて進んでいるところであります。

今回の条例は、地域型保育、家庭的保育という部分に関して、確かに国のほうの都市部における待機児童対策をメーンとした政策のように思われがちですが、例えば、居宅訪問型保育という部分、障害・疾病などで個別のケアが必要な場合等、そういうことも考えますと、現在榛東村で実施している例はありませんが、今後必ずしもニーズがないサービスとなることではないと思っております。

また、職員の配置や適任という部分に関しまして、非常に、保育を受けますお子さんを預ける側としても、やはり安全で安心な施設、またそういった方に見ていただきたいという部分はありますが、今回の中でも、例えば小規模保育事業等では保育士を配置するとありますが、C型、または家庭的保育では、家庭的保育者というような言葉が使われております。しかしさまざまな資料を見ますと、これは市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者としております。市町村の役割が、非常に強いことになっていくと思いますが、これから要綱や規則をしっかりと定めた上で、その市町村の役割を果たしていただきながら、地域の子育てニー

ズに適応した保育環境を整備していただきたく、賛成といたします。

○議長(金井佐則君) ほかに討論ございますか。

9番栁田キミ子さん。

[9番 栁田キミ子君発言]

○9番(栁田キミ子君) 反対討論を行いたいと思います。

村外からの参入者なども受け入れるという形になるというふうなことの懸念です。

それから、消費税の増税分を充てるというふうなことにつきましても、消費税増税、全国民にそれなりの負担を負わせた中から、それをこの事業のために充てるということ自体、そうではなくて、きちっとそれなりの財源を国として確保したものを自治体、市町村のほうにきちっと配分をするくらいの決意がない中での実施ということに関しましては反対です。

○議長(金井佐則君) ほかに討論ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第50号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、原案の とおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 賛成10人、反対2人。 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第51号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

○議長(金井佐則君) 日程第5、議案第51号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関 する法律における児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから提案するものでございます。

詳しく申しますと、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法により改正された児童福祉法第34条の8の2において、市町村は放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブとも称されておりますが、の設備及び運営について、厚生労働省令を踏まえて、条例で基準を定めることとされたことを受けまして、本村における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めたく、本条例の制定を願うものです。なお国のモデル条例にある基準では、学童1人当たりの必要面積をおおむね1.65平米以上、定員をおおむね40人以上として定めるよう示されております。

なお、この条例につきましても、議案第50号の条例と同様、国が示したモデル条例は、改めるなど 手を加えて差し支えない内容と、国の基準をそのまま反映しなければならない内容があります。特に 児童1人当たりの区画面積につきましては、国基準で、先ほど申し上げましたおおむね1.65平米とし ており、本村には指定管理者の5つの学童保育所と、榛東中央保育園に委託しております1カ所の学 童保育所、計6カ所の既存施設がありますが、北部第一学童保育所を定員30人に、うぐいす学童を含 めた残る5つを全て定員40人としても、それぞれ1人当たり1.65平米以上を確保でき、基準を満たし ており、あわせて開所時間、年間開所日数につきましても、年間280日から290日開所しておりますの で、国基準の年間250日以上となっていることなどを確認しましたので、国の条例案に示されている 基準をそのまま本村の基準として差し支えないと判断し条例化しております。

議案書41ページをごらんください。

第1条の趣旨として、この条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童 健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとしております。

第2条から42ページの第8条までは、定義、最低基準の目的、最低基準と放課後児童健全育成事業者、当該事業の一般原則、消火器の備えや避難訓練などの非常災害対策、職員の一般的要件、知識、技能の向上を定めております。

42ページの第9条では、設備の基準があり、この中で専用区画の面積を児童1人につきおおむね1.65平米としております。

このページから43ページにあります第10条では、職員の資格要件として、有資格者の放課後児童支援員を置くこと、同支援員を支援単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き補助員にかえることができること。放課後児童支援員として認められる者の要件、1つの単位を構成する児童の数、いわゆる集団の規模をおおむね40人以下とすることなどを定めております。

44ページから45ページにあります第11条から17条には、利用者を平等に扱う原則、虐待等の禁止、 衛生管理、運営規定、備える帳簿の内容、秘密保持、苦情への対応を定めております。

45ページの第18条では、開所時間を1日3時間以上、休日は1日8時間以上を原則とし、年間250日以上の開所日数を定めております。

その下の第19条から第21条までには、保護者との連絡、小学校など関係機関との連携、事故発生時の対応を定めております。

このページの下から46ページにあります附則でございますが、附則第1条で、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとしております。

また、第2条では、5年間に限り、職員の資格に関する緩和措置を設けるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を集結いたします。 直ちに採決を行います。

議案第51号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、 原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第52号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例について

○議長(金井佐則君) 日程第6、議案第52号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 提案理由につきましては、子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があることから提案するものでございます。

平成27年4月から開始予定の子ども・子育て支援新制度では、市町村は施設型給付、これは特定教育・保育施設として、施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園、保育所ということになります。また地域型保育給付、これは特定地域型保育事業、議案第50号の中でお示ししました家庭的保育事業等に当たる事業者です。小規模保育事業者とか居宅訪問型保育事業者及び事業所内保育事業者の対象になるということです。それらを希望する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者について、施設事業者の申請に基づき、認定区分ごとに利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払うこととなります。この確認を行うために、これらの施設事業の運営の基準を定めたく、本条例を制定するものでございます。

なお、この条例案につきましても、議案第50号、51号それぞれの条例と同様、国が示したモデル条例には、改めるなど手を加えて差し支えない内容と、国の基準をそのまま反映しなければならない内容があります。当該条例案の作成に当たり、国のモデル条例案に示されている基準が、総じて本村の実情に応じて、国基準等を改める部分は認められず、よって、国の基準をそのまま本村の基準として差し支えないと判断している次第でございます。

また、この条例案は、お手元にありますカラー印刷のパンフレット「子ども・子育て支援新制度なるほどブック」に示された、就学前の子供たちが関係する新制度の仕組みの基礎となるべきもので、特にパンフレット8ページ右上にあります3つの認定区分につきましては、就学前、子供たちが幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育施設、それぞれへの利用に大きくかかわり、子ども・子育て支援新制度の特徴的な内容と解釈しております。

議案書48ページをお開きください。

第1条の趣旨では、この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとしております。このページから49ページ中段にかけてあります第2条では、小学校就学前子ども、認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、支給認定、支給認定保護者、支給認定子ども、支給認定証、支給認定の有効期間、教育・保育、特定教育・保育施設、特定教育・保育、法定代理受領、特定地域型保育事業、特定地域型保育事業者、特定地域型保育、特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、以上の24項目の定義が示されておりますが、それぞれ子ども・子育て支援法、児童福祉法から引用されております。

このページから50ページにあります第3条では、この条例の中で関係する事業者、施設などの確保 すべき環境、子供への対応方針、関係機関との連携、子供の人権、虐待防止などについて定めており ます。

50ページの第4条は、特定教育・保育施設の運営に関する基準となりますが、同条では認定こども 園と保育所の利用定員について、20人以上としております。

このページから51ページにかけてあります第5条では、運営に関する基準として、利用者への内容 及び手続の説明、同意、給付費、これに付随する電子システムについて定めております。

51ページ中段にあります第6条から53ページ上段にある第12条までは、保護者からの利用申し込みに対する対応、受給資格等の確認、支給認定の申請に係る援助、子供の心身の状況の把握、小学校との連携、特定教育・保育の提供の記録を定めております。

53ページの第13条では、利用者負担額等の受領が示されておりますが、この中で、利用者負担額と 記されておりますのは、保育料と解釈してください。また教材費や給食費など、保育料以外の料金に 関しても定めており、その受領に対する対応などが54ページにわたり定めております。

第14条では、施設型給付費等の額に係る通知等がありますが、これは保育園等が運営に係る費用で、 保育料を除く公費負担額と解釈してください。

このページから55ページにあります第15条では、特定教育・保育の取り扱いについて定めております。幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領によること。認定こども園は幼稚園教育要領及び保育所における保育の内容について、厚生労働大臣が定める指針、いわゆる保育所保育指針によること。幼稚園は幼稚園教育要領によること。保育園は保育所保育指針によることと、それぞれ定めております。

このページから56ページにあります第16条から21条までは、それぞれ特定教育施設・保育施設に関する評価及び改善、保護者等に対する相談、援助、緊急時の対応、支給認定保護者に関する市町村への通知、運営規定、職員の勤務体制を定めております。

56ページ中段にあります第22条では、利用定員の遵守とありますが、ただし書きで、年度途中の需要の増大に伴う増員はこの限りではないとしております。

なお、8月末に国から提供された子ども・子育て支援新制度、事業者向けFAQよくある質問第4番の中で、恒常的に利用定員を超えて受け入れをしている場合、連続する過去2年度間、常に定員を超過しており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上の場合には、利用定員を見直すことが必要ですというようなことが解説されております。

このページから59ページにあります第23条から第34条までは、施設の運営規定に関する掲示、虐待等の禁止、懲戒に関する権限の濫用禁止、秘密保持、情報の提供、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携、会計区分、記録の整備を定めております。

59ページの第34条の次から、第3節、特例施設型給付費に関する基準となります。

第35条、特別利用保育の基準は、新制度において、通常幼稚園、認定こども園を利用することとなる「1号認定子ども」に対し、保育園から提供される場合の特別利用保育の基準の内容を示しており、

逆に通常保育園、認定こども園を利用する「2号認定子ども」に対して、幼稚園から提供される場合の特別利用教育の基準などを60ページにかけてあります36条で定め、見出しを特別利用教育としております。

60ページ中段からあります第3章、特定地域型保育の運営に関する基準は、議案第50号の家庭的保育事業等にあります家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4タイプに対する運営基準となります。

このページから61ページ上段にあります第37条で利用定員の基準を、第38条から66ページにありまる第50条まで運営に関する基準をそれぞれ定めております。

66ページの第51条と第52条では、それぞれ特例地域型保育給付費に関する基準が示されておりますが、これは、第51条で1号認定子どもに対して提供される特定地域型保育を、第52条で2号認定子どもに対し提供される特定地域型保育に関する基準を定めております。

67ページをごらんください。

附則でございます。第1条で、この条例は法の施行の日から施行するとし、子ども・子育て支援法 の施行の日からとしております。

また、第2条では、子ども・子育て支援法の附則第6条にあります特定保育所、私立保育所については、当分の間、施設型給付費制度にかえて委託費の支払いとする経過措置が規定されていることから、本条はこれを受けて、必要な読みかえを行うよう定めております。

附則第3条では、1号認定子どもの施設型給付費の額は、幼稚園にかかる現在の国、地方の費用負担状況や、都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために当分の間、全国統一費用分(義務的経費と地方単独費用分、裁量的経費)の合計額とする経過措置が規定されております。

附則第4条及び第5条では、小規模保育事業C型の利用定員や特定地域型保育事業の連携施設の確保について、経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

12番早坂通君。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) まず最初に、54ページの15条のところなんですが、ここに4つ出ています。 幼保連携型認定こども園、それに認定こども園、あと幼稚園、保育所というふうに出ているわけなん ですが、幼保連携型認定こども園については、今度新しくつくった幼保連携型認定こども園教育・保 育指針というのができたわけですね。そして、認定こども園については、今まで研修に行った先で聞 くと、保育所保育指針と幼稚園教育要領を両方一緒に、要するに指針として使っているというふうに 説明を受けました。当然のことながら、残りの幼稚園については幼稚園教育要領、保育所については 保育所保育指針でやっているんだというふうに思うんですが、この認定こども園については、今後も やはり保育所指針と幼稚園教育要領を両方使って、教育・保育に当たることになるわけですか。それ が1点です。

あと、そこに今私が言った幼保連携型認定こども園教育・保育指導要領に基づいてやるわけですけれども、それが今ここに、私、抜粋で持っているんです。このことについては教育長にお答え願いたいんですけれども、この中で、一貫して幼保連携型認定こども園教育・保育指導要領の中では、数多く、教育及び保育は何々と使っているんですが、辞書で調べれば、確かに保育というのは保護して育てること、教育というのは社会生活に適応するための知識、教養、技能などが身につくように人を教育することとなっているんです。

しかし、これ官報ですけれども今言った、幼保連携型認定こども園教育・保育指導要領の中の施設の設備及び運営に関する基準というもの、官報で出ているものなんです。その中にこう書かれているんですよ。教育及び保育の計画並びに指導計画についてというところの最後に、項目が1、2、3、4とあるんですけれども、最後の4にこう書かれているんです。受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮することというふうに書かれているわけです。ですから、私はここで指針で言っている教育というのは、この辞書に書いてあるような意味とは違うと思うんです。

私が思うのは、結局はこれ、使い分ける必要はないわけで、乳幼児を育てるということは、教育と言ってもいいだろうし、保育と言ってもいいと思うんですよ。ただ日本語的には若干意味が違ってくるからそうなってしまうんだろうけれども、むしろ私は同じように行い、なおかつ同じような表現をすべきだと思うんですよ。

今までは、教育長、十分承知しているように、保育に欠ける子を保育所で預かるということで、それで保育するということで言っておりましたよね。でも保育所指針の中にも、保育園は養護と教育をするというふうにはうたっているんですよ。幼稚園教育要領、要するに幼稚園の場合は、保育に欠けないから幼稚園で預かって、そのかわり幼稚園教育要領にのっとってやりますよということになっているんですけれども、以前も言いましたように、この部分は3つとも共通なんですよ。

乳幼児における教育及び保育は、子供の健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人間形成の 基礎を培う重要なものであるというこの表現は、一応全部、それぞれ3つのものに共通して書かれて いるんです。ほかの項目は、私も全部は読み切れていないんだけれども、言葉を変えながら似たよう なことも言っているし、ちょっと違うようなことも言っているしという感じなんですけれども。

でも、結局は同じ日本人の乳幼児を保育・教育するわけですから、指針が3つもあるということ自体がおかしなことであると同時に、教育長は、保育園で行われる教育、保育園で行われる保育、実際には要領では、保育園はさっきも言いましたけれども、保育園では養護と教育というふうにうたっているんですね、保育園の教育内容というか保育内容は。だから何かしっちゃかめっちゃか、いろいろ

混乱していて本当にわかりにくいんですよ。

そこで、簡単に整理していきますと、教育長として、保育園で行われる教育と幼稚園で行われる教育は、現在ではないですよ、本来ですよ。本来違って当たり前と考えているのか、同じとすべきと思っているのか、どちらですか。

ごめんなさい。

それと、とりあえず……、ごめんなさい。じゃ、さっき2問質問したから、ちょっと先に教育長に答えてもらいたいと思うんで、議長、お願いします。

○議長(金井佐則君) 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長(阿佐見 純君) では、お答えします。

幼保連携型認定こども園ということで、これがどういう教育といいますか、保育といいますか、の もとで子供たちを見ていくのかということで、議員がおっしゃるように、幼稚園教育要領、それから 保育指針が1つになって、その中でこういう流れというのを私も全部読んでみました。

まず、私の考え方を問われているわけですのでお答えしますが、現時点で、保育園であろうが幼稚園であろうが、乳幼児期の教育というのは、その後の人生をつくっていく大きな基盤であると。これは同じだろうというふうに考えております。教育要領も保育の指針を読ませていただいても、内容的にはほぼ同じと考えていいだろうと、私はそういうふうに考えております。

それから、先ほどの中にあった幼稚園における早期教育、これについては私は誤りだろうと。そこで今、現実的には足並みがそろっていないところがございますので、小学校入門期の1年生で、ちょっと差が出てきている部分が、そこは非常に懸念される部分だろうなと。ただ幼稚園にしても、その辺の一つの特色といいますか、そういうものを示していかないと子供も集まらないという状況が背景にあるんだというふうには思います。

ですから、私は保育型であろうが幼稚園型であろうが、その中で行われる活動、狙い、場面というのは等しいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 15条の関係で、3つの指針をどういうふうに使い分けるか ということに対してお答えします。

認定こども園につきましては、ご存じのとおり幼保連携型、それと4つ、認定こども園というのは 類型がされることとなります。幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こど も園という4つのタイプとなるということです。

それで、事業者向けよくある質問の中で、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違い

は何かというものがありまして、その中で、基準、つかさどるものというか、法的性格についてご説明しますと、新たな幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき、学校と児童福祉施設の両方に位置づけられます。一方幼稚園型認定こども園は、学校教育法に基づく学校である幼稚園と、認可外の児童福祉施設により構成されるタイプなどがあります。このような違いがあるものの、いずれも教育基本法上の学校に定める学校である点は同じですという記述があります。

また、新たな幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園の違いというところで、法的性格が解説されておりまして、新たな幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき、学校と児童福祉施設の両方に位置づけられます。一方保育所型認定こども園は、保育所としての認可を受けた施設であり、法律上は児童福祉施設に位置づけられますが、学校としての法的位置づけはありません。

先ほど申しました3つの要領、指針につきましても、これに連動しているものと解釈しております。 以上です。

> [「議長。一つ、私が一番聞きたかったことの答えがないので」の声 あり]

○議長(金井佐則君) 挙手。12番。

[12番 早坂 通君発言]

- ○12番(早坂 通君) 要するに、認定こども園は、今後も保育所指針と幼稚園教育要領を一緒に使っていくのかということ、聞いたのは。
- ○議長(金井佐則君) 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

- ○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) このまま使っていくということと解釈しております。
- ○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) いずれにしても、本当に一つの同じ日本の乳幼児を保育・教育するのに、何かいろいろな言葉が使われ、いろいろな指針ができて、もうしっちゃかめっちゃかになっているような感じで、私の拙い頭も混乱してしまうんですけれども。

そこで、これは担当課長のほうに聞きたいと思うんで、やっぱり幼保連携型認定こども園の教育・保育要領の一部なんだけれども、その中にこのように書かれているんです。特に配慮すべき事項ということで、園児の発達の個人差、入園した年齢の違いなどによる集団生活の経験の年数の差、家庭環境等を踏まえ、園児一人一人の発達の特性や課題に十分留意すること。次のところが大事なんです。特に3歳未満児の園児については、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また園児の集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分

留意することというふうになっているわけなんです。

そこで、私はこれを書いた人は本当に保育、子供、乳幼児の発達ということを知っているのかなと 疑問に思った箇所がさっき言った箇所なんです。特に3歳未満の園児については、大人への依存度が 極めて高いと書いてあるんです。でも一般的に言われているというか、学説的にも言われているし、 私も保育園でそういう子と何度も遭遇していますけれども、要するに、自我の芽生えというのを聞い たことはあると思うんですよ。自我の芽生えというのは、大体基本的には1歳半から2歳ぐらいまで の間のことなんです。つまり自我の芽生えというのは、自我ができて自分がということで、要するに 自分は自立したいと、そういう時期なんです。そういう時期をあえてこの要領の中では、3歳未満の 園児は大人への依存度が極めて高いと書いてあるんです。担当課長として、おかしいと思いませんか。 〇議長(金井佐則君) 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

〇子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 初日の早坂議員さんの一般質問に備えて、幼稚園教育要領 と保育所保育指針の対比表というのを文科省のホームページから、手元に取り出しておきました。確 かにこの中で、基本的な原理につきまして、幼稚園はもちろん3歳以上の子供のことを書いておりま すが、また、保育園の指針では3歳未満の子供に対する基本的なものを書いてございます。

本当に概要ですので、ちょっと私はそこの部分を見つけられないかもしれませんが、子供は健康で安全な情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにするとか、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するとか、いろいろ記述が認められます。

早坂議員さんがおっしゃいました3歳未満の子に対する記述の仕方につきましては、私もちょっとまだ手元にございませんので、ここにある資料から解釈するしかないんですけれども、早坂議員さんも、いろいろ実務で経験してきた方でございますので、その方がそれを読んでそういうふうに解釈したとなれば、それはそれで仕方ないのかもしれませんが、私は一応法律に書かれていることをそのまま真摯に受けとめる以外に手だてがございませんので、よろしくご配慮のほどお願いします。

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) さっき教育長は、大体3つとも内容はほぼ同じような感じだというふうに言いましたけれども、私は教育長と違って、まだ全部は通読していないですけれども、ある程度項目でかいつまんで3つとも読んでいましたけれども、今言ったような矛盾するところ、こういうところがやっぱり多く見受けられるんですよね。大体基本的に似たようなことを言っているようであっても、でもやっぱりちょっと違ったようなことを言っているわけなんです。

現場のベテランの保育士さん、園長さんなんかは、同じようなものなんだから、その辺は構わず適 当にやればいいじゃないかというふうにおっしゃる方もいるかもしれませんけれども、でも学生さん なんかはこれから学んで、こういう整合性のとれない、わけのわからないことを学んでいかなくてはいけないし、また学校でも教えなくてはいけないということにもなるし、それが今度、逆にどういうことに影響するかというと、行政のほうだって本当に理解できないから、きちっとした対応ができないなんてことも出てくるわけですよね。

そういったことを考えた場合に、やっぱりこの今回の法律は、余りにも無理に、何度も言いますけれども、幼保一元化ではなくて幼保一体化をし過ぎた結果だと私は思うんです。

以上、もしどなたか、何か答えてくださる方がいたらお願いします。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 非常にこの、さっきから出されている3案については、本当に抽象的な案件で私も見ているんですけれども、なかなか理解できないのが実情でございます。

その中で、今度出されているこの条例につきましては、村としては今のところこの条例をつくり出 しても、村の運営にはなかなかこれのとおりにいかないのが本音ではないかなというふうに思ってい ます。

というのは、今うたわれているものについて、幼稚園、保育園、それから学童保育の点については、 今まで出てきた中のいろいろな基準、それらは榛東村では今クリアしているというふうに思っており ます。

ですから、今後指針として、これに一体化して、それに沿わせていかなければならないよという指針は出ておりますけれども、当分の間はこの条例を見つつ、勉強させていただきながら、改善することは改善して、どうしてもこちらへ移行しなければならないというときには、また皆さんとともに相談しながら進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長(金井佐則君) 青木課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

〇子育で・長寿支援課長(青木 繁君) 今、村長がおっしゃったことを補足しますが、一応保育園につきましては、今、27年4月から施設型給付に移行するよう準備している次第です。それに伴いまして、いろんな料金、保育料の見直し等もするよう、今検討している最中です。

以上です。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) それでは、榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の反対討論を行います。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、整合性に欠ける箇所が多くあり、その要因は強引な幼保一体化にあります。さらにこの教育・保育要領は、現場を知らない人物が作成した机上の空論としか私には思えません。本条例も、強引な幼保一体化の産物であり、整合性に欠ける箇所が多く見受けられます。

よって、本条例に反対であることを表明いたします。 以上です。

○議長(金井佐則君) ほかに討論ございませんか。 7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 議案第52号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての賛成討論を行います。

子ども・子育で支援法の制定によりまして、早ければ、平成27年4月からスタートするこの新制度に対して、市町村におきましては、子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育で支援計画をつくっております。

これは、新制度の開始から5年間を計画期間とする、今後の子ども・子育てを考える上で重要な計画となっております。現状、まだ計画を策定しているところで、今後村にとって、村の子育て家庭の状況、子育て支援へのニーズをしっかり把握して、さまざまな施設事業などの支援のメニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備して実施していくという計画になっております。まだ内容のほうは決定しておりませんが、施設型給付に関して、来年度から保育園のほうは導入していくということ、またこの条例は、さまざまな確認を行うためにも必要な条例であります。新制度の仕組みの基礎となる条例であり、計画を実施していくためには必要な条例であります。

以上のことから、本条例の制定に関して賛成いたします。

○議長(金井佐則君) ほかに討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第52号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 賛成10人、反対2人。 賛成多数。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 これで昼食休憩に入ります。午後は1時より再開いたします。

午前11時59分休憩

午後1時再開

○議長(金井佐則君) 午前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第53号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(金井佐則君) 日程第7、議案第53号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正 する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康·保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長(小野関 均君) 議案書の69ページをお願いいたします。

提案理由でございます。次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推 進法等の一部を改正する法律の施行によりまして、母子及び寡婦福祉法等に一部改正がされたため、 本村条例においても所要の改正を行うものでございます。

議案書の70ページをお願いします。

榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。一部改正でございますので、新旧対 照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の19ページをお開きください。

左が改正案で、右が現行でございます。

新旧対照表第3条第1項第3号中の下線部分、現行では「母子及び寡婦福祉法」を、改正案では、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めます。これは、引用している法律名が改正されたことによるものでございます。

同じく同項の4号中下線部分、現行では「母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者と死別した 男子で、現に婚姻していない者及びこれに準ずる者として政令で定める者であって」を、改正案では、 「母子及び父子及び寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で」に改めます。これは、 配偶者のない男子の根拠条項の改正によるものでございます。 次に、20ページをお願いします。

第5号中下線部分、現行、「母子及び寡婦福祉法」を、改正案では「母子及び父子並びに寡婦福祉 法」に改めるもの。これは先ほど説明しました第3号と同様でございます。

福祉医療費の支給対象額、第7条第1項第3号中下線部分、現行では「小児慢性特定疾患治療研究 事業の給付」を、改正案では「小児慢性特定疾病医療費の支給」に改めます。これも引用している法 律名が改正されたことによるものでございます。

同じく第7号中下線部分、「群馬県特定疾患医療実施要領(平成10年3月20日法第560号)による 医療の給付」を、改正案では、「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に よる特定医療費の支給」に改めるものです。これは、法律に基づかない予算事業が法定化されたこと によるものでございます。

議案書の70ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は平成27年1月1日から施行するものでございます。

例規集では、第2巻の947ページからにございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第53号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり 可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、法案は原案どおり可決されました。

◎日程第8 議案第54号 平成26年度榛東村一般会計補正予算(第5号)について

○議長(金井佐則君) 日程第8、議案第54号 平成26年度榛東村一般会計補正予算(第5号)につ

いてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地·財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長(山本比佐志君) それでは、平成26年度榛東村一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入におきましては前年度の繰越額の確定及び地方交付税の交付額確定 に伴う増額、新規のがんばる地域交付金、隣保館に設置する太陽光発電設備工事に伴う再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金、また財政調整基金の繰入金の減額などでございます。

歳出につきましては、財政調整基金への法定積み立て、隣保館に設置する太陽光発電設備工事費及 び社会教育施設整備基金への積み立てなどをお願いするものでございます。

72ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

10款地方特例交付金、補正額30万7,000円の減、計969万3,000円。1項地方特例交付金、同額でございます。

11款地方交付税、補正額1,426万5,000円、計13億4,426万5,000円。1項地方交付税、同額でございます。

15款国庫支出金、補正額3,783万4,000円、計6億8,215万4,000円。1項国庫負担金、補正額321万9,000円、計3億4,728万7,000円。2項国庫補助金、補正額3,461万5,000円、計3億3,068万6,000円。16款県支出金、補正額5,071万9,000円、計8億1,060万2,000円。1項県負担金、補正額160万9,000円、計1億9,341万8,000円。2項県補助金、補正額4,911万円、計5億8,711万2,000円。

17款財産収入、補正額219万5,000円、計5,682万9,000円。1項財産運用収入、補正額70万5,000円、計5,533万6,000円。2項財産売払収入、補正額149万円、計149万3,000円。

18款寄附金、補正額200万円、計250万円。1項寄附金、同額でございます。

19款繰入金、補正額39万2,000円、計6億1,634万6,000円。1項基金繰入金、同額でございます。 20款繰越金、補正額4,636万8,000円、計1億2,636万8,000円。1項繰越金、同額でございます。 次のページをお願いいたします。

21款諸収入、補正額1,071万6,000円、計5,644万2,000円。1項延滞金加算金及び過料、補正額37万

8,000円、計360万3,000円。 4項雑入、補正額1,033万8,000円、計5,200万9,000円。

22款村債、補正額662万3,000円、計2億4,162万3,000円。1項村債、同額でございます。

補正前の額、55億7,906万5,000円、補正額1億7,080万5,000円、計57億4,987万円でございます。 続きまして、74ページをお願いいたします。

歳出でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款議会費、補正額6万5,000円、計9,569万3,000円。1項議会費、同額でございます。

2 款総務費、補正額4,241万9,000円、計7億7,548万3,000円。 1 項総務管理費、補正額4,241万9,000円、計6億2,449万1,000円。

3 款民生費、補正額5, 136万6, 000円、計17億8, 295万1, 000円、1項社会福祉費、補正額5, 088万円、計11億2, 758万2, 000円。2項児童福祉費、補正額48万6, 000円、計6億5, 383万8, 000円。

4款衛生費、補正額737万5,000円、計3億1,695万9,000円。1項保健衛生費、補正額737万5,000円、計1億9,391万1,000円。

6 款農林水産業費、補正額1,720万2,000円、計8億2,064万5,000円、1項農業費、補正額1,651万2,000円、計8億29万3,000円。2項林業費、補正額69万円、計2,035万2,000円。

7款商工費、補正額40万7,000円、計2,219万4,000円。1項商工費、同額でございます。

8 款土木費、補正額1, 180万7, 000円、計4億3, 141万9, 000円。 2 項道路橋りょう費、補正額606万4, 000円、計2億6, 659万4, 000円。 3 項河川費、補正額122万5, 000円、計338万8, 000円。 4 項住宅費、補正額328万5, 000円、計616万1, 000円。 5 項都市計画費、補正額123万3, 000円、計1億3, 719万1, 000円。

次のページをお願いいたします。

10款教育費、補正額4,016万4,000円、計9億1,710万6,000円。2項小学校費、補正額903万6,000円、計2億3,661万2,000円。3項中学校費、補正額122万2,000円、計9,042万1,000円。4項幼稚園費、補正額177万4,000円、計1億547万円。5項社会教育費、補正額2,940万5,000円、計2億9,277万5,000円。6項保健体育費、補正額127万3,000円の減、計1億3,365万5,000円。

歳出合計、補正前の額55億7,906万5,000円、補正額1億7,080万5,000円、計57億4,987万円でございます。

続きまして、75ページの1をお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

変更でございます。臨時財政対策債等の借入限度額の確定を受けての補正となっております。 表中、左側が補正前、右側が補正後でございます。

今回の補正は、借入限度額を補正前の2億3,500万円から補正後2億4,162万3,000円とするもので ございます。

77ページから78ページは、歳入歳出事項別明細書総括表でございます。説明を省略させていただき

ます。

80ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

上から2番目の枠でございます。11款、1項、1目地方交付税、補正額1,426万5,000円は、地方交付税の確定によるものでございます。

81ページをお願いいたします。

上の枠、下の段、15款、2項、9目、がんばる地域交付金、補正額3,364万7,000円は、国の25年度 補正予算に計上されたもので、交付見込みによるものでございます。一般財源として取り扱うもので ございます。

充当事業につきましては、南小学校体育館工事、北小擁壁工事、中学校グラウンドトイレ、倉庫改修工事を県と調整中でございます。

下から2番目の枠、上の段でございます。16款、2項、2目民生費県補助金、補正額3,903万円は、 説明欄にある再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金で、隣保館に設置する太陽光発電設備に 充当するものでございます。

この下、4目農林水産業費県補助金、補正額1,008万円は、歳出の経営体育成支援事業補助金で、 2月大雪による雪害に対する変更によるものでございます。

82ページをお願いいたします。

下から2番目の19款、1項、1目基金繰入金、補正額39万2,000円は、説明欄にある財政調整基金からの繰り入れの減で、繰越金による財政調整基金への法定積み立て分等の残金777万9,000円を減額するものでございます。

また、義務教育施設整備基金繰入金817万1,000円は、歳出の北小学校整備事業の工事費の増額分を繰り入れるものでございます。

この下の枠、20款、1項、1目繰越金、補正額4,636万8,000円は、前年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

83ページをお願いいたします。

真ん中の枠21款、4項、4目雑入、補正額1,033万8,000円の主なものは、2節民生費雑入で、説明欄にある福祉センター管理運営費余剰金538万9,000円でございます。

下の枠、22款、1項、1目臨時財政対策債、補正額662万3,000円は、臨時財政対策債の借入額の確定によるものでございます。

85ページ以降は、歳出の事項別明細書でございます。

86ページをお願いいたします。主なものについてご説明させていただきます。

2段目、2款、1項、8目財政調整基金費、補正額2,400万円は、繰越額の確定を受けて財政調整 基金に積み立てるもので、法定積立分、繰越金の2分の1以上を計上させていただくものでございま す。この2つ下の段、11目コミュニティ教養施設費、補正額852万2,000円は、15節工事請負費で諸経費の高騰に伴いコミセン改修、太陽光発電システム設置の各工事請負費を計上させていただくものでございます。この下の段、12目電算管理費、補正額810万5,000円の主なものは、13節委託料でマイナンバー法導入に伴う電算委託料を計上させていただくものでございます。

87ページをお願いいたします。

下の枠、上の段でございます。

3款、1項、1目社会福祉総務費、補正額565万3,000円の主なものは、25節積立金で、25年度福祉センター指定管理運営事業費の確定に伴い、余剰金を社会福祉施設整備基金への積立金538万9,000円を計上させていただくものでございます。この下の段3目、障害者福祉費、補正額643万9,000円は、19節負担金、補助及び交付金で、新規申請2件分の自立支援医療費負担金を計上させていただくものでございます。

一番下の段でございます。 6 款地域改善費、補正額3,893万8,000円の主なものは、次のページ、15 節工事請負費3,900万円で、隣保館に太陽光発電設備を設置する工事請負費を計上させていただくも のでございます。

89ページをお願いいたします。

真ん中の枠、4款、1項、2目予防費、補正額737万5,000円の主なものは、13節委託料724万5,000円で、説明欄にある予防接種委託料は、予防接種法の改正により、水痘、高齢者肺炎球菌ワクチンが定期化されたことにより、予防接種委託料を計上させていただくものでございます。

90ページをお願いいたします。

2段目、6款、1項、2目農業総務費、補正額258万3,000円の主なものは、2節給料170万8,000円、3節職員手当等24万円、4節共済費42万8,000円で、職員の病気に伴う人事異動で10款、6項、1目保健体育総務費と入れかえるもので、10月から3月分までの職員給与費を計上させていただくものでございます。

下から2段目、6款、1項、3目農業振興費、補正額1,265万1,000円は、19節負担、補助及び交付金で説明欄にある被災者向け経営体育成支援事業で資材高騰に伴う補助金を計上させていただくものでございます。

少し飛ばしまして、95ページをお願いします。

下の段でございます。10款、2項、3目学校建設費、補正額849万5,000円の主なものは、15節工事請負費で、817万1,000円、北小学校整備事業の擁壁工事に伴い、基礎補強による工事請負費を計上させていただくものでございます。

少し飛ばしまして、98ページをお願いいたします。

上の枠、下の段でございます。10款、5項、1目社会教育総務費、補正額2,936万円の主なものは、 25節積立金2,000万円で、社会教育施設整備基金への積立金を計上させていただくものでございます。 この下の枠、10款、6項、1目保健体育総務費、補正額237万5,000円の減は、2節給料、3節職員 手当等、4節共済費の減で、6款、1項、2目農業総務費のところで説明申し上げた職員給与費の入 れかえを行うものでございます。

100ページをお願いいたします。

給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

- ○7番(南 千晴君) 85ページの地域創生ふるさと応援事業ということで予算が、企画費約160万ですか、合計で載っているんですが、この事業の内容について詳細を説明していただきたいのと、報 償品というものが100万円ということで、この中身に関して説明をお願いします。
- ○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) この内容につきましては、ふるさとや応援したい自治体に寄附したいというふるさと納税制度があると思うんですけれども、これを活用して、今まで本村でやっている内容については、通知とかやってやっているアナログというような感じの形でやっているんですけれども、それをネットの中に入れて寄附してもらうという新たな制度をつくるということで考えているものです。

ここにある報償品の100万円につきましては、寄附していただいた方に地域の特産品を贈っている ということでございまして、本村につきましても、寄附してくれた方に村の特産品を贈るということ で100万円を計上させていただきました。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

- ○7番(南 千晴君) この100万円分は寄附が幾らに対してどのくらいをやるから100万円、何件分というか、何というんですかね。件数だと人によって金額が違うと思うので、寄附が幾ら集まる分に対しての100万円なのか、教えてください。
- ○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 議案書の82ページの中ほどに、18款、1項、1目で補正額200万とある

と思うんですけれども、今回の補正で寄附金200万円ということで見込んでおります。それに対して お礼品という形で100万円を見込んでいるものでございます。

○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 200万円に対して約50%、物というか、特産品で、寄附いただいた分を返すというか、そういった仕組みで、ネットを利用するということなんですけれども、今、いろんなサイトで、納税に関してありまして、本当に各自治体がふるさと納税を集めるためにいろんなことを考えながら寄附集めをしているような状況です。また雑誌や本が、ここにすると得だよというようなことで特集されたりしている時代であって、各自治体のふるさと納税するとどういうものが返ってくるとか、どういう特典があるというのが、ネットを見れば比較ができる状況であります。

例えば西伊豆町だったりすると、3万円を寄附すると、スキューバ体験ができるというものだったり、10万円以上になると、ライセンスも取れて、2泊3日でできる。そういう体験をするところもあれば、中之条とか草津町のほうに、榛東と同じなんですけれども、約半額を町で使える金券としてお返しする。例えばそうすると、3万円寄附しますと、1万5,000円分の中之条町で使える金券が戻ってきて、旅館に泊まれたり、飲食ができたり、いろんなことに使えるという券があって、非常に私もそれ知ったときに、ああ、すごくいいなと。ただ物のやりとりだけでなくて、来てもらって、そこでまたお金を使えるという。ただ寄附しただけで終わらないシステムがすごくいいなと思ったんですけれども、でも榛東は今、特産品を上げると。

特産品も、サイトを見ると、例えば有名なブランドの品物がもらえたりする。何とか牛だとか何かそういうものであると、結構人気が高いようなんですけれども、もともと榛東はそんなに地名度というか、そういうものも低いですし、農畜産物のブランドという部分に関しても、まだまだな部分があると。

報償品ということであるんですけれども、ただ特産物という、今言っていましたけれども、ほかにもいろいろな方法があると思いますし、例えば榛東村の場合は、あまり宿泊施設がないので、使ってもらえないんじゃないかという考えもありますけれども、例えばゴルフ場があったり、飲食店もたくさんありますし、そこで来てもらって使えるようなシステムのほうが、さらに榛東に対しても近くなるような気がするので、一度検討していただければなと思うんですけれども、村長、いかがですか。〇議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 貴重な意見、ありがとうございます。

本当に今、各自治体とも、ふるさと納税を確保しようとして、本当に目を大きくしてやっていると ころでございます。榛東村でもそういったものに、今まではふるさと納税ということで、榛東村が好 きだからということで納めてもらった今までの経緯がございます。去年度にしては決算では七十何万 上がっていると思うんですけれども、それよりはもう少し進歩した中でネットに上げて、そしてふる さと納税をしたいということと同時に、あそこの品物を私は食べてみたいとか、欲しいとか、今言われる、泊まってみたいとかというような希望が出て、今度は納める側がそのネットの中で判断をして、それでやってくれるということでございます。それで、先ほどから言われておりますように、村に上がるのは少ないけれども、地域に50%落とせれば、もう少し活性化になるんではないかというお互いの考え方で、そういうシステムづくりがあると思います。

今、議員がおっしゃいますいろいろなものについては、この議案が通りましたら、そういうことを、ちょうど議員が言われているようなことをこちらも計画しているんですけれども、村のいいところを内外に来ていただく中でもやるし、それから1つの例といえば、榛東村だって榛名牛という、本当のいい肉を生産しているわけですから、そういったものも全部精査して、それでその生産者とも話し合いをしながら、ネットにラインアップしていくという考え方でおりますので、応援をよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。 10番岩田好雄君。

[10番 岩田好雄君発言]

○10番(岩田好雄君) 10番岩田です。

86ページの11目、15節の工事請負費、コミセン改修工事なんですが、これもう一回説明してもらえますか。

○議長(金井佐則君) 村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 今回の工事の請負につきましては、先ほど財政課長が説明したとおり、 コミセンの改修工事、それと今年度各コミセンに太陽光の発電システム、これを設置する予定です。 そちらの両方のところにつきまして、今回発注するということで設計を組んだところでございます。

その設計につきましては、建築ですから、県の基準単価があります。それにないものについては 物価本積算資料、それにないものについては、また見積もりという形で設計を組んでるわけなんです けれども、大幅な資材の高騰、それと諸経費につきましては、国交省の経費を使っていたんですけれ ども、これが昨年までは国交省の経費がそのままずばりではなく、多少減った形で経費が積算をされ ておりました。これが今年度から国交省の経費を丸々見るという形になったわけです。当初予算では その経費を見たところによります、あと資材の高騰ですか、これによりまして、要するに工事費が不 足するということで、今回補正をさせていただいたところです。

○議長(金井佐則君) 10番。

[10番 岩田好雄君発言]

○10番(岩田好雄君) 改修の部分だけでいいんだけれども、何て言ったらいいのかな……

○議長(金井佐則君) 何、何区やるとかという、そうじゃないの。

[10番 岩田好雄君発言]

- ○10番(岩田好雄君) いや、区のコミセンの改修なんだけれども、当初計画したものは、行政区に1,000万、それと戸数に応じて5万円の部分だけでは足りなくて補正をとるという、そういう意味でいいんですか。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 議員がおっしゃるとおりです。

それで、今まではコミセンの改修事業ということで、1行政区当たり戸数掛ける5万円を補助していたと、全額。それでその中で事業をしてもらっていたと。12区、18区、19区……。ああ、9区、9区、ごめんなさい。それから13区。これは調整交付金の特別分ということで1,000万円をプラスさせていただいて、工事をずっとしてきました。

今回は17区なんですけれども、17区が今までの戸数掛ける5万円で工事を行いますというと、先ほど課長が言われましたように、いろいろなシステムとか、それから資材の高騰とかで、見積もりをかけますと、地元の負担金が380万以上にふえちゃうんですよ。17区分として、今までの状況でやると。というと、今までは一律改修が済むまでは村が負担しますよというお話の中でこういうふうに進めてきたので、今回、戸数掛ける7万円ということで計上させていただいて、そして地元負担の軽減、あるいは指定しなくてもできるというシステムというか、改正をうちのほうでして、今回補正を上げさせていただいたということでございます。

○議長(金井佐則君) 10番。

[10番 岩田好雄君発言]

○10番(岩田好雄君) 先ほど言った12区、13区、あと9区ですか……。18区か。この演習場の隣接区は調整交付金が上乗せになって、なおかつ一律戸数掛ける5万円のほかに、まだ個人負担があったわけです。それで今回、そういった部分が今回の17区にあるんだかないんだか。それと、今後もこういう積算単価が上がってくる場合には、今までの行政区負担の整合性もあるんですが、一切これからは行政区の中の個人負担はなくて、必要の部分は村が負担していくんだか、その辺の見解をお願いします。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 先ほど村長が言ったとおり、事業費の上限額というんですか。この関係 について、世帯当たりを5万円から7万円に変えたというお話をしたわけですが、これが一つの基準 だということで、村は考えております。

ですから、それとプラス500万ですか、均等割。これをオーバーした分については地元負担を求め

ていくということで、今考えています。ですから、当分の間はこの形で進めていきたいと、そんなふ うに考えています。

○議長(金井佐則君) 10番。

[10番 岩田好雄君発言]

○10番(岩田好雄君) そうすると、今まで演習場の周辺の地区においては、個人負担が、たしか 12区の場合は1戸3万6,000円あったと思うんですよ、補助のほかに。だけれども、今回はこういう ことで、基準の補助単価を上げていくから個人負担がないと。そういうことで、これからもこういう ふうに基準を変えていくということで、今まで改修が済んでいるところの不公平感というんですか。 そういうものがあるように感じるんですけれども、その辺は村長、どうですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) この事業について、いろいろの交付金なり、それから地元の負担なりを考えた中で、工事負担という限度額があります。それを超えたものについて、行政が工事負担をする以上の要望で各区がやった分については、これは地元負担ということで考えていただけないと、そうじゃないと、どこでも同じ工事じゃないんで、そういうことが出てきます。

それで、12区の場合は、平成14年に行いまして128戸で5万円の640万、村が出して、それで均等割額というので500万。そして先ほど言った調整交付金というので1,000万出しております。そしてその中で、工事負担額の上限を超えた分について、今言われる1戸当たり3万何がしですか、オーバーしているのが、348万5,000円ですか、これが地元の負担ということになって、これについては18区もそういう状況でございます。

だから、先ほど言われますように、上がった理由というのは、消費税のアップ、資材の高騰、それから実務的なものでの積算する状況が違ってきたということで、5万円から7万円にアップして、それで地元の負担を限度額までは、そこまで上げて村は見ますけれども、あとふえた分については、地元の要望でふえているということで、その分については地元に負担してもらうという考えでおります。 〇議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

11番岸昭勝君。

[11番 岸 昭勝君発言]

- ○11番(岸 昭勝君) 89ページ、予防費。それで、委託料として724万5,000円ですか。予防接種、一般経費で、肺炎球菌の予防接種ということなんですけれども、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。
- ○議長(金井佐則君) 健康・保険課長。

[健康·保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長(小野関 均君) 高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種、これにつきましては、予

防接種法の改正によりまして、水痘、水ぼうそうですか、それと高齢者の肺炎球菌ワクチンが、これ までは定期ではなかったんですけれども、定期接種ということで、行政の責任というかで実施をする ということに変わるということです。

今までは村で単独で年齢制限を設けたり、隔年で実施をしたりというふうにしていたんですが、法 律が変わったことによって、村で責任を持って接種をしなさいと。関係者に接種をしなさいというふ うに、そういうことになったことで、今回該当者に接種の機会が与えられたと。その経費については、 村がお金を持つということで、今回補正をさせていただきました。

以上です。

○議長(金井佐則君) 11番。

[11番 岸 昭勝君発言]

- ○11番(岸 昭勝君) ちょっと聞いたことによると、70歳以上ということを聞いたんですけれど も、その辺はどうですか。年齢的な制限とか、そういうのはないですか。
- ○議長(金井佐則君) 健康·保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長(小野関 均君) 今まで定期接種の前については、任意接種ということでやっていたときに、高齢者ということで70歳だったと思うんですけれども、今回は65歳から実施をします。ただし、年齢的には65歳、70歳、75歳、80歳というふうに5歳刻みで対象者を限定させていただいております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 11番。

[11番 岸 昭勝君発言]

- ○11番(岸 昭勝君) 70歳になったんで、今回これをやろうかと思って、関係機関に相談しよう と思っているんですけれども、この手続とかそういうのはどういうあれですか。
- ○議長(金井佐則君) 健康·保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長(小野関 均君) 10月1日以降、村と渋川管内の医師会と契約をしまして、定期接種をするようになるんですが、その前に該当者の方には、予診票ということで、何というんですかね、現在の体の状況とかを書いていただいたりする書類をお送りします。その予診票を持って医療機関に行ってもらうということで、予診票の届かない方は、ことしは該当年齢ではないというふうにご理解をいただきたいと思います。

それと、肺炎球菌につきましては、定期接種になったんですが、金額、接種料が高かったりすることと、それから渋川、北群馬ですかね、榛東、吉岡、渋川市、それから医師会との相談によりまして、自己負担金を2,000円いただくということで実施をします。よろしくお願いします。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。 8番松岡好雄君。

[8番 松岡好雄君発言]

○8番(松岡好雄君) 88ページ、お開きください。いいですか。工事請負費3,900万。隣保館で太陽光発電だと思うんだけれども、たしか屋根、自分としては屋根で十分だと思うんだけれども、それ1点と、それから15キロということでたしか聞いたと思ったんだけれども、何枚ぐらい、15キロですと何枚パネルが必要で、キロ数にして何キロぐらいか、お知らせください。

○議長(金井佐則君) 早川住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長(早川雅彦君) この太陽光パネルの設置につきましては、設計の中で、現在の構造の中で屋根に載せることで、耐えられるかどうかというものをよく精査をしていきたいと考えております。万が一、今の構造の中で耐えられないということになった場合には、地上設置も視野に入れていきたい、そんなふうに考えているところでございます。

また、パネルの枚数でございますけれども、これについては、メーカーの製品によって枚数が分かれてくるという部分がございます。まだどのメーカーのものを採用する、そこまで決定しておりませんので、枚数については確定した数値は申し上げられませんけれども、少ない場合には二十七、八枚。あるいは多いものでは40枚を超えると。そのくらいのところで見込んでいるものでございます。

○議長(金井佐則君) 8番。

[8番 松岡好雄君発言]

○8番(松岡好雄君) じゃ、もう一回。

その二十七、八枚という枚数が出たんじゃ、キロ数もわかると思うんだけれども、あれはたしか隣保館は骨組みは鉄骨でできていると思うんだけれども、重量に耐えられないほどちゃちな――ちゃちなと言っちゃ失礼だけれども、そんな屋根なんですか。

○議長(金井佐則君) 住民生活課長。

[住民生活課長 早川雅彦君発言]

○住民生活課長(早川雅彦君) 重さについては、先ほど申し上げましたように、どのメーカーのパネルを使うというものがまだ決定してございませんので、具体的に何キロになるかというのは、まだ出てございません。

また、屋根でも大丈夫ではないかというご指摘でございますけれども、この屋根に乗せる場合に、 その建物の構造計算書というのがございます。その構造計算の中で、現在どのくらいの重量が見込ん であるか。その辺をよく精査をしたいと思っておりますけれども、その中で余裕が見込んであれば、 屋根でも可能かもわかりません。しかし、余裕がなくいっぱいいっぱいぐらいにつくってありますと、 これを乗せることによって負荷に耐えられないということになった場合には、例えばかわらを一部お ろして軽くして乗せるとか、さまざまなことが、工法が検討されます。そういったことを踏まえまして、屋根に乗せるのがいいのか、あるいは地上設置を選択するのがいいのか。それについて今後見きわめをしていきたいと、そのように考えております。

○議長(金井佐則君) 8番。

[8番 松岡好雄君発言]

○8番(松岡好雄君) これで終わり、質問は。

敷地内という予定もあると思うんで、多分屋根がだめの場合は敷地内ということなんだけれども、 その敷地内の場合において、あの場所でどの辺に置くか、それ説明ください。

○議長(金井佐則君) 住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

- 〇住民生活課長(早川雅彦君) 万が一地上設置ということになった場合に、現在適地であると考えておりますのは、学習センターの南側の前の駐車場がございます。その一番東側の部分、一部植栽コーナー等がございますけれども、そういった東側の隅を活用したらどうかというふうなことを視野に入れております。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

- ○村長(阿久澤成實君) 屋根か地上かということでございますけれども、積算をして、まあ大丈夫 だよとなっても、想定外の雪が降ります。そのときに、やっぱり荷重に耐えられないというような心 配もあるので、私としては地上の方が管理も楽だし、そういう心配がないのかなという考えだけは持 っています。
- ○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第54号 平成26年度榛東村一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり可決すること に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 賛成11名、反対1名。賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第55号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算

(第1号) について

○議長(金井佐則君) 日程第9、議案第55号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康·保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長(小野関 均君) それでは、平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) についてご説明申し上げます。

歳入の主なものは、平成25年度決算に伴います繰越金の確定によるものでございます。

歳出の主なものは、繰越金の確定による国民健康保険基金積み立ての増額、25年度補助事業の確定 によります国・県からの補助金の償還金等でございます。

議案書の103ページをお願いいたします。

第1表 歲入歲出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

8款共同事業交付金、補正額34万7,000円、計1億8,587万円。1項共同事業交付金、補正額、計と も同額です。

11款繰越金、補正額 1 億8,589万1,000円、計 1 億8,589万3,000円。 1 項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額16億5,370万円、補正額1億8,623万8,000円、計18億3,993万8,000円でございます。

続きまして、104ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費、補正額54万円、計1,103万2,000円。 1 項総務管理費、補正額54万円、計578万9,000円。 9 款基金積立金、補正額 1 億8,185万7,000円、計 1 億8,215万8,000円。 1 項基金積立金、補正額、

計とも同額です。

11款諸支出金、補正額384万1,000円、計609万4,000円。 1 項償還金及び還付加算金、補正額384万1,000円、計585万4,000円。

歳出合計、補正前の額16億5,370万円、補正額1億8,623万8,000円、合計18億3,993万8,000円です。 105ページからの歳入歳出の事項別明細書総括の説明は省略をさせていただきます。 109ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明申し上げます。

8款、1項、1目高額医療共同事業交付金、2節高額医療共同事業交付金、過年度分で34万7,000円は、25年度共同事業余剰金の調整による歳入増でございます。

11款、1項、1目療養給付費交付金繰越金、1節退職分繰越金383万5,000円は、前年度繰越金の確 定によるものでございます。

同じく11款、1項、2目その他繰越金、1節一般分繰越金、1億8,205万6,000円は前年度繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、111ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについて説明させていただきます。

1款、1項、1目一般管理費、13節委託料54万円は、法令改正によりまして、高額療養費の算定基準が見直されたことによりまして、システムの改修が必要となったものでございます。

9款、1項、1目国民健康保険基金積立金、25節積立金1億8,185万7,000円は、繰越金のうち財源 充当した残額を基金に積み立てるものでございます。

11款、1項、3目一般被保険者国県支出金償還金、23節償還金、利子及び割引料は、事業費の確定によりまして、補助金の国庫への還付金6,000円でございます。

同じく11款、1項、4目退職被保険者国県支出金償還金、23節償還、金利子及び割引料は、これも 事業費の確定によりまして、補助金の国庫への還付金383万5,000円でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第55号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり 可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案どおり可決されました。

◎日程第10 議案第56号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

○議長(金井佐則君) 日程第10、議案第56号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康·保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長(小野関 均君) それでは、平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)についてご説明を申し上げます。

歳入は後期高齢者広域連合からの市町村負担金の過年度精算による精算金の雑入の歳入と、それに 伴います一般会計繰入金の減額でございます。

歳出補正は、保険料過誤納還付による増額と、それに伴う後期広域連合への納付金の減額でございまして、歳入歳出ともに予算総額の変更はございません。

議案書114ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

3 款繰入金、補正額15万円の減、計3,232万7,000円。 1 項一般会計繰入金、補正額、計とも同額です。

6 款雑入、補正額15万円、計15万3,000円。 2 項雑入、補正額15万円、計15万2,000円です。 歳入合計、補正前の額1億504万7,000円、補正額はゼロです。計で1億504万7,000円です。 続きまして、115ページをお願いいたします。

歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額4,000円の減、計1億318万6,000円。1項後期高齢者 医療広域連合納付金、補正額、計とも同額です。

3款諸支出金、補正額4,000円、計6,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額、計とも同額です。 歳出合計、補正前の額1億504万7,000円、補正額はゼロです。計1億504万7,000円。

116ページからの歳入歳出事項別明細書総括の説明は省略をさせていただきます。

120ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

3款、1項、1目事務費等繰入金、1節事務費等繰入金、補正額15万円の減。これは過年度精算金の歳入によりまして一般会計からの繰入金を減ずるものでございます。

6款、2項、1目雑入、1節雑入の補正額15万円。これは先ほど説明しましたように、後期高齢者 広域連合からの共通経費に伴う市町村負担金の過年度精算金でございます。

続きまして、122ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金4,000円の減。

下の欄、3款、1項、1目保険料還付金、23節償還金、利子及び割引料4,000円の保険料過誤納納付金が増額となったことによるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第56号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第57号 平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第 1号)について

○議長(金井佐則君) 日程第11、議案第57号 平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康·保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長(小野関 均君) それでは、平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

歳入は、平成25年度決算に伴います繰越金の確定によるものでございます。

歳出の主なものは、介護給付費準備基金への積み立て、国・県支出金償還金が主なものとなっております。

124ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

8款繰越金、補正額2,349万7,000円、計2,349万8,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額10億9,366万2,000円、補正額2,349万7,000円、計11億1,715万9,000円。

次、125ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、補正額23万円8,000円、計2,074万9,000円。 1 項総務管理費、補正額23万8,000円、計952万円。

4 款基金積立金、補正額923万4,000円、計928万5,000円。 1 項基金積立金、補正額、計とも同額です。

7 款諸支出金、補正額1,402万5,000円、計1,407万7,000円、1項償還金及び還付金、補正額、計と も同額です。

歳出合計、補正前の額10億9,366万2,000円、補正額2,349万7,000円、計11億1,715万9,000円です。 126ページからの歳入歳出事項別明細書総括の説明は省略をさせていただきます。

130ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきまして、説明をさせていただきます。

8款、1項、1目繰越金、1節繰越金2,349万7,000円は、前年度繰越金確定に伴うものでございます。

次に、132ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

1款、1項、1目一般管理費23万8,000円は、法令改正によりまして、高額療養費の算定基準に見直されたことによりまして、システムの改修が必要となったものでございます。

次に、4款、1項、1目介護給付費準備基金積立金923万4,000円は、前年度決算による繰越金のうち財源充当しました残額を基金に積み立てるものでございます。

次に、7款、1項、2目国県支出金償還金、23節償還金、利子及び割引料は1,402万5,000円を補正 しまして、平成25年度介護給付費負担金等の確定に伴う精算を行うものでございます。国庫金として 1,208万4,000円、支払基金へ194万1,000円を変換するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質問を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第57号 平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第58号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算

○議長(金井佐則君) 日程第12、議案第58号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第2号) についてを議題といたします。

(第2号)について

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長(清水誠治君) 議案第58号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第2号)について朗読及び説明をさせていただきます。

議案書135ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款繰入金、補正額40万1,000円、計7,691万7,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

4款繰越金、補正額39万4,000円、計39万5,000円。1項繰越金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億4,900万7,000円、補正額79万5,000円、計1億4,980万2,000円。

続きまして、136ページをお願いいたします。

歳出でございます。 1 款総務費、補正額40万1,000円、計6,993万3,000円。 1 項総務管理費、同額でございます。

2款事業費、補正額39万4,000円、計7,935万9,000円。1項事業費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億4,900万7,000円、補正額79万5,000円、計1億4,980万2,000円。

137ページから139ページは、歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。説明は省略させていただきます。

141ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入です。

3款、1項、1目一般会計繰入金、補正額40万1,000円は、機械器具購入等に伴い繰り入れを行う ものでございます。

4款、1項、1目前年度繰越金、補正額39万4,000円は保護者からお預かりした給食費から食材購入費を支出した残金を繰り入れるものでございます。

143ページをお願いいたします。

1款、1項、1目総務管理費、12節役務費、補正額9万8,000円は、前年度に引き続き県の実践協力調理場の指定を受け、栄養士1名が県費により配置となりましたので、要する費用を計上したものでございます。18節備品購入費、補正額30万3,000円ですが、付設の高圧洗浄機が壊れてしまい、更新しようとするものです。使用用途につきましては、雑菌の汚染防止のため、主に食器類の収納ケースの洗浄と、調理室内の排水口及び排水ますの洗浄で、毎日行っているものでございます。

2款、1項、1目事業費、11節需用費39万4,000円は、前年度繰越金を賄い材料費として支出する ものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第58号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第59号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会 計補正予算(第1号)について

○議長(金井佐則君) 日程第13、議案第59号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計 補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 議案第59号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算(第1号)を説明させていただきます。

今回の補正は平成25年度の歳入歳出決算において繰越金が確定し、この繰越金を基金に積み立てる ものです。

議案書の145ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。

款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

3 款繰越金、補正額128万8,000円、計128万9,000円。 1 項繰越金、補正額128万8,000円、計128万9,000円。

歳入合計、補正前の額3,401万1,000円、補正額128万8,000円、計3,529万9,000円。

146ページをお開きください。

歳出です。同じく款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

1款総務費、補正額128万9,000円、計2,735万5,000円。1項総務管理費、補正額128万9,000円、計

2,735万5,000円。

2款管理費、補正額1,000円の減、計724万4,000円。1項管理費、補正額、計とも同額です。 歳出合計、補正前の額3,401万1,000円、補正額128万8,000円、計3,529万9,000円。

147ページから149ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括です。説明は省略させていただきます。

151ページをお開きください。

歳入歳出予算の明細書の歳入です。主なものを説明させていただきます。

3款、1項、1目繰越金、補正額128万8,000円。これにつきましては、前年度からの繰越金でございます。

153ページをお開きください。歳出です。

1款、1項、1目一般管理費、補正額128万9,000円、25節の積立金128万9,000円、説明欄にありますように、自然エネルギー発電運用基金の積立金で同額でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議していただきまして、ご可決いただきます ようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第59号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算(第1号)について、原 案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告書について

○議長(金井佐則君) 日程第14、報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告書について を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地·財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長(山本比佐志君) それでは、健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご 説明申し上げます。

議案書154ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして報告させていただきます。

中段の1の健全化判断比率についてご説明申し上げます。

初めに、実質赤字比率でございます。この比率は、普通会計の実質収支が赤字の場合、その赤字の標準財政規模に対する比率でございます。本村の各会計の実質収支はいずれも黒字またはゼロでございます。したがって、ハイフン該当なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。この比率は、本村のすべての会計の収支額の合計が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。本村は、全会計ともに実質収支はいずれも黒字またはゼロでございます。したがって、ハイフン該当なしとなっております。

次に、実質公債費比率でございます。この比率は、一般会計が負担する全会計の公債費の標準財政 規模に対する比率でございます。本村の平成25年度の過去3年間の平均値は6.2%でございます。

次に、将来負担比率でございます。この比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債額から充当可能な基金の残額などを引いた額の標準財政規模に対する比率でございます。本村はハイフン該当なしとなっております。

以上の1つでも早期健全化基準値括弧内数値以上となった場合は、財政健全化計画を作成し、議会の議決を得ることとなっております。

次に、その下の段でございます。2の資金不足比率でございます。この比率は、各公営企業の資金 不足額の事業の規模に対する割合でございます。本村はいずれの会計も資金不足はありません。した がって、備考のとおりハイフン該当なしとなっております。

以上、ご説明申し上げたとおり、本村の平成25年度決算における一般会計、特別会計、企業会計の 財政の健全化は十分に保たれていることがご理解いただけると存じます。

また、審査意見書につきましては、平成25年度榛東村決算等審査意見書の93ページに、財政の健全 化に関する審査、94ページに経営の健全化に関する審査がそれぞれ掲載されておりますので、後ほど ごらんいただきたいと思います。

以上で健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

◎散 会

○議長(金井佐則君) 以上で、平成26年第3回榛東村議会定例会2日目を散会といたします。 大変ご苦労さまでした。

午後2時22分散会

平成26年第3回

榛東村議会定例会会議録

第 3 号

9月18日 (木)

平成26年9月18日(木曜日)

議事日程 第3号

平成26年9月18日(木曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 委員会議案審査報告(予算・決算特別委員長報告) (報告・質疑)
- 日程第 3 認定第 1号 平成25年度榛東村一般会計決算の認定について(計論・表決)
- 日程第 4 認定第 2号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成25年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 認定第 7号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第 8号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第 9号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の認定につい て
- 日程第12 認定第10号 平成25年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第60号 動産の取得について
- 日程第14 請願・陳情について
- 日程第15 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番 清 水 健 一 君 3番 小 山 久 利 君 小野関 武 利 君 5番 7番 南 千 晴 君 9番 栁 田 キミ子 君 11番 岸 昭 勝 君 金井佐則君 13番

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

村 阿久澤 成 實 君 副 村 長 萩原貞夫君 長 村 上 和 好 君 総務課長 基地·財政課長 山 本 比佐志 君 税務課長 岩田健一君 住民生活課長 早川雅彦君 子育て・長寿 青木 繁君 健康 · 保険課長 小野関 均 君 支 援 課 長 彰君 建設課長 産業振興課長 新藤 清 水 喜代志 君 上下水道課長 小山美子君 久保田 勘 作 君 会 計 課 長 教 育 長 阿佐見 純 君 学校教育課長 清水誠治君 生涯学習課長 清水義美君 岩崎唯雄君 代表監査委員

事務局職員出席者

事務局長 倉持直美 書 記 富澤美田紀

◎開 議

午前9時開議

○議長(金井佐則君) 皆さん、おはようございます。

暑い夏も過ぎまして、ようやく秋らしく、朝晩めっきりと涼しくなってまいりました。しのぎやすい時期になってまいりました。

ただいまから平成26年第3回榛東村議会定例会の第3日目を開会いたします。

なお、本日は民生委員さんほか、傍聴に来ておられます。高橋県議会議員先生にも、きょうは来ていただいておりますので大変緊張しておりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。 なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席と岩崎代表監査委員の出席を 求めておりますが、全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(金井佐則君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。 7番南千晴さん、8番松岡好雄君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 委員会議案審査報告(予算・決算特別委員長報告)

○議長(金井佐則君) 日程第2、予算・決算特別委員会の議案審査報告を議題といたします。 委員長報告を求めます。

予算・決算特別委員会委員長、早坂通君、お願いいたします。

[予算·決算特別委員長 早坂 通君登壇]

○予算・決算特別委員長(早坂 通君) それでは、予算・決算特別委員会の委員長報告を行います。 去る9月11日に当委員会に付託されました認定第1号 平成25年度榛東村一般会計決算の認定について、9月12日9時から15時まで、9月16日9時から12時まで、9月17日9時から11時までの3日間にわたり、執行部には副村長、基地・財政課長、会計課長については通しで出席を求め、課ごとに課長と課長補佐もしくは係長、主査の出席を求め、議会は議長、委員、全員出席のもとに慎重審査を行い、9月17日に採決の結果、原案を全員賛成で認定しました。質疑終了後、小委員会においてまとめを行い、当委員会としての要望書を提出することを決定しました。

なお、委員会審査において、次の8項目の要望以外にも建設的な意見が多く提案されていますので、 それらについても前向きに取り組むことを要望します。

要望書。

- 1つ、村税等の収入未済額が多額にあるので、減らすよう対策を講じること。
- 1つ、事業を行うに当たっては、補助金の確保に努めるとともに補助金の目的に鑑み、適切な運用を図ること。
 - 1つ、電気料削減のために新電力の導入を検討すること。
 - 1つ、子育て支援はもちろんのこと、さらなる少子化対策の充実を図ること。
 - 1つ、防災ラジオが場所によって聞こえない原因を調査し、今後の対策を講じること。
- 1つ、がん検診の受診率を高めるとともに、精密検査の対象となった方には医療機関での受診を啓蒙すること。
 - 1つ、スポーツだけでなく、文化面等においても、壮行金制度を創設すること。
- 1つ、主要施策の成果説明書の記載内容は、成果がわかりやすいよう十二分に精査の上、作成すること。

以上、要望し、委員長報告といたします。

○議長(金井佐則君) 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過と結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、大変ご苦労さまでした。

◎日程第3 認定第1号 平成25年度榛東村一般会計決算の認定について

○議長(金井佐則君) 日程第3、認定第1号 平成25年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。

先に、反対討論から発言を許可します。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 次に、賛成の討論を許可します。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第1号 平成25年度榛東村一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(金井佐則君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第4 認定第2号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について

○議長(金井佐則君) 日程第4、認定第2号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定 についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康·保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長(小野関 均君) それでは、平成25年度榛東村国民健康保険特別会計決算につきましてご説明を申し上げます。

平成25年度国民健康保険特別会計は、歳入では対前年度比3.2%の減、金額で5,814万5,294円の減額となりました。

歳出では、対前年度比率7.9%の減、金額で1億3,445万8,759円の減。2款保険給付費では12.4%、金額で1億3,715万8,182円の減となりましたが、3款後期高齢者支援金は6.1%、金額では1,266万6,806円の増額となりました。9款の基金積立金は4,000万円を積み立てることができました。

決算書の225ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

区分1、歳入総額17億4,771万2,026円、2、歳出総額15億6,181万8,561円、3、歳入歳出差引額1億8,589万3,465円、5の実質収支額は同額でございます。

次に、226、227ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算 現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。なお、不納欠損額、収入未済額の欄につ きましては該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては比較と述べさせていただきま す。

1 款国民健康保険税、調定額6億9,335万3,742円、収入済額4億8,041万4,913円、不納欠損額348万6,500円、収入未済額2億945万2,329円、比較181万4,913円、1項国民健康保険税、同額です。

2款以降につきましては、調定額と収入額が全て同額でございますので、収入済額のみ朗読をさせ

ていただきます。

- 2款一部負担金、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。1項一部負担金、同額です。
- 3款使用料及び手数料、収入済額2万7,315円、比較2,315円。1項手数料、同額です。
- 4 款国庫支出金、収入済額 3 億4,068万3,629円、比較2,477万4,629円。 1 項国庫負担金、収入済額 2 億7,347万1,629円、比較371円の減。 2 項国庫補助金、収入済額6,721万2,000円、比較2,477万5,000円。
- 5 款療養給付費交付金、収入済額1億1,076万2,171円、比較596万1,171円。1項療養給付費交付金 は同額です。
- 6款前期高齢者交付金、収入済額3億4,314万8,618円、比較618円。1項前期高齢者交付金、同額です。
- 7 款県支出金、収入済額9,062万340円、比較4,145万2,340円。 1 項県負担金、収入済額1,162万3,340円、比較340円。 2 項県補助金、収入済額7,899万7,000円、比較4,145万2,000円。
- 8 款共同事業交付金、収入済額 1 億7, 382万9, 129円、比較1, 129円。 1 項共同事業交付金、同額です。
 - 9款財産収入、収入済額7円、比較29万9,993円の減。1項財産運用収入、同額です。
- 10款繰入金、収入済額9,180万3,281円、比較480万7,719円の減。1項他会計繰入金、収入済額9,180万3,281円、比較480万6,719円の減。2項基金繰入金、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。
 - 11款繰越金、収入済額1億958万円、比較1,000円の減。1項繰越金、同額です。
- 12款諸収入、収入済額684万2,623円、比較66万9,623円。1項延滞金、加算金及び過料、収入済額597万840円、比較73万8,840円。2項村預金利子、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。3項受託事業収入、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。4項雑入、収入済額87万1,783円、比較6万7,217円の減。
- 歳入合計でございます。予算現額16億7,814万5,000円、調定額19億6,065万855円、収入済額17億4,771万2,026円、不納欠損額348万6,500円、収入未済額2億945万2,329円、比較6,956万7,026円でございます。

次に、228、229ページをお願いします。

歳出でございます。款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、全て不用額と同額ですので省略をさせていただきます。

1款総務費、支出済額1,034万4,879円、不用額185万6,121円。1項総務管理費、支出済額621万798円、不用額124万2,202円。2項徵税費、支出済額386万7,826円、不用額47万4,174円。3項運営協議会費、支出済額9万300円、不用額12万700円。4項趣旨普及費、支出済額17万5,955円、不用額1万9,045円。

2 款保険給付費、支出済額 9 億6, 765万831円、不用額 1 億1, 091万6, 169円。 1 項療養諸費、支出済額 8 億5, 696万3, 497円、不用額8, 207万3, 503円。 2 項高額療養費、支出済額 1 億242万7, 334円、不用

額2,549万2,666円。 3 項移送費、支出済額ゼロ。不用額15万円。 4 項出産育児諸費、支出済額711万円、不用額255万円。 5 項葬祭諸費、支出済額115万円、不用額65万円。

3 款後期高齢者支援金等、支出済額 2 億1,920万3,921円、不用額1,079円。 1 項後期高齢者支援金等は同額でございます。

4款前期高齢者納付金等、支出済額22万4,695円、不用額5万5,305円。1項の前期高齢者納付金等、同額でございます。

5款老人保健拠出金、支出済額8,094円、不用額5万3,906円。1項老人保健拠出金、同額でございます。

6款介護納付金、支出済額9,304万7,878円、不用額122円。1項介護納付金、同額でございます。

7款の共同事業拠出金、支出済額1億9,009万5,210円、不用額5万790円。1項共同事業拠出金、 同額でございます。

8 款保健事業費、支出済額1,398万1,009円、不用額137万9,991円。1項特定健康診査等事業費、支 出済額993万9,523円、不用額71万477円。2項の保健事業費、支出済額404万1,486円、不用額66万 9,514円。

9 款基金積立金、支出済額4,000万7円、不用額29万9,993円。1項基金積立金、同額でございます。 10款公債費、支出済額ゼロ、不用額1,000円。1項公債費は同額でございます。

11款諸支出金、支出済額2,726万2,037円、不用額71万1,963円。1項償還金及び還付加算金、支出済額2,707万5,842円、不用額64万6,158円。2項指定公費負担医療費立替金、支出済額18万6,195円、不用額が6万5,805円。

12款予備費、支出済額はゼロ、不用額100万円。1項予備費、同額でございます。

歳出合計、予算現額16億7,814万5,000円、支出済額15億6,181万8,561円、翌年度繰越額ゼロ、不用額1億1,632万6,439円、予算現額と支出済額との比較1億1,632万6,439円。

230、231ページから240、241ページにつきましては、歳入の事項別明細書、242、243ページから256、257ページにつきましては、歳出の事項別明細書でございます。

258ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。国民健康保険基金の平成25年度末残高につきましては1億1,003 万193円となっております。

また、主要施策の成果説明書につきましては、147ページから149ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎さん、お願いいたします。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員(岩崎唯雄君) それでは、審査意見書の27ページをお開きいただきたいと思います。 特別会計全体での決算でございますけれども、歳入が37億7,600万円、歳出で35億6,500万円でございます。形式収支、実質収支ともに2億1,100万円でございました。単年度収支で7,800万円ということでございます。前年に比べまして歳入額が3,600万円、歳出額で8,700万円の増でございます。一般会計からの繰り入れについては5億4,500万円と、前年に比べて3,100万円増加しております。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入が17億4,500万円、歳出が15億6,100万円、形式収支、それから実質収支ともに1億8,500万円。 単年度収支が7,600万円ということです。前年に比べますと、歳入で5,800万円、歳出が1億3,400万 円減少しているようです。

歳入について見ますと、予算額に対する収入率が104.15%、調停に対しては89.14%でございます。 不納欠損額は348万円、収入未済額は2億900万円。前年に比べますと、不納欠損が50万円、収入未済額は758万円増加しておるということでございます。

款別の歳入状況は、表になっております。

歳入の過大ついては5件ございます。これはいずれも額の確定が年度末ということでございますので、補正予算への計上は困難であるということで、適切な予算管理が行われているものと認められました。

次のページをお願いいたします。

収入未済及び滞納整理についてでございますけれども、滞納整理の実施状況は関連帳表の管理状況 等について審査を行いました。適切な管理がされているということで確認できました。しかしながら、収入未済額は増加している現況を踏まえて、国民健康保険財政の健全化、税負担の公平性からもさらなる徴収体制、収納対策をお願いしたいと思います。なお、収入未済額の中身はこの表のとおりでございまして、本年度2億900万円、これを一般会計全体で見ますと、一般会計が2億100万円でございました。ただし、一般会計は歳入が51億8,000万円ありますから、約3.9%ぐらいの比率でございますけれども、国保会計においては歳入が17億4,700万円でございますので、約12%の比率を占めるということでいかに大きいかを確認していただきたいと思います。

歳出については93.07%の執行率、前年に比べまして支出額は1億3,400万円減少しております。

下の表の款別決算状況の2番目の保険給付費を見ていただきたいのですが、前年に比べて1億3,700万円減少しております。後から出る介護保険と比べてみていただければと思います。

それから、高額療養費については6件ございましたけれども、医療費の請求が翌々月ということで、 そうならないと判明しませんので、安全値を超えることを考慮したものということであり、予算管理 は適切に行われているものと認められました。

抽出審査については、特に問題はございませんでした。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番早坂通君。

[12番 早坂 通君発言]

- ○12番(早坂 通君) 今、監査委員からも報告がありましたけれども、収入未済額が多いと。この収入未済額が多いという事情も正直に言って私はある程度の内情は理解できるわけなんですけれども、ただ榛東村の保険料は高いというふうによく聞きます。実際に高いだろうというふうにも思います。そういったところで収入未済額をさらに減らしていくということは重要かと思うんですが、課長にお聞きしたいのは、やっぱり榛東村の保険料が高いという原因は何でしょうか。
- ○議長(金井佐則君) 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長(小野関 均君) おっしゃりますように榛東村の健康保険の保険料は、群馬県下でもトップクラスということでございます。それは間違いございません。その原因の中に、確かにこの収入未済が全く影響がないとは申しませんが、平成24年でしたか、急激な医療費の高騰がございまして、翌年度の予算を組むときに歳入の状況が、また国保の順調な運営が見込めないということで保険料の値上げをお願いいたしました。そのときの医療費の高騰は本当にすごいものでして、その後、実際の予算が決まる頃には落ち着いたのですが、それを見て現在の保険料になっているという状況でございます。あの医療費でいくと本当に国保が赤字になる状況だったと思います。

現在は落ち着いてきてはいるのですがどうかというと、全体の給付から見たときに決して保険料が高くて余裕がたくさんあるというような状況ではございません。保険給付費がもう少し落ち着けば、保険料も考えられるというふうに考えております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) 今言った要因プラス、とりわけ榛東村も村として国保会計を運営しているわけなんだけれども、町村に限ってはやっぱり高齢化ということがあって、保険料として収入の高いものは望めない。一方、高齢者ということで病気、医療費がかかるということが大きな一つの要因だろうと思うんですよね。そういったことを考えた場合に、町村単位で国保事業を行っていくということはなかなか厳しいものがあるのではないかなと思っております。

それで、以前に県単位でやるという話がマスコミにも載りましたけれども、その件について現在どうなっているのか、課長、お答え願えますか。

○議長(金井佐則君) 小野関課長。

[健康·保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長(小野関 均君) 今、早坂議員がおっしゃいましたように国保の場合につきましては、高齢化も当然ですけれども、国保の加入者の収入が低いというような状況もありまして、全体のバランスがうまくとれないというようなことがございます。

それから、国保運営の県が統一の話でございますけれども、国での法律が決まりましてそれに向けて群馬県も今調整をしているところでございます。ただ、実際のその調整がどうなるかというようなことはまだ明らかにされてはおりませんが、群馬県下の市町村が集まりまして今どのようにするかということで、県がもとになって会議を進めている状況でございます。実際のめどとしては平成29年か30年くらいには一本化をしたいということで、県も苦労をしているところでございます。ただ、保険料に大きな差がございますので、そこら辺をどのように統一するかということで今調整を図っていると。そういうことでございます。

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) 村長にお尋ねいたします。

今、県段階で検討がされていて、29年、30年ごろに県単位のものが実施できるだろうという予測なんですけれども、ぜひできるだけ早い時期に県段階へ移行できるように一町村の村長として県のほうにも働きかけてほしいんですよね。なおかつ、今いろいろ内容も検討しているということなんですけれども、決して町村が不利になるような内容にはせず、むしろ本当に有利なんて言うとあれですから、市も、町村も公平な内容になるように努力をしていただきたいというふうに思うんですね。その辺の村長の考えと覚悟はいかがですか。

○議長(金井佐則君) 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) これは本当に大事なことであります。そして1年に1回、この国保の総会がございます。そのときには各市町村長の出席が原則なのですけれども、私は3年間ちゃんと出ております。ほかの市町村はまばらだと、ほかのことは言いたくないのですけれども、そういう状況でございます。

そして今、早坂議員が言われるように、国保の全体像を県下一円でやりたいというお話で、ときどきそういうお話が出るのですけれども、まだまだそれにこぎつけるのにはいろいろと問題をクリアしていかなければならない点が町村にも、それから市にもあるということで、先ほど課長が申し上げたように、事務レベルで今調整をしているというところです。

それから、早坂議員が心配するように、市町村も負を負わないような対応をということで、それは 市町村というのがまた別の組織がございますので、そういったところでまた市町村としてはどういう 対応をしていくかと。それから、市のほうでは市のほうで対応というのが出てくると思うんですよ。 このお話を総会等で出させていただいて、それで整合性を図って、市にも、町村にも負がないと、プラスになっていくんだよというものを見出しながら検討をし、そして進めていきたいと、このように思っています。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第2号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定する ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第5 認定第3号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

○議長(金井佐則君) 日程第5、認定第3号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認 定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

[健康·保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長(小野関 均君) それでは、平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算につきましてご説明を申し上げます。

平成25年度後期高齢者医療特別会計は、保険料等の変更もなく、歳入歳出において対前年度比率では1.37%、金額では135万6,695円の増でございました。

歳出の1款総務費では、率で37.8%の減、金額で114万7,657円の減となっております。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金は率で2.6%、金額で260万3,652円の増額でございました。

決算書の261ページをお願いいたします。

実質収支に関する調でございます。

区分 1、歳入総額 1 億53万9,586円、2、歳出総額、同額でございます。3、歳入歳出差引額はゼロ、5 の実質収支額もゼロでございます。

次に、262、263ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。なお、収入未済額の欄につきましては該当項目のみ、 予算現額と収入済額との比較につきましては比較と述べさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、調定額6,952万300円、収入済額6,943万6,100円、収入未済額8万4,200円、比較56万4,900円の減。1項後期高齢者医療保険料は同額です。

2款以降につきましては、調定額と収入済額が全て同額でございますので、収入済額のみ朗読をさせていただきます。

- 2款使用料及び手数料、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。1項手数料は同額です。
- 3款繰入金、収入済額2,987万4,729円、比較67万7,271円の減。1項一般会計繰入金、同額です。
- 4款の繰越金、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。1項繰越金、同額です。
- 5 款諸収入、収入済額700円、比較4,300円の減。1項延滞金、加算金及び過料、収入済額ゼロ、 比較2,000円の減。2項償還金及び還付加算金、収入済額700円、比較1,300円の減。3項預金利子、 収入済額ゼロ、比較1,000円の減。
- 6 款雑入、収入済額122万8,057円、比較1,943円の減。1項滞納処分費、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。2項雑入、収入済額122万8,057円、比較943円の減。

歳入合計、予算現額1億179万円、調定額1億62万3,786円、収入済額1億53万9,586円、不納欠損額ゼロ、収入未済額8万4,200円、予算現額と収入済額との比較125万414円の減でございます。

次に、264ページ、265ページをお願いします。

歳出です。款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、全て不用額と同額ですので省略をさせていただきます。

- 1 款総務費、支出済額188万3,979円、不用額62万21円。 1 項総務管理費、支出済額84万5,440円、不用額10万1,560円。 2 項徵収費、支出済額103万8,539円、不用額51万8,461円。
- 2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額9,865万4,907円、不用額42万9,093円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額です。
 - 3 款諸支出金、支出済額700円、不用額1,300円。1項償還金及び還付加算金、同額でございます。 4款の予備費、支出済額ゼロ、不用額20万円。1項予備費、同額です。

歳出合計、予算現額1億179万円、支出済額1億53万9,586円、翌年度繰越額ゼロ、不用額125万414円。予算現額と支出済額との比較125万414円でございます。

266、267ページから268、269ページにつきましては歳入の事項別明細書、270、271ページから272、273ページにつきましては歳出の事項別明細書でございます。

また、主要施策の成果の説明書につきましては、153ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願い申し上 げます。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎さん、お願いいたします。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員(岩崎唯雄君) それでは、33ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

決算額は歳入歳出ともに1億54万円、前年に比べて135万円のプラスでございます。

収入率については98.77%ということでございます。不納欠損はございませんが、収入未済は8万4,000円発生しております。なお、収入未済については前年度においてゼロになったのですけれども、また当年度において8万4,000円復活というか、できてしまったことは残念でございます。額は大したことはないと思いますけれども、こういったことに早期の解消に努めていただきたいというふうに思います。

歳出については、98.77%の執行率、款別の歳出決算状況は表のとおりでございます。

抽出審査においては、特に問題はございませんでした。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。 ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

「「なし」の声あり〕

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第3号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第6 認定第4号 平成25年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について

○議長(金井佐則君) 日程第6、認定第4号 平成25年度榛東村介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康·保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長(小野関 均君) それでは、平成25年度の介護保険特別会計決算についてご説明を申し上げます。

介護保険特別会計決算は、平成24年度から平成26年度までの3カ年を計画期間とする第5期介護保険計画によりまして、介護保険料を7段階、33%の改定をさせていただきました中間年度の決算でございます。

歳入総額におきましては、対前年度比6.29%の増となりました。

歳出においては、対前年度比6.3%、金額で5,677万4,600円の増額となりました。

2款の保険給付費は、対前年度比5.05%、金額で4,350万6,434円の増となっております。

決算書の277ページをお願いいたします。

実質収支に関する調でございます。

区分1、歳入総額9億8,103万8,204円、歳出総額9億5,753万9,325円、歳入歳出差引額2,349万8,879円、5、実質収支額、同額でございます。

続きまして、278、279ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算 現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。なお、不納欠損額、収入未済額の欄につ きましては該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては比較と述べさせていただきま す。

1 款保険料、調定額 2 億1,083万8,888円、収入済額 2 億598万4,556円、不納欠損額106万2,268円、収入未済額379万2,064円、比較372万1,144円の減でございます。 1 項介護保険料は同額です。

2款以降につきましては調定額と収入済額の欄が全て同額でございますので、収入済額のみ朗読をさせていただきます。

- 2款使用料及び手数料、収入済額600円、比較400円の減。1項手数料、同額です。
- 3 款国庫支出金、収入済額 2 億1,716万8,354円、比較394万2,646円の減。 1 項国庫負担金、収入済額 1 億6,936万6,839円、比較161円の減。 2 項国庫補助金、収入済額4,780万1,515円、比較394万2,485円の減。

4 款支払基金交付金、収入済額 2 億6,520万5,000円、比較 4 万9,000円。 1 項支払基金交付金、同額です。

5 款県支出金、収入済額1億3,786万4,624円、比較556万8,376円の減。1項県負担金、収入済額1億3,453万4,016円、比較469万9,984円の減。2項県補助金、収入済額333万608円、比較86万8,392円の減。

6款財産収入、収入済額6,250円、比較5,250円。1項財産運用収入は同額です。

7 款繰入金、収入済額 1 億3, 239万8, 470円、比較796万530円の減。 1 項一般会計繰入金、収入済額 1 億3, 239万8, 470円、比較795万9, 530円の減。 2 項基金繰入金、収入済額ゼロ、比較1, 000円の減。

8款繰越金、収入済額2,220万6,450円、比較450円。1項繰越金、同額です。

9 款諸収入、収入済額20万3,900円、比較4万8,900円。1項延滞金、加算金及び過料、収入済額4万8,500円、比較4万7,500円。2項村預金利子、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。3項雑入、収入済額15万5,400円、比較2,400円。

歳入合計、予算現額10億212万8,000円、調定額9億8,589万2,536円、収入済額9億8,103万8,204円、不納欠損額106万2,268円、収入未済額379万2,064円、予算現額と収入済額との比較2,108万9,796円の減でございます。

次に、280、281ページをお願いいたします。

歳出でございます。款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、全て不用額と同額ですので省略をさせていただきます。

1 款総務費、支出済額1,654万7,177円、不用額193万1,823円。 1 項総務管理費、支出済額702万6,984円、不用額29万5,016円。 2 項徵収費、支出済額66万8,935円、不用額6万6,065円。 3 項介護認定審查会費、支出済額877万9,438円、不用額157万562円。 4 項趣旨普及費、支出済額 7 万1,820円、不用額180円。

2款保険給付費、支出済額 9 億570万685円、不用額3,708万7,315円。 1 項介護サービス等諸費、支出済額 8 億2,568万1,786円、不用額3,213万4,214円。 2 項介護予防サービス等諸費、支出済額3,415万7,855円、不用額215万8,145円。 3 項高額介護サービス等費、支出済額1,518万6,241円、不用額129万759円。 4 項高額医療合算介護サービス等費、支出済額199万9,849円、不用額57万7,151円。 5 項特定入所者介護サービス等費、支出済額2,783万2,530円、不用額83万1,470円、6 項その他諸費、支出済額84万2,424円、不用額 9 万5,576円。

3款地域支援事業費、支出済額1,764万3,408円、不用額461万2,592円。1項介護予防事業費、支出

済額210万5,668円、不用額59万2,332円。 2 項包括的支援事業費・任意事業費、支出済額1,553万7,740円、不用額402万260円。

- 4款基金積立金、支出済額967万250円、不用額750円。1項基金積立金、同額です。
- 5款公債費、支出済額160万円、不用額ゼロ。1項財政安定化基金償還金、同額です。
- 6款予備費、支出済額ゼロ、不用額95万3,000円。1項予備費、同額でございます。
- 7款諸支出金、支出済額637万7,805円、不用額3,195円。1項償還金及び還付金、同額です。

歳出合計、予算現額10億212万8,000円、支出済額9億5,753万9,325円、翌年度繰越額ゼロ、不用額4,458万8,675円、予算現額と支出済額との比較4,458万8,675円です。

282、283ページから288、289ページにつきましては歳入の事項別明細書、290ページ、291ページから306、307ページにつきましては歳出の事項別明細書でございます。

308ページをお願いします。

財産に関する調書です。(1)の基金の平成25年度末介護給付費準備基金残高につきましては、 1,381万4,250円でございます。

(2) の物品につきましては、地域支援事業用として購入をしまして、地域包括支援センターで使用している軽貨物自動車でございます。

309ページをお願いします。

地方債の目的別現在高、地方債借入先別現在高でございます。群馬県介護保険財政安定化基金480万円を平成23年度に借り入れをし、24、25年度に160万円ずつ償還いたしました。

主要施策の成果説明書につきましては、157ページから159ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。お願いいたします。

〔代表監查委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員(岩崎唯雄君) それでは、36ページをお願いいたします。

介護保険特別会計について申し上げます。

歳入が9億8,100万円、歳出で9億5,700万円で、形式・実質ともに2,300万円のプラスでございます。前年に比べてこれは歳入が5,800万円、歳出で5,600万円の増加でございます。

収入について申し上げます。収入率が97.9%、不納欠損額で106万円、収入未済が379万円で、不納 欠損、収入未済ともに前年に比べて31万円増加している現況でございます。

款別の歳入の決算状況は表のとおりでございます。主にこれは保険料と国庫支出と支払基金で大体 構成されていることがわかると思います。それから、収入未済と滞納整理についてでございますけれ ども、適切な管理が行われているということは確認できました。しかしながら、収入未済は増加して おります。特に介護保険特別会計で重要なことは、税金と違いまして保険料ということで、時効が2年でございます。ですから、管理、それから収入未済額の解消に向けて、さらなる努力をお願いしたいというふうに思います。

歳出でございますけれども、執行率が95.55%ということで、款別の歳出状況が下の表にございます。この2行目を見ていただきたいのですけれども、保険給付費、これが4,300万円増加しております。前に申しました国保の場合は1億3,700万円、保険給付費が減っているのですけれども、介護保険特別会計については4,300万円増加と。ちなみに、国保の保険給付費が9億6,700万円でございますので、介護保険の給付費と大体近いというのが現況でございます。高額不用額については6件ございましたけれども、介護保険サービス給付費の翌々月の請求というようなことで合併ができませんので、予算管理は適切に行われているものというふうに認められました。

抽出審査については、特に問題はございませんでした。 以上でございます。

○議長(金井佐則君) 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。 ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。 直ちに採決を行います。

認定第4号 平成25年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すること に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで休憩に入ります。この時計で15分より再開します。

午前10時3分休憩

午前10時15分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。

◎日程第7 認定第5号 平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の 認定について

○議長(金井佐則君) 日程第7、認定第5号 平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

早川住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

〇住民生活課長(早川雅彦君) それでは、平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算についてご説明申し上げます。

本特別会計につきましては、昭和46年度から平成8年度までに貸し付けた貸付金の回収事業及び国への起債償還が主なものとなっているものでございます。

決算書の313ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1の歳入総額2,338万8,806円、2の歳出総額、同額でございます。3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額はともにゼロでございます。

続きまして、314、315ページをお開きください。

歳入歳出決算書の歳入でございます。左から款、項、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と称するとともに収入未済額及び比較欄につきましては、金額のある項目のみ朗読をさせていただきます。

1 款県支出金、調定額54万4,000円、収入済額、同額でございます。 1 項県補助金、同額でございます。

2 款繰入金、調定額644万1,056円、収入済額、同額でございます。比較138万4,944円の減。 1 項繰入金、同額でございます。

3 款諸収入、調定額4億2,096万7,043円、収入済額1,640万3,750円、収入未済額4億456万3,293円、 比較138万750円の増。1項貸付金元利収入、同額でございます。

歳入合計、予算現額2,339万3,000円、調定額4億2,795万2,099円、収入済額2,338万8,806円、収入 未済額4億456万3,293円、比較4,194円の減でございます。

続きまして、316ページ、317ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳出でございます。左から款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、全て不用額と同額のため省略をさせて

いただきます。

1款総務費、支出済額12万1,541円、不用額2,459円。1項総務費、同額でございます。

2款公債費、支出済額2,326万7,265円、不用額1,735円。1項公債費、同額でございます。

歳出合計、予算現額2,339万3,000円、支出済額2,338万8,806円、不用額4,194円でございます。

318ページから319ページにつきましては、歳入の事項別明細書でございます。320から321ページにつきましては、歳出決算の事項別明細書でございます。

322ページをお開きください。

地方債の目的別現在高と借入先別現在高が示されてございます。なお、地方債については、平成33 年度が最終償還となっているものでございます。

また、主要施策の成果説明書については、163ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。お願いいたします。

〔代表監查委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員(岩崎唯雄君) それでは、40ページをお願いいたします。

住宅新築資金等貸付特別会計について申し上げます。

決算収支でございますけれども、歳入歳出ともに2,300万円でございます。前年に比べて歳入歳出 予算ともに約100万円の減でございます。

歳入については最終予算に対して収入率は99.98%、調停に対しては5.47%でございます。収入未済額は4億400万円、前年に比べて770万円の増というふうになっております。収入未済及び滞納整理についてでございますけれども、滞納者への定期的な訪問、それから回数の増加というようなことで適切に滞納整理が行われていることが確認できました。これまで納入が滞っていた貸し付け者から納入が行われるということで、今までの取り組みに対して徐々に成果があらわれてきていると。非常に評価すべき点であろうと思います。今後の回収に大きな期待が持てるところでございます。

しかしながら、年度末で4億円超えた現況でございますので、さらに収入未済額の解消に向けて努力を強く望むものでございます。ちなみに、この4億400万円の収入未済は、一般会計と特別会計を合わせて収入未済が8億2,700万円ございます。一般会計が2億100万円、国保で2億900万円、本件が4億400万円ということで、この3件で大部分を占めるというのが現況でございます。

次に、歳出でございますけれども、これは2,300万円、大部分が公債費の償還でございます。

抽出審査においては、特に問題はございませんでした。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第5号 平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第8 認定第6号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定 について

○議長(金井佐則君) 日程第8、認定第6号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認 定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

〇上下水道課長(久保田勘作君) それでは、平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計決算についてご説明をさせていただきます。

決算書325ページをお願いいたします。

公共下水道事業につきましては、国の地域再生法に基づく地域再生計画第2期の認定を受け、平成22年度から26年度まで5カ年の地域再生計画の事業を実施中でございます。26年度3月末の接続戸数ですけれども、1,439戸、81.9%、供用人口につきましては3,975人となっております。

実質収支に関する調書、区分 1 、歳入総額 4 億8, 785万4, 511円、歳出総額、 4 億8, 785万4, 511円、 差引額ゼロ。

326ページ、327ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書、歳入です。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較について朗読させていただきます。

1 款分担金及び負担金、調定額2,448万8,600円、収入済額2,048万6,600円、収入未済額400万2,000円、比較44万6,000円。 1 項負担金、同額。

2款使用料及び手数料、調定額4,518万6,152円、収入済額4,388万7,794円、不納欠損額9,345円、収入未済額128万9,013円、比較207万5,794円。1項使用料、調定額4,511万6,152円、収入済額4,381万7,794円、不納欠損額9,345円、収入未済額128万9,013円、比較205万5,794円。2項手数料、調定額7万円、収入済額、同額、比較2万円。

3 款国庫支出金、調定額 1 億6, 161万2, 000円、収入済額、同額、比較15万8, 000円の減。 1 項国庫補助金、同額。

4款県支出金、調定額170万円、収入済額170万円、比較100万円の減。1項県補助金、同額。

5 款繰入金、調定額 1 億845万8, 487円、収入済額、同額、比較131万8, 513円の減。 1 項繰越金、同額。

6款繰越金、調定額、収入済額ともにゼロ。比較1,000円の減。1項繰越金、同額。

7款諸収入、調定額310万9,630円、収入済額、同額、比較6,370円の減。1項村預金利子、調定額、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。2項雑入、調定額310万9,630円、収入済額、同額、比較5,370円の減。

8 款村債、調定額1億4,860万円、収入済額、同額、比較1,850万円の減。1項村債、同額となって おります。

歳入合計、予算現額 5 億631万8,000円、調定額 4 億9,315万4,869円、収入済額 4 億8,785万4,511円、不納欠損額9,345円、収入未済額529万1,013円、比較1,846万3,489円の減。

328ページ、329ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳出です。支出済額、不用額、予算現額と支出済額との比較について朗読させて いただきます。

1款総務費、支出済額395万3,389円、不用額13万2,611円、比較、同額。1項総務費、同額。

2款建設費、支出済額3億3,271万4,603円。不用額1,642万397円、比較、同額。1項建設費、同額。

3款管理費、支出済額2,187万8,037円、不用額190万7,963円、比較、同額。1項管理費、同額。

4 款公債費、支出済額 1 億2,930万8,482円、不用額2,518円、比較、同額。 1 項公債費、同額となっております。

歳出合計、予算現額 5 億631万8,000円、支出済額 4 億8,785万4,511円、不用額1,846万3,489円、比較、同額となっております。

歳入の330ページ、331ページをお願いいたします。

主なものについてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目受益者負担金、調定額2,448万8,600円、収入済額2,048万6,600円、収入未済額400万 2,000円。1 節現年度分ですけれども、収入済額1,935万600円、収入未済額33万6,000円。歳入の内訳ですけれども、公共分1,527万600円、分納が40戸で、一括が66となっております。特環分で408万円、11戸分となっております。2 節過年度分、収入済額113万6,000円、収入未済額366万6,000円。備考で内訳ですけれども、公共分17戸で111万2,000円、特環分で1戸で2万4,000円。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料ですけれども、調定額4,511万6,152円、収入済額4,381万7,794円、不納欠損額9,345円、収入未済額128万9,013円、1節現年度分ですけれども、収入済額4,332万6,149円、収入未済額73万8,761円。収入の内訳ですけれども、備考で公共分2,419万5,940円、699戸分となっております。特環分で1,913万209円、740戸分となっております。2節の過年度分ですけれども、収入済額49万1,645円、不納欠損額9,345円、これにつきましては2項で6件分となっております。収入未済額55万252円。歳入の内訳ですけれども、公共分12万5,108円、11戸分、特環分で36万6,537円、12戸分となっております。

332ページ、333ページをお願いいたします。

村債ですけれども、8款1項1目下水道事業債、1節で下水道事業債、収入済額1億4,860万円、 内訳ですけれども、流域下水道事業債460万円、特定環境保全公共下水道事業債900万円、公共下水道 事業債1億3,500万円となっております。

336ページ、337ページをお願いいたします。

歳出で2款1項1目13節委託料、支出済額2,973万750円。内訳ですけれども、測量設計業務委託料4,776メートルの実施設計分でございます。15節工事請負費、支出済額2億8,651万9,275円、不用額で1,280万5,725円となっております。内訳ですけれども、特定環境保全公共下水道事業新管築造工事分が2,072万7,000円となっております。公共下水道事業新管築造工事分が11カ所で2億3,378万400円となっております。これにつきましては、主要施策の成果168ページとなっております。舗装本復旧工事につきましては、3カ所で2,762万5,500円となっております。19節負担金補助及び交付金、支出済額483万円、流域下水道の建設負担金でございます。

338ページ、339ページをお願いいたします。

3款1項1目で19節負担金補助及び交付金、支出済額1,822万円。内訳ですけれども、流域下水道維持管理負担金となっております。

4款1項1目償還金の元金ですけれども、元金につきましては支出済額8,048万9,703円、財政融資資金と地方公共団体金融機構となっております。2目の利子ですけれども、支出済額4,881万8,779円。 内訳につきましては財政融資資金、地方公共団体金融機構、あと一時借入利子となっております。

340ページをお願いいたします。

財産に関する調書ですけれども、これにつきましては前年と変わりがございません。 341ページをお願いいたします。 上表、地方債目的別現在高ですけれども、合計の欄で24年度末現在高22億4,116万7,750円、25年度の発行額ですけれども1億4,860万円、25年度の償還額ですけれども8,048万9,703円、25年度末の現在高ですけれども23億927万8,047円となっております。

下の表につきましては、地方債の借入先の現在高となっております。

主要施策の成果につきましては、167ページ、168ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。お願いいたします。

〔代表監查委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員(岩崎唯雄君) 43ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

予算は歳入歳出ともに4億8,700万円、前年に比べまして5,700万円の増加でございます。

歳入については、収入率が96.35%、不納欠損は9,000円、収入未済額は529万円でございます。収入未済額は減少したのですけれども、不納欠損は前年度がゼロでございましたので、単純に9,000円増ということでございます。

款別の歳入状況は表のとおりでございまして、使用料及び手数料は接続エリアがふえましたので拡大したと。国庫支出金については、汚水処理交付金が入ったためでございます。

歳入の課題箇所については、本事業債を確定するのが年度末ということでございまして、補正には 計上ができませんでした。予算管理は適切に行われているものと認められました。

次に、歳入未済及び滞納整理についてですが、適切な滞納整理ができていることが確認できたのですが、前年度に比べて下水道の使用料は増加、受益者負担金はマイナス、この点は評価できるのですけれども、下水道使用料は一過性のものでありませんので、ぜひこの箇所については努力をお願いしたいと思います。

歳出については96.35%の執行率。建設費、公債費が増額しておりますが、款別の決算状況は表に 出ておるとおりでございます。

高額不用額というのが3件ございました。やはり年度末の工事ということでございまして確定ができませんので、補正は難しいということでございます。予算管理は適切に行われているものと認められました。

抽出審査については、消費的事業、投資的事業、それから現地踏査ということで行いましたが、いずれについても問題はございませんでした。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第6号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに替成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第9 認定第7号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について

○議長(金井佐則君) 日程第9、認定第7号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の 認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

〇上下水道課長(久保田勘作君) それでは、平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書345ページをお願いいたします。

平成17年7月1日より長岡地区の農業集落排水施設の供用を開始、平成23年7月1日より広馬場地区の農業集落排水施設の供用開始となっております。26年3月31日末現在の接続戸数ですけれども、長岡地区につきましては389戸、83.7%、広馬場地区につきましては467戸、51.5%となっております。実質収支に関する調書です。

区分1、歳入総額1億2,297万8,866円、2、歳出総額1億2,297万8,866円。差引額ゼロとなっております。

346ページ、347ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書、歳入でございます。款、項、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較を報告させていただきます。

1 款分担金及び負担金、調定額511万円、収入済額499万円、収入未済額12万円、比較66万8,000円。 1 項分担金、同額。

2 款使用料及び手数料、調定額2,716万6,425円、収入済額2,696万5,372円、収入未済額20万1,053円、比較20万1,372円。 1 項使用料、同額。

3 款繰入金、調定額9,101万6,830円、収入済額、同額。比較489万3,170円の減。1項繰入金、同額。 4 款繰越金、調定額、収入済額ともゼロ、比較1,000円の減。1項繰越金、同額。

5 款諸収入、調定額6,664円、収入済額も同額。比較3,664円。1項村預金利子、調定額、収入済額ゼロ。比較1,000円の減。2項諸収入、調定額6,664円、収入済額、同額。比較4,664円。

歳入合計、予算現額1億2,700万円、調定額1億2,329万9,919円、収入済額1億2,297万8,866円、収入未済額32万1,053円、比較402万1,134円の減となっております。

348ページ、349ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書、歳出でございます。款、項、支出済額、不用額、予算現額と支出済額との比較を 朗読させていただきます。

1款総務費、支出済額802万9,591円、不用額9万2,409円、比較、同額。1項総務費、同額。

2款管理費、支出済額3,199万1,367円、不用額392万6,633円、比較、同額。1項管理費、同額。

3款公債費、支出済額8,295万7,908円、不用額2,092円、比較、同額。1項、公債費、同額。

歳出合計、予算現額1億2,700万円、支出済額1億12,297万8,866円、不用額402万1,134円、比較、 同額となっております。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

350ページから351ページをお願いいたします。

1款1項1目分担金、調定額511万円、収入済額499万円、収入未済額12万円、施設現年度分、収入済額497万円。内訳ですけれども、長岡地区分担金で196万円、10戸分、広馬場地区の分担金301万円、29戸分となっております。 2節滞納繰越分、収入済額2万円、収入未済額12万円となっております。

2款1項1目下水道使用料、調定額2,716万6,425円、収入済額2,696万5,372円、収入未済額20万1,053円、1節現年度分ですけれども、収入済額2,689万8,487円、収入未済額16万5,463円、内訳ですけれども、長岡地区の使用料が1,183万4,647円、389戸分となっております。広馬場地区の下水道使用料ですけれども1,506万3,840円、467戸分となっております。2節滞納繰越分、収入済額6万6,885円、収入未済額3万5,590円。収入の内訳ですけれども、長岡地区で4万9,455円、6戸分、広馬場地区の使用料が1万7,430円、3戸分となっております。

352ページ、353ページをお願いいたします。

1款1項1目総務費の27節公課費ですけれども、支出済額273万5,300円、消費税分となっております。

一番下で、2款1項1目管理費、11節需用費、支出済額1,506万1,653円。これにつきましては354ページ、355ページをお願いいたします。355ページの備考欄の一番上ですけれども、電気料、1,304万4,295円となっております。長岡地区が624万8,985円、広馬場地区が679万5,310円となっております。13節委託料、支出済額1,183万9,647円。内訳ですけれども、備考で施設管理委託料1,038万7,800円、電気保安、マンホールポンプ点検、施設補修・維持管理・点検となっております。備考で乾燥汚泥の処分委託費15万3,342円、これにつきましては広馬場地区の乾燥肥料、放射線量が400ベクレルを上回る分につきまして3,470キロを3月末に処分いたしました。それと、肥料登録委託料58万8,000円、これにつきましては広馬場の乾燥肥料の登録となっております。登録名が相馬1号、4月25日に農水大臣の登録許可を受けております。15節工事請負費、支出済額281万4,525円、公共マスの設置14カ所分となっております。

356ページをお願いいたします。

財産に関する調書ですけれども、ここにつきましても前年と同じとなっております。変更はございません。

357ページ、上表で地方債目的別現在高ですけれども、24年度末現在高19億2,762万1,434円、24年度償還額4,518万678円、25年度末の現在高ですけれども18億8,244万756円となっております。下の表につきましては、地方債の借入先の現在高となっております。

主要施策の成果につきましては、171ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員の報告を求めます。お願いいたします。

〔代表監查委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員(岩崎唯雄君) それでは、48ページをお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

決算額の歳入歳出ともに1億2,200万円、前年に比べて700万円の増加ということでございます。

収入率は96.83%、不納欠損はございません。収入未済額は32万1,000円と言うことでございました。 款別の歳入状況の中で、使用料及び手数料が増額しているのは、広馬場地区の接続率が向上したた めということでございます。収入未済額の状況については下の表にございますが、本年度は7万 8,000円の増加ということでございます。額は大きくないといいながらも、下水道使用料、これは毎 月でございますので、これが増加しているということでございます。ぜひ解消に向けた努力をお願い したいと思います。 次に、歳出でございますけれども、96.83%の執行率。主なものは公債費、これが660万円ふえております。

それから、抽出審査については、特に問題はございませんでした。 以上でございます。

○議長(金井佐則君) 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。 ここで質疑を行います。質疑ございませんか。 12番早坂通君。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) 今、監査委員からも報告がありましたけれども、下水道使用料の収入未済額が、これで見ると20万1,053円。ここで言いたいのは、公共下水道のほうの受益者負担金も400万円ぐらい収入未済額があったわけなのですけれども、一見少ないからいいやというふうに思いがちなんだと思うんですね。今までほかの会計なんかもかなり、村税なんかもそうですけれども、昔は結構100%近く収納されていたわけですよね。それで、あるときに下がったということがあるんだと思うんですけれども、そのときにはこのくらいならいいぐらいな感覚が多分行政のほうにもあったと思うんですよね。本来ならば使用料なんていうのは、収入未済額がゼロであるべきものですよね。少額と言っていいかわからないですけれども、それがあるということはこの時点でやっぱりゼロにするように取り組んでいく必要があると思うんですよね。

とりわけ、今の会計はこのままにしておくと、これを軽んじて少ないからいいやと放っておくと、いつの間にか大きな額になってしまうという懸念があるのですけれども、そこで課長にお聞きしたいのですが、今、この下水道使用料の収入未済額についてとっている対策は、どのようなことをしておりますか。

○議長(金井佐則君) 久保田課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長(久保田勘作君) 使用料につきましては、上下水道は一緒に毎月、滞納整理のほうをしております。水道も一緒なのですけれども、毎月の滞納を班別に4班に分けまして、2名ずつ毎月滞納整理をしているわけですけれども、使用料につきましては水道と兼ねていますので、当然、未収の方につきましては停水執行等も実施しております。低所得者の増加というんでしょうか、その辺があるものですから、なかなか滞納整理と成果が結びつかないというような状況でおります。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) ご指摘のことは我々も重々承知しながら運営をさせていただいているところでございます。

1つは、この前も申し上げたように、住民意識が非常に昔から比べて滞納してもいいんだよという

ような雰囲気になってきているような、私から見ればそんな感じがするんです。ですから、この前も 申し上げたように、機会があるごとに住民意識をもう納めなければだめだよという意識に改善してい くということは、これはすぐにはできませんけれども、だんだんとそういうものをことあるごとに啓 蒙していくということが1つ。

それからもう一つは、課長が言いましたように、上下水道が一緒に絡んで徴収されております。そして、未納の方については多分この下水道も一緒に連携しているのではないかというふうに、私は見受けています。

ですから、これから上水道が出てくるわけですけれども、上水道の1カ月の未納金があるということになると、停栓処置をしております。停水というか、水をとめております。通告によって水をとめています、払っていない者については。それが1カ月に3件から10件ぐらい出てくるわけですけれども、それについての処置として、納付の計画でとりあえずそれは現金で納めてくださいよということ、それから納付が一括で無理であるならば分割でもいいからその計画書を出しなさいということ、それでも全然音沙汰がない人についてはもう停栓をしますよという期日を切って、そういう処置をしています。

そうすると、必ず生活に影響することですから、それなりに村にアポをとってくるわけです。そのアポをとったときに1,000円以上納めたら開栓しますよというと、もうおっつかないんですよね。1,000円以下の使用料であればおっつくのだけれども、仮に1,000円納めるからじゃ開けてくださいよといった場合にもそういう状況になっているので、そこのところをもう少し課内で、停栓した金額はどうしても確保するんだという中で開栓を承諾しろという案をつくってくれというので今話してあるんですけれども、いろいろ法律とかを照らし合わせると、村長、なかなかうまくいかないんだよという話なんだけれども。

だけれども、やっぱりそういったものをある程度見せしめに出さないと、いくらたっても小さいものがだんだん膨らんでいってしまう、そういう状況になるので、そうしたところももう少し精査をして、もし取り入れられるものであれば、そういった対策を講じてもらいたいと、このように思っております。

○議長(金井佐則君) 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番(早坂 通君) 昔だと水道なんかをとめると命にかかわるからということでよく言われたんですけれども、今この時代は水道をとめて命にかかわるかというと、コンビニに行けば水を売っているし、どこでも水は飲めるから命にかかわらないというようなことまでにはいかないと思うんです。けれども、ただやっぱりそのバランスは難しいので、その辺はある程度厳しくしないと、要するに納めるべきものですから、ある程度厳しくして徴収するということも絶対に必要なことなんです。ただ、やっぱり水をとめるということは、ある程度人の家庭の状況を考慮して水をとめるというようなこと

をしたほうがいいのかなとも思いますので、いずれにしましても、何だかんだと言ってもゼロにする というのはなかなか難しいと私も思うのです。

ただ住民の意識を変えるということも必要ですし、また今、職員の皆さんの意識も大分変わってきていると思うんです。昔から比べると変わってきていると思うんです。だから、さらに職員の意識も変えていく必要があるのではないかというふうに私は考えるわけです。もし村長のほうでその点について答弁があるようでしたらしていただきたいし、もしないようでしたら結構です。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) この水道料だけではなくて、議会のほうから、特別委員会のほうから、け さ、税の徴収は本当に身にしみてやれよというおしかりを受けながら進めていきたいと思っておりま す。

それで、今までのやり方も悪くはないのですけれども、マンネリ化しているのかなというふうにも思います。そういった点も精査するし、それからもう一つは、ほかの市町村で税収入の未収金が非常に上がって効果を上げている町村がございます。そこのところがどういうふうにしているのかということをお聞きして、それらも参考にしながら取り組んでいこうかなというふうに思います。

私がお聞きしているところでは、その税収を上げているのは第三者機関で税の取り立て、言葉は悪いですけれども、そういう組織があって、そういうところに頼むというと、税の徴収率が上がるよというデータも出ております。ただ、それには手数料がかかりますので、職員が行ってもらってきたのとは違って、その中の何分の幾つは手数料がかかるというリスクはあるわけですけれども、そういったところも精査しながら、これから進めてまいりたいと思います。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑はございませんか。 7番南千晴さん。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 7番南千晴です。

農業集落排水のほうも先ほど監査委員のほうから公債費が今回歳出の部分で大幅に増となって、これは村債の償還が開始されたものというような説明があったのですけれども、今後の村債の償還が何年ぐらいあって、どのくらいの額でいくのか、その推移を推計といいますか、今後の予定を説明してください。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

- ○村長(阿久澤成實君) これの事業の償還、返済期間は52年で終わるつもりでおります。細かいことはまた課長のほうから話をさせます。
- ○議長(金井佐則君) 久保田課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

- 〇上下水道課長(久保田勘作君) 村債の償還のピークですけれども、平成28年から43年まで1億円を超える償還となっております。
- ○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 今まで公共の償還であったり、いろいろな部分があって、今回また新たにこの農集のほうの償還が始まるということで、借金の返済にかかる費用がここからふえていくことが予想されるのですけれども、そのあたりに関して今後の財政にどういう影響があるのか。また、財政運営に関して、どのような部分に注意して運営していくのか。そのあたりの村の考えをお聞かせください。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 本当に危惧される問題で、今からそういうものに取り組んでいかなければならないというふうに思っております。そして、工事は進めておるんですけれども、長岡では389戸で83.6%のつなぎ込み、それから広馬場では467戸で、51.5%のつなぎ込みだということでございます。このつなぎ込みが100%になれば、非常に運営も楽という言いぐさはないのですけれども、資金的には村からの持ち出しが少なくなるということでございます。ですから、事あるごとに管路の工事をした業者さんとか、水道業者さん、皆さん方議員さん、それから区長さんにもお願いして、何とかつなぎ込みをしてくださいという啓蒙はさせていただいているのですけれども、このつなぎ込みの状況が顕著にあらわれてパーセントが高くなってくれば村からの持ち出し、一般財源からの持ち出しというものも少なくなってくるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 南 千晴君発言]

- ○7番(南 千晴君) 村長がおっしゃるように、これから始まるという部分で非常に細かい部分での努力が必要だと思いますので、全体を考えた財政を運営していく必要があるのですけれども、財政課長にお聞きしたいのですけれども、このあたりは特別会計で村債の償還がこれからふえていく中で、一般会計に及ぼす影響といいますか、そのあたりはあるのか。また、その辺を注意していく点があるのか。財政のほうの立場からご意見をお聞かせください。
- ○議長(金井佐則君) 山本基地·財政課長。

[基地·財政課長 山本比佐志君発言]

○基地・財政課長(山本比佐志君) 財政に関する影響はございまして、実質公債費比率がことしは 6.2で、前年度より0.2上がったわけでございますけれども、主な要因としますと公共下水道からの部 分と農集排の部分の繰出金が多くなって、そこに充てる公債費が多くなったということでございます。 そういうことで影響があるということでございます。ただ今、村長が言うように、接続率の向上を目 指すということで何とかこれを少なくしたいと、そのような考えでおります。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第7号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定 することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第10 認定第8号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定 について

○議長(金井佐則君) 日程第10、認定第8号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定 についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長(清水誠治君) それでは、平成25年度東村学校給食事業特別会計決算につきまして 説明申し上げます。

決算書361ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、区分1、歳入総額1億5,759万2,387円、2、歳出総額1億5,719万8,160円、3、歳入歳出差引額39万4,227円、5の実質収支額は同額でございます。

次に、362、363ページをお願いいたします。

学校給食事業特別会計歳入歳出決算書、初めに歳入でございます。左から款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読させていただきます。なお、不納欠損額及び収入未済額欄につきましては、数値がゼロの場合は省略をさせていただきます。また、予算現額と収入済額との比較欄は比較と朗読させていただきます。

1 款事業収入、調定額7,432万5,610円、収入済額7,165万354円、収入未済額267万5,256円、比較107万2,646円の減でございます。1項事業収入、同額でございます。

2款使用料及び手数料、調定額3,000円、収入済額3,000円、比較ゼロ。

3 款繰入金、調定額8,559万1,043円、収入済額8,559万1,043円、比較151万3,957円の減でございます。1 項他会計繰入金、同額でございます。

4 款繰越金、調定額32万1,390円、収入済額32万1,390円、比較610円の減でございます。 1 項繰越 金、同額でございます。

5 款諸収入、調定額 2 万6,600円、収入済額 2 万6,600円、比較 2 万1,600円の増でございます。 1 項村預金利子、調定額ゼロ、収入済額ゼロ、比較1,000円の減でございます。 2 項雑入、調定額 2 万6,600円、収入済額 2 万6,600円、比較 2 万2,600円の増でございます。

歳入合計、予算現額1億6,015万8,000円、調定額1億6,026万7,643円、収入済額1億5,759万2,387円、不納欠損額ゼロ、収入未済額267万5,256円、予算現額と収入済額との比較256万1,613円の減でございます。

続きまして、364ページ、365ページをお願いいたします。

歳出でございます。左から款、項、支出済額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順で朗読説 明を申し上げます。なお、翌年度繰越額につきましては、該当数字がございませんので省略をさせて いただきます。また、予算現額と支出済額との比較欄につきましても、不用額と全て同額でございま すので、説明は省略をさせていただきます。

1款総務費、支出済額7,927万2,243円、不用額117万3,757円。1項総務管理費、同額でございます。

2款事業費、支出済額7,792万5,917円、不用額136万7,083円。1項事業費、同額でございます。

3款公債費、支出済額ゼロ、不用額1万円。1項公債費、同額でございます。

4款予備費、支出済額ゼロ、不用額40万9,000円。1項予備費、同額でございます。

歳出合計、予算現額1億6,015万8,000円、支出済額1億5,719万8,160円、不用額295万9,840円、予 算現額と支出済額との比較295万9,840円でございます。

366ページから367ページは歳入の事項別明細書、368ページから373ページは歳出の事項別明細書となっております。

374ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

平成24年度中の移動につきましては、(2)の物品の表中、区分、スチームコンベクションオーブ

- ン、決算年度中増減高2台の増でございます。決算年度末現在高、最後の列計で4でございます。 以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し 上げます。
- ○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。お願いいたします。

[代表監查委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員(岩崎唯雄君) それでは、51ページをお願いいたします。

学校給食事業特別会計について申し上げます。

歳入は1億5,759万2,000円、歳出で1億5,719万8,000円でございまして、実質収支が39万4,000円でございます。前年に比べて歳入歳出とも約1,600万円の増加でございます。

収入率は98.40%ということで、不納欠損はゼロ、収入未済額は267万6,000円で、25万3,000円収入 未済額はふえております。

款別の決算状況では、事業収入が771万5,000円減、繰入金が2,300万円増となっております。主な理由は第三子に係る給食費の無償化、これによって事業収入が減少、繰入金がふえたのは第三子の無償化と、それから調理設備が更新されておりますので、あわせてそれが増加している原因でございます。

収入未済及び滞納整理については、適切に滞納整理が行われていることが確認できました。しかし、収入未済が前年度に比べて10.42%増加、これは特定の対価、受益者負担ということでございますので、ぜひ負担の公平性の観点からもさらなる徴収体制、収納対策の強化を図って在園中と在学中の、やっぱり卒業してしまうとなかなか回収しにくいと思いますので、収入未済の減少に向けて在園中、在学中に努力をされるように強く求めるものでございます。

歳出については98.15%の執行率。総務費がふえているのは、調理器の更新事業でございます。 高額不用額については1件ございますが、当該費用については予測困難ということでございます。 補正予算に計上することは難しく、予算管理は適切に行われているものと認められました。

抽出審査については2件行いましたが、特に問題はございませんでした。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。 ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第8号 平成25度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第11 認定第9号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計 決算の認定について

○議長(金井佐則君) 日程第11、認定第9号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計 決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 認定第9号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の 認定についてご説明申し上げます。

377ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。区分、金額について朗読し、説明とさせていただきます。

1の歳入総額は1億5,514万8,623円、2の歳出総額は1億5,386万389円、3の歳入歳出差引額は 128万8,234円、5の実質収支額も同額となっています。

378ページ、379ページをごらんください。

歳入歳出決算書の歳入です。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読し、説明にかえさえていただきます。また、予算現額と収入済額との比較は、比較と略させていただきます。また、不納欠損額と収入未済額のゼロ数値になっているところは略させていただきます。

1 款事業収入、調定額は2,186万6,250円、収入済額は同額です。比較8万5,250円。1項事業収入、調定額、収入済額、比較とも同額です。

2款諸収入、調定額277万9,350円、収入済額、同額です。比較650円の減。1項村預金利子、調定額、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。2項雑入、調定額277万9,350円、収入済額、同額です。比較

350円。

3 款繰越金、調定額1億3,050万3,023円、収入済額、同額です。比較977円の減。1項繰越金、調 定額、収入済額、比較とも同額です。

歳入合計、予算現額1億5,506万5,000円、調定額1億5,514万8,623円、収入済額、同額です。比較8万3,623円となっております。

続きまして、380ページ、381ページをお開きください。

歳入歳出決算書の歳出です。款、項、目、支出済額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に 朗読し、説明にかえさせていただきます。また、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較 と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額1,514万3,272円、不用額728円、比較728円。 1 項総務管理費、支出済額、不用額、比較とも同額です。

2 款管理費、支出済額1,009万6,266円、不用額32万8,734円、比較32万8,734円。 1 項管理費、支出済額、不用額、比較とも同額です。

3款予備費、支出済額ゼロ円、不用額は10万円、比較も同額です。 1 項予備費、支出済額、不用額、 比較とも同額です。

4 款建設費、支出済額 1 億2,862万851円、不用額77万5,149円、比較77万5,149円。 1 項建設費、支出済額、不用額、比較とも同額です。

歳出合計、予算額1億5,506万5,000円、支出済額1億5,386万389円、不用額120万4,611円、比較も 同額となっています。

382、383ページをお開きください。

歳入の主なものを説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目事業収入、調定額2, 186万6, 250円、収入済額も同額です。 1 節売電収入、調定額は 2, 143万5, 750円、収入済額も同額です。備考欄にございますが、発電所の 7 月 1 日から 3 月 31 日までの売電収入でございます。

2款諸収入、調定額277万9,350円、収入済額も同額です。2項1目雑入、1節雑入、調定額は277万9,350円、備考欄にありますが、2月の大雪に伴う損害保険金でございます。

3款1項1目繰越金、調定額は1億3,050万3,023円、収入済額も同額です。1節繰越金、調定額、収入済額とも同額です。備考欄にございますが、前年度からの繰越金1万7,023円と同じく、前年度からの繰越金(繰越明許分)が1億3,048万6,000円となっております。

384、385ページをお開きください。

歳出の主なものを説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費、支出済額1,514万3,272円、不用額が728円、23節償還金利子割引料、支 出済額は1,060万円。備考欄にありますが、運用原資の流入金といたしまして1,000万円。従前の運用 益の流入金60万円。これにつきましては、農業用水維持管理基金の運用に伴う原資及び利子を返済したことによるものでございます。25節積立金、支出済額402万9,000円。備考欄にありますが、発電所運用に伴います運用益を基金に積み立てしたものでございます。

2款1項1目管理費、支出済額は1,009万6,266円、不用額は32万8,734円。13節委託料、支出済額は153万5,625円。これにつきましては、発電所の保守管理業務委託費でございます。14節使用料及び賃借料は191万7,000円。これにつきましては、発電所の土地の賃借料でございます。

387ページをお開きください。

15節工事請負費です。支出済額360万377円。備考欄にございますが、災害ステーションとの整備工事で82万1,027円。また、2月の大雪に伴う災害補修工事で277万9,350円を支出いたしました。

4 款 1 項 1 目建設費、支出済額は 1 億2,862万851円、不用額は77万5,149円。15節工事請負費、支出済額 1 億2,766万8,650円。これは発電所の新設等の工事費でございます。

決算書388ページをお開きください。

財産に関する調でございます。

(1) 基金でございますが、基金の名称は自然エネルギー発電運用基金、決算年度中の増減額は 402万9,000円、決算年度末現在高も同額となっています。 (2) 有形固定資産、群馬太陽光発電所、名称は榛東村白子の海ソーラーポート、決算年度中の増減高は、面積は6,389平方メートル、発電出力は572.81キロワット、枚数は2,338枚。決算年度末の現在高も同様となっております。同じく名称は危機管理太陽光発電所、決算年度中の増減高は、面積は157平方メートル、発電出力は8.82キロワット、枚数は36枚。決算年度末現在高も同様となっています。合計では決算年度中の増減高は、面積では6,546平方メートル、発電出力は581.63キロワット、枚数は2,374枚。決算年度末現在高も同様となっています。

主要施策の成果説明書は181ページとなっております。ごらんいただければと思います。

以上、決算につきまして説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご認定いただきますよう、 よろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。お願いいたします。

〔代表監查委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員(岩崎唯雄君) それでは、55ページをお願いいたします。

自然エネルギー発電事業特別会計について申し上げます。

決算額、歳入で1億5,514万9,000円、歳出1億5,386万円ということで、実質収支が128万8,000円でございました。前年に比べますと、歳入で4,400万円、歳出で8,400万円増加しております。

収入率については100.05%となっておりまして、今回、事業収入は2,100万円純増しております。 これは売電開始によって有する電気代ということでございます。 歳出については99.22%の執行率ということで、款別の歳出決算状況は表にございますが、建設費 が前年に比べて5,900万円増加して処理されているということでございます。

抽出審査については、特に問題はございませんでした。以上です。

○議長(金井佐則君) 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。 ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結します。 直ちに採決を行います。

認定第9号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。 よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第12 認定第10号 平成25年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長(金井佐則君) 日程第12、認定第10号 平成25年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

〇上下水道課長(久保田勘作君) それでは、平成25年度榛東村上水道事業会計決算の認定について ご説明申し上げます。

決算書の391ページをお願いいたします。

概要について朗読させていただきます。

健全な上水道事業経営を遂行すべく、浄水の供給及び水道施設の建設改良等を行いました。建設改良事業では、安全で安定した水の供給を目的に、送水ポンプ設置工事及び配水管布設工事(老朽管の布設がえ、減圧調整等)を実施いたしました。日常における浄水の供給状況は、1日最大配水量が6,674立米(平成25年7月11日、前年比40立米の増)となっております。総配水量は207万6,921立米(前年比2万4,648立米の減)となっております。主な理由としましては、節水意識の高まりや節水型機器の普及等の節水型社会への移行等による使用量の減少が想定されます。

経済はいまだ厳しい状況にあり、また今後の社会情勢を考えると、上水道の需要・収益は今後も停滞していくことが予想されます。このような状況を踏まえ、安心で安全な水の供給、経営効率化の推進、健全な事業運営に努めていくものでございます。

(2) の予算及び決算に係る議会議決事項等ですけれども、表のとおりとなっております。

2の業務ですけれども、業務内容(3月31日現在)ですけれども述べさせていただきます。給水人口1万4,599人、給水件数5,345件、新規加入件数69件、給水普及率99.9%、総配水量207万6,921立米、1日最大配水量6,674立米、総有収水量166万7,496立米、前年比6,225立米の減となっております。1人1日平均有収水量250リットル、有収率80.3%。前年比0.7%増となっております。

2の事業収支に関する事項ですけれども、特別損失50万2,892円の減、特別損失21万7,662円の減、 当期純損失72万554円の赤字となっております。

3の企業債に関する事項、借入限度額500万円、当年度借入額500万円、差し引きゼロとなっております。

392ページをお願いします。

(4) から(7) の表は、表のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。 393ページをお願いいたします。

3 の企業債の概況ですけれども、前年度末残高 4 億6,914万2,966円、本年度借入高500万円、本年度償還高2,539万406円、本年度末残高 4 億4,875万2,560円となっております。

収益的収入及び支出の収入でございます。第1款水道事業収益、予算額の合計2億6,007万9,000円、決算額2億5,765万6,154円。予算額に比べて決算額の増減ですけれども、242万2,846円の減。備考で仮受消費税相当額1,195万4,393円。1項営業収益、決算額2億4,373万2,544円。増減ですけれども、339万2,456円の減。2項営業外収益、決算額1,391万9,185円。増減で96万9,185円。3項特別利益、決算額34,425円、増減で425円となっております。

支出ですけれども、第1款水道事業費用、予算合計額2億6,107万8,000円、決算額2億5,571万7,138円、不用額536万862円。備考ですけれども、仮払消費税相当額508万2,818円。第1項営業費用、決算額2億4,045万2,194円、不用額480万806円。第2項営業外費用、決算額1,503万9,544円、不用額10万3,456円。第3項特別損失、決算額22万5,400円、不用額5,600円。第4項予備費、決算額ゼロ、不用額45万1,000円となっております。

394ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入。予算額合計額500万円、決算額500万円。第1項企業債、決算額500万円、2項、3項につきましてはゼロとなっております。

支出。第1款資本的支出、予算額合計8,862万8,000円、決算額7,943万4,556円。不用額919万3,444円。備考で仮払消費税相当額255万2,833円となっております。第1項建設改良費、決算額5,404万4,150円、不用額919万2,850円。第2項企業債償還金、決算額2,539万406円、不用額594円。欄外ですけれども、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,443万4,556円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額255万1,833円及び過年度分損益勘定留保資金7,188万2,723円で補填をしております。

395ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。これにつきましては、消費税は含まれておりません。

1、営業収益、営業収益につきましては、(1)給水収益から(3)その他営業収益の合計が2億3,222万6,328円。

2の営業費用ですけれども、(1)原水及び浄水費から(7)資産減耗費までの合計ですけれども、 2億3,537万2,689円。営業損失ですけれども、314万6,361円となっております。

3、営業外収益、(1)受取利息から(3)雑収益までの合計が1,347万8,513円。

4の営業外費用、(1)支払利息と(2)雑支出の合計が1,083万5,044円。差し引きで264万3,469円となっております。経常損失ですけれども、営業利益から営業外収支を引いたものが50万2,892円となっております。

- 5の特別利益ですけれども、4,425円。
- 6の特別損失につきましては、22万2,087円。

特別利益から特別損失を差し引きました合計が、21万7,662円の減となっております。

当年度の純損失ですけれども、経常損失と特別損失を合計しまして72万554円の赤字となっております。前年度繰越利益剰余金は4,180万9,760円。当年度末未処分利益剰余金につきましては、72万554円を差し引きまして4,108万9,206円となっております。

396ページをお願いいたします。

貸借対照表の資産の部ですけれども、1、固定資産、(1)有形固定資産につきましては、イの土地からチの建設仮勘定までの有形固定資産の合計が25億9,700万2,694円となっております。無形固定資産についてはゼロです。投資、イの投資有価証券、これにつきましては県債を2億円で購入しております。投資合計も2億円となっております。

固定資産の合計額につきましては、27億9,700万2,694円。

流動資産ですけれども、(1) 現金預金から(4) 前払費用までの合計を出しますと、7億5,115万5,440円となっております。

資産合計ですけれども、35億4,815万8,134円となっております。

397ページをお願いいたします。

負債の部。3の流動負債につきましては、(1)未払金から(4)預り金までの合計ですけれども、4億9,836万4,873円となっております。負債の合計も同額です。

資本の部。4の資本金、(1)自己資本金、イの固有資本金からハの組入資本金までの合計ですけれども、1億401万3,797円。借入資本金ですけれども、イの企業債4億4,875万2,560円となっております。資本金の合計ですけれども、5億5,276万6,357円となっております。

5の余剰金ですけれども、(1)資本剰余金、イの国庫補助金から二のその他資本剰余金までの合計ですけれども、23億5,593万7,698円となっております。(2)利益剰余金ですけれども、イの減債積立金からハの当年度末未処分利益剰余金までの合計が1億4,108万9,206円となっております。剰余金の合計ですけれども、24億9,702万6,904円。資本の合計ですけれども、30億4,979万3,261円。負債資本の合計ですけれども、35億4,815万8,134円で資産の合計と一致しております。

398ページをお願いいたします。

収益的費用の明細書でございます。主なものについてご説明申し上げます。

水道事業収益 2 億4,570万9,266円、営業収益のうちの給水収益で、節の水道料金ですけれども 2 億3,012万4,328円。これにつきましては、有収水量166万7,496立米の水道料金となっております。営業外収益のうちの目で利益、受取利息及び配当金ですけれども、節で預金利息158万7,666円、定期預金等の利息でございます。有価証券利息、県債の利息ですけれども、255万8,787円となっております。雑収益921万5,862円、新規加入負担金が724万1,000円となっております。新規につきまして69件となっております。

399ページをお願いいたします。

水道事業費用 2 億4,649万2,820円、主なものですけれども、営業費用、目で原水及び浄水費、節で受水費6,335万8,820円。これは県央水道の受水費でございます。年間125万5,082立米ほど受水をしております。立米単価が50円となっております。目で配水及び給水費委託料ですけれども、1,044万1,543円。これにつきましては、保守点検、機械設備浄化槽検針、減圧弁等の保守点検となっております。メーター交換349戸分も含まれております。修繕費733万3,154円、漏水修理85件、メーター交換分349戸分も含まれております。動力費ですけれども1,390万8,688円、農業用水のほうへ926万7,930円。浄水場の電気料ですけれども、464万758円となっております。諸係費で保険料136万5,677円、雷等の保険費でございます。減価償却費、有形固定資産減価償却費が1億1,188万4,839円となっております。営業外費用の節で企業債の利息ですけれども、1,083万5,044円となっております。

400ページをお願いいたします。

特別損失、目で過年度損益修正損、節で過年度損益修正損で6万6,260円。これにつきましては、 漏水減免1,260立米分でございます。その他特別損失15万5,827円、不納欠損による53件、80人分の不 納欠損でございます。

401ページをお願いいたします。

資本的収入支出の明細書でございます。資本的収入につきましては、企業債500万円となっております。

402ページをお願いいたします。

資本的支出。建設改良費ですけれども、建設改良費5,103万6,667円の内訳ですけれども、委託料で432万円。配水管設計等でございます。建設改良費につきましては4,666万9,000円。北部第2送水ポンプほか9路線の工事費でございます。

起債償還金につきましては、元金償還で2,539万406円となっております。

403ページをお願いいたします。

剰余金計算書でございます。これにつきましては、397ページで説明をいたしております。未処分 利益剰余金4,108万9,206円となっております。

404ページをお願いいたします。

未処分余剰金の処分計算書でございますけれども、未処分利益剰余金4,108万9,206円につきましては、翌年度の繰り越しとなっております。

405ページをお願いいたします。

企業債の明細書でございます。

406ページをお願いいたします。

未償還残高 4 億4,875万2,560円となっております。償還の最終が平成56年 3 月20日となっております。

407ページをお願いいたします。

固定資産の明細書でございます。これにつきましては、有形固定資産の396ページで説明いたしました年度末の消却未済額ですけれども、25億9,700万2,694円となっております。

408ページをお願いいたします。

固定資産明細書で無形の固定資産でございます。当年度の原価消却高は44万円となっております。 これにつきましては、土地改良連合会の上水道管理システム5年間の消却となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。お願いいたします。

〔代表監查委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員(岩崎唯雄君) それでは、75ページをお願いいたします。

地方公営企業法に基づきまして審査を行いました。平成26年7月15日、1日でございます。

審査の方法については、審査に付された決算書等が適切であるか審査を行いました。当該年度の建 設費及び財政状態を適正に表示していると認められました。

審査の概要でございますけれども、業務概要は次のページの表をごらんください。

上から3行目のところで給水件数が77件ふえております。それから総排水量で2万4,648立法メートル減少、有収水量が6,229立法メートル減少、有収率は80.29で、前年に比べまして0.65上昇してございます。ちなみに、6,229立法メートルが前年より減少したのを、例えば単純に150円を掛けますと93万円となります。

それから次に、予算の執行状況について収益的収入及び支出については、次の表のとおりでございます。

資本的収入及び支出についても、次の表に記載してあるとおりでございます。

次に、80ページの営業成績について申し上げたいと思います。

総収益で2億4,570万9,000円、総費用が2億4,643万円でございますので、収益から費用を引きますとマイナスでございます。前年度に引き続いて純損失ということになります。金額は72万1,000円が当年度の純損失でございます。

過去5年間の建設費及び主要な利益指標を下に書いてありますけれども、単純に総収益を21年と比較しますと1,669万5,000円の減、総費用は21年度に比べて2万3,000円の減ということでございます。単純に総収益が減少していることで赤字が発生しているということでございます。ちなみに、有収水量を21年度と比べますと12万6,000立法メートルでございます。これはやはり単純に150円を掛けますと1,890万円という数字になります。これだけ水の売り上げが減ったということでございます。

次にページは24年、25年の損益計算書がありますが、下のほうを見ていただくと当年度純損失、前年が30万2,000円、当年度は72万1,000円で、利益剰余金から72万1,000円を引きまして未処分利益が4,100万円ということでございます。

営業収益及び営業費用について同規模団体平均と比べてみますと、受水費、それから原価消却費は 高く、人件費及び支払利息は少ないのが現況でございます。

財政状態については、ここ数年、赤字が続いております。多少悪化しているのはやむを得ないと思います。

財務比率について申し上げますと、流動比率と当座比率が同規模定期に比べますと大分低いのですが、これはほかにはない前置き金とか、現預金が多額にございます。その結果だと思われます。

次に、企業債の状況でございますけれども、当年度発行は500万、償還がこれは桁が1つ違っていまして直していただきたいと思いますが、2,539万円償還しておりまして、残高が4億4,800万円というふうになっております。

次に、水道料金における未収金の状況でございますけれども、ここ5年間、150万円前後、毎年ふ えている。これは単純に増加したのを5で割りますと、年平均164万円ふえる状況でございます。不 納欠損の額については、20万円前後が例年実施されている状況でございます。

最後に、審査意見でございますけれども、節水型機器の普及、節水型社会への移行ということで、 年々給水量は減少しております。総排水量については2万4,648立法メートルの削減、有収水量は 6,229立法メートルの減ということでございます。当年度の収益が2億4,570万9,000円、総費用2億 4,643万円ということで、純損失が41万9,000円増の72万1,000円となっております。水道料金の未収 はここ数年増加傾向でありまして、前年に比べて128万6,000円増加、1,687万5,000円となっておりま す。水道料金というのは水道事業の収益の根幹といいますか、全体をなすものでありますので、未収 金の減少に努めていただきたいというふうに思います。

なお、有収率が当年度は80.29%、前年に比べまして0.65ポイント改善されております。しかしながら、この数値は群馬県平均の84.62、同規模団体平均の81.79に比べていずれも下回っております。 今後も引き続き原因究明に努めて、有収率の向上に向けて具体的な対策を講じて速やかに取り組みをされたいと思います。前年度に引き続いて当年度においても純損失と言うことでございますので、これまで以上に未収金の減少、業務の効率化、経費の削減を図っていただいて、安全安心な水を長期的に安定供給されることを要望して、監査意見といたします。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 有収率のほうが昨年よりも少し0.65ポイント改善されたという部分があるのですけれども、まだまだ不明水といいますか、そういった部分がある状況であります。また、監査委員の報告から群馬県平均よりもその部分は下回っているということで、今後やっぱりその部分に関してどのように原因究明等、不明水をどういうふうに調査していくのか、そのあたりの具体的な対策といいますか、そのあたりについての考えをお聞かせください。

○議長(金井佐則君) 久保田課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長(久保田勘作君) 有収率につきましては、群馬県下に31の事業体がありますけれど も、24年度につきましては20位ということでなっております。

有収率の向上につきましては、不明水対策とも重なるのですけれども、毎年老朽管等の布設がえを 実施しております。また今後は不明水調査等も実施していきたいと考えております。具体的には現在 も進めております老朽管等の布設がえ、それと不明水調査等をあわせまして対策を検討したいと考え ております。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) やはり布設がえをしていく中でしか、この不明水といいますか、そのあたりはわからない状況なのでしょうか。そのあたりを見つけていくのが難しいのかお聞かせください。

○議長(金井佐則君) 久保田課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長(久保田勘作君) 老朽管につきましては、布設がえを毎年実施しているわけですけれども、現在、主に漏水の原因となっているのが30年以上経過しているポリエチレン管が主なものでございます。それを今、重点的に布設がえということで改良しております。

不明水調査につきましても、調査をしたその時点での漏水がわかるだけであって、漏水につきましては老朽管について随時漏水等がありますので、調査しても全てがわかるわけでもないような状況であります。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 大事なことだと思っていろいろと施策を講じているのですけれども、先ほど課長が話されましたように、わかっているものについてはそういった漏水管の布設がえとかをいろいろしております。

それで、この中に含まれているのは、ご存じだと思うのですけれども、消防水利、そういったものも含まれておるし、それから民間から漏水があったという報告の中で、それも減免をしております。 1カ月1回ということで減免をしております。それが大体月に四、五件、多いときには10件ぐらい出てくるというので、それも減免をしております。そういったものが積み重なって80.幾つかというふうになっているんだと思いますけれども、原因が究明されたものについてはその都度対策を早急に講じていきたいと、このように考えております。

○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 今後も老朽化した部分の管の布設がえ等の更新が必要だということと、引き続き不明水等の調査をしていただくということで、ただ当年度においてやはり純損益等を計上していることを踏まえて、今後のこの企業会計といいますか、水道関係の運営については、どのような方向で村のほうは考えているのか、そのあたりに関して村長の考えをお聞かせください。

[「暫時休憩」の声あり]

○議長(金井佐則君) 暫時休憩します。

午後0時8分休憩

午後0時9分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 失礼しました。

先ほどから申し上げておりますように、やっぱり水を使ってもらう、そしてそれを確実に使ったものについては転化してもらうというようなシステムづくりをちゃんとした中で、さっきから言っていますように、有水率を高めるということが一番かなというふうに思っております。それと同時に、大きな企業でも来てぱっと使っていただければ、またその成果もあるのかなというふうに思いますので、そういった点も頭に置いて、これから取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第10号 平成25年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに 賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、平成25年度の決算審議は終了します。

岩崎代表監査委員におかれましては、決算審査を初め、行政全般にわたりましてご指導を賜り感謝申し上げるところでございます。ここに一般会計並びに特別会計の決算が無事認定されましたことに対し、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして、午前の会議を閉じたいと思います。

午後は1時30分から再開いたします。

午後0時11分休憩

午後1時30分再開

○議長(金井佐則君) 午後の会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第60号 動産の取得について

○議長(金井佐則君) 日程第13、議案第60号 動産の取得についてを議題といたします。 議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。 提案理由の説明を求めます。

村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) 動産の取得についてご説明いたします。

今回の動産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定しています動産に買い入れで、予定価格が700万円以上の取得でございます。

それでは、取得する財産、取得金額、契約の相手について朗読し、説明にかえさせていただきます。 取得する財産、平成26年度相馬原飛行場周辺消防施設設置助成事業消防ポンプ自動車整備事業、消 防ポンプ自動車CD-1型(4WD)1台。取得金額、2,176万2,000円、うち取引に係る消費税及び 地方消費税額161万2,000円。契約の相手、住所は東京都港区西新橋3丁目25番31号、称号等、株式会 社モリタ東京営業部、代表者、部長、尾形和美。

詳細についてご説明いたします。

今回、取得する消防自動車は、防衛省の補助を受けて消防第2分団の車両を更新するものです。現在の車両は、平成11年3月15日に登録したものでございます。今回取得する車両は、総排気量は4,009cc、ベース車両はトヨタのダイナ、消防専用車でございます。規格は先ほど申し上げましたCD-1型の消防自動車でございます。四輪駆動の6人乗りでございまして、ポンプ性能は高圧2段バランスタービンポンプ、規格放水量、放水性能は0.85メガパスカルで、毎分2,000リットル以上の放水性能があるものとしています。

なお、納期につきましては、来年の2月20日となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、ご議決いただきますようお願いいたします。

- ○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。
 - ここで質疑を行います。質疑ございませんか。
 - 6番松岡稔君。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 6番松岡稔です。

今までこの防衛省の補助事業で相馬原演習場周辺とあったのですけれども、今回は飛行場とあります。この違いと、南分署の南1が今年度に買いかえになってこの予算を使ったということで、化学と

いう名称がついたそうです。今回、この取得について消防団の装備だとか、今、総務課長が話してくれた性能について飛行場という名称がついたように、いろんな変更等がありますか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長(村上和好君) まず、補助事業の名称でございますが、これにつきましては飛行場が新たに防衛施設として加えられたということでございます。その中での補助事業ということで解釈していただければと思います。

あと、装備の関係ですが、これは消防庁の基準がございまして、その基準の中のCD-1型ということになっていまして、その装備品ということです。先ほど言いました南署に入りました化学消防車ではなく、普通の消防ポンプ自動車という規格になっています。

○議長(金井佐則君) 6番松岡稔君。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) では、飛行場とついたから、今までの装備とは何ら余分に装備がついたとい うわけではないわけですね。

それと、この補助率について防衛省が何%で幾ら、県の補助が幾ら、村の持ち出しが幾らか、わかったら教えてください。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

[総務課長 村上和好君発言]

○総務課長(村上和好君) この消防自動車については装備品の規格がございます。それに基づきまして防衛省の単価がございます。その単価に基づいて補助されるということでございます。

補助率は3分の2ということなんですけれども、実際には防衛の補助単価につきましては、1,120万4,000円が補助基本額ということでございます。それの3分の2ということでございますので、746万9,000円が国庫補助金ということでございます。ですから、さっき出た契約金額から国庫補助金を引くと村費ということです。

今回の事業につきましては、防衛省の補助ということでございますので、県費は入っておりません。 ○議長(金井佐則君) ほかに質疑はございませんか。

8番松岡好雄君。

[8番 松岡好雄君発言]

○8番(松岡好雄君) 松岡です。ちょっとお聞きします。

パーセントを出された、この平成26年度榛東村入札執行状況一覧によると、これを見たら98. 幾らで……

○議長(金井佐則君) ちょっと待って。

今は動産の取得についての審議をしておるところでございます。

○8番(松岡好雄君) 今のは取り消し、議案第60号について質問します。

2,176万2,000円、大分いい金額なのですけれども、これについて先ほど説明があったとおりなんだけれども、さっき聞き漏らしたので、四駆で何リッターの水がくめるのか、それを聞きたかったのだけれども、タンク内は何リッターなのですか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

[総務課長 村上和好君発言]

- ○総務課長(村上和好君) 今回の消防自動車については水槽はついておりません。先ほど申し上げましたのは、たしかポンプ性能で0.8メガパスカル、毎分2,000リッターの規格放水性能があるものということで答えたと思います。説明したとおりです。
- ○議長(金井佐則君) 8番松岡好雄君。

[8番 松岡好雄君発言]

- ○8番(松岡好雄君) それが80ではなく800リッターと、それを聞き間違えたかなと思って今質問したのだけれども、いい車なので大事に使っていただきたいと思います。 終わり。
- ○議長(金井佐則君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第60号 動産の取得について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 請願・陳情について

○議長(金井佐則君) 日程第14、請願・陳情についてを議題といたします。

過日、付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、各常任委員長より審査報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇〕

○総務産業建設常任委員長(山口宗一君) 審査の報告を申し上げます。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成26年第3回第16号、区分、陳情、提出者、北群渋川農業協同組合、代表理事、組合長、亀井勝男、件名または要旨、規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に対する自民党ならびに政府への働きかけのお願いについて。

受理番号、平成26年第2回第3号、区分、請願、提出者、原水爆禁止群馬県協議会、代表理事、滝沢俊治、件名または要旨、2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書採択の請願。

受理番号、平成26年第2回第4号、区分、請願、提出者、群馬県労働組合会議議長、真砂貞夫、件名または要旨、「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」提出についての請願。

受理番号、平成26年第2回第8号、区分、陳情、提出者、第19区区長、山下茂、区長代理、久保田 茂美、件名または要旨、村道宿61号線改良舗装工事について。

以上です。

○議長(金井佐則君) 平成26年第3回陳情受理番号第16号、平成26年第2回請願受理番号第3号、 平成26年第2回請願受理番号第4号、平成26年第2回陳情受理番号第8号は、継続審査の申し出がご ざいました。したがいまして、閉会中の継続調査を許可いたします。

次に、南文教厚生常任委員長より審査の報告を求めます。

南文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員長(南 千晴君) 閉会中の継続審査申出書。

本委員会は審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成26年第3回第5号、区分、請願、提出者、渋川市聴覚障害者福祉協会会長、小林秀男、件名または要旨、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」の制定を求める意見書を国に提出してほしい。

受理番号、平成26年第3回第14号、区分、陳情、提出者、一般社団法人群馬県私立幼稚園協会会長、 原徳明、件名または要旨、私立幼稚園就園奨励費補助事業実施のお願い。

受理番号、平成26年第3回第15号、区分、陳情、提出者、一般社団法人群馬県私立幼稚園協会会長、原徳明、群馬県私立幼稚園PTA連合会会長、菅原豪、件名または要旨、子ども・子育て支援新制度等に対する要望について。

以上です。

○議長(金井佐則君) 平成26年第3回請願受理番号第5号、平成26年第3回陳情受理番号第14号、 平成26年第3回陳情受理番号第15号は、継続審査の申し出がありました。したがいまして、閉会中の 継続調査を許可いたします。

以上をもちまして、日程第14、請願・陳情についてを終わります。

- ◎日程第15 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- ◎日程第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- ◎日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- ○議長(金井佐則君) お諮りいたします。

日程第15、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第17、議会運営委員会の 閉会中の継続調査についてまでを、会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご 異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 異議なしと認め、日程第15から日程第17までを一括議題といたします。 各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がありました。 お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする ことに決定いたしました。

◎日程第18 議員派遣について

○議長(金井佐則君) 日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、榛東村議会会議規則第120条の規定により、議会で議決することになっております。現在、群馬県町村議会議長会議員研修会が確定しております。したがって、お手元に配付いたしました件名のとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議」なしの声あり]

○議長(金井佐則君) 異議なしと認めます。

したがいまして、お手元に配付した件名のとおり議員を派遣することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日までに付議された案件は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長(金井佐則君) 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

9月3日の開会以来、本日までの16日間、7名の議員からの一般質問、平成25年度の各会計決算の 認定並びに本年度の補正予算、条例制定、一部改正や請願・陳情などについて、熱心なご審議、活発 な質疑、討論がなされ、議決いただき、本議会が閉会できますことに対し厚く御礼申し上げます。

さて、9月3日の開会初日の挨拶に申し上げましたが、第2次安倍改造内閣の閣僚の顔ぶれがそろいました。その中には小渕優子議員が経済産業大臣に入閣し、地元として大変喜ばしい限りであります。

小渕代議士においては、「家に帰ったら子供たちの成長をしっかり見守り、時間があれば保護者会にも行き、現場で日本の教育について経験を積ませていただいています」と述べているように、仕事と子育てを両立させています。就任挨拶では、大臣として取り組む経済政策は安倍政権のかなめの1つとし、「大変に重い責務だが、日本の未来と子供たちのため、強い日本と強いふるさとを取り戻したい」と力を込めました。日本経済復興という重責になりますが、今後のますますのご活躍をご期待申し上げます。

9月も中旬になりますが、なお残暑の厳しい日が続いています。議員各位におかれましては、健康 管理に十分ご留意され、村の発展にご尽力いただきますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶といたし ます。

◎閉 会

○議長(金井佐則君) 以上で、平成26年榛東村議会第3回定例会を閉会といたします。 ご苦労さまでございました。

午後1時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 南 千 晴

榛東村議会議員 松 岡 好 雄